

時、又座體より立體に移る時、或は膝行をなさんとする時等、此の體を用ふ、其の法、膝間を開くは、正座の時の如くし、足は爪先を内に折り立て、前後に俯仰せず、左右に傾斜せず、踵と臀とを離し、但し、起着の時に限る上體の自然を保つにあり、之れを敬禮の作法として用ふるは別儀なり、そは其の條下に述ぶべし、膝行の條、第九圖を參看すべし。

安坐

ウ 安坐

安坐とは、正坐に對して、安らかに坐する義なり、古は左右の足蹠を合はせ、臀を直ちに地に着けて坐せしことあり、されど今は其の用なければ云はず、こゝに擧ぐるは、俗に所謂アグラを組むことにて、これ等皆、古來胡坐、趺坐等の文字を用ひたるものなり、此の坐法は、組みたる外足の爪先を、上座の方に向はしめざるを禮とす、故に左側のもものは、左足を内にし、右足を外に

龜居

エ 龜居

し、右側のもものは之れに反し、左面のもものは、右足を内にし、左足を外にし、右面のもものは之れに反す、而して正中にあるものは、右面と同じく右足を外にす、此の坐法は、現今多くは祭事に用ひざれども、直會式等に用ふる事なきにしもあらざれば、心得置くべし。

龜居とは、足を左右に開きて、其の狀龜の如き坐法なれば、かく云へるなり。

龜居は、カメ井と讀み、又字音のまゝに、キキヨとも云ふ、正坐と異なる所は、正坐は足を臀下に置けども、龜居は臀の左右ににがして、龜足の如くにして居るなり、此の法古く朝廷にて、叙位除目等の時、多く行はれたり、今祭事に用ふる事なければ、用なきに似たれど、キキヨと訓むより、跪居と混同して、世に誤解せ

る者もあればこゝに辨ぜり。

第三節 坐起

坐起

先ヅ兩足ヲ爪立テ、次ニ右膝ヲ起シテ、立チナガラ、左足ヲ進メテ、右足ニ踏ミ整へ、或ハ右足ヲ引キテ、左足ニ踏ミ整フルナイフ、進ム起座ハ、左足ヲ進ムル方ニ依リ、退ク起座ハ、右足ヲ引ク方ニ依ルモノトス。

著座

席ニ上下ノ別アル時ハ、下座ノ膝ヨリ起スモノトス。先ヅ左膝ヲ突キ、次ニ右膝ヲ突キ整へテ、座スルナイフ。進ム著座ハ、左膝ヲ前方ニ突キテ、右膝ヲ突キ整へ、退ク著座ハ、左足ヲ引キテ膝ヲ突キ、右膝ヲ突キ整フルモノトス。座前ヨリ著座スル時ハ、先ヅ左膝ヲ突キ、回轉シテ座スルモノトス。座後ヨリ著座スル時ハ、先ヅ左膝ヲ突キ、膝行シテ座スルモノトス。

ス。

席ニ上下ノ別アル時ハ、總ベテ上座ノ膝ヨリ、突クモノトス。

内務省告示中、起居進退は、總て正中に於てする法を主として、示されたるものにして、其の左右を云へるは自身を主とせるなり。以下起居進退を云へる各項、皆此の例なり。

起座とは、坐したるもの、起ち上る所作にて、著座とは、起ちたるもの、座に着く所作なり、而して、座席の上下によりて、其の膝に先後あるものなり、夫れ人は二つの足を有し、其の足は三の關節ありて、自在に起ち、又は坐することを得る構造なれば、随つて其の法則自然に備はれり、されば此の法則に反して、起着するは、甚だ不條理にして、自ら不敬の所作となる、不敬は神人の悪む所にして、神祭に於て最も禁忌する所なり、然るに世には、往々之れを輕んじ、起着だに出來得れば、其の作法は顧み

ずして可なりと云ふ者あり、されどこは深く思はざるものなり、試に思へ、左右の足を揃へて、同時に起つものとするれば、行くにも、亦二足を揃へて、送らざるべからざる理なり、また三關節のはたらきに従ひて起着せざれば、體の前後左右に傾斜俯仰するものにて、事體の整はざるのみならず、自然の道理に反したるものなり、これ等果して、事理に叶ひたりや否や、識者を待たずして明なり而して起着に、事理の存する事を知らば、上下左右の別ありて、此の道理を立てざれば、禮の本義に叶はざることを辨へざるべからず、此の起着に就きては、古來議論の別るゝ所にして、或は右起左伏を本義と云ひ、或は左起右伏を正當といふものあり、これまた小事にして、論議する要なきに似たれども、之れを小事として看過するは、いたく誤れるものにて、その此れを誤るは、左右を誤り、上下を轉倒するものなり、抑、

禮の主眼目的とする所は、上に屢述べたるが如く、左右上下、本末、尊卑の別を明にするにあり、故に此の別を誤れば、小にしては一身の動作を誤り、大にしては人倫道德を紊る、之れを顧みざるは、その理においては、君臣父子の義を顧みざると、何の擇ぶ所かこれあらん、慎まざるべからず、故に古、皇室禮、武家禮ともに、これ等の事にも深く注意せられたり、されば多數の祭員、團體を以て祭式を行ふに當り、其の起着の法區々ならんか、其の儀は見るに足らざるものといふべし、さて之れを原則に基づきて行はんには、起着に進退の別あり、又正中及び左右面左右側によりて、其の作法を變ぜざるべからず、左に逐次之れを述べんとす、古は、正中に於て、起着又は拜をせし例、稀なりと考へらる。前文内務省告示中、正中を主として示されたるは、左右に偏する時は混雜して、實施上不便なるを以てなるべし、其の心して

見るべきなり。

一 進む起座

座を起つ時、體の前に進み出づる法をいふ。坐せる時の膝の所に立つ法なり。

凡そ事をなさんとするには、先づ心に之れを思ひ、氣之れに隨ひて體に傳へ、其の局部の運動を始むるものなり、例へば食事をなさんと欲するは、心氣にして、手と口とは其の意を承けて働くものなり、之れを心氣と體との一致と云ふ、此の理はこの起座着座のみにあらず、世間凡百の事理皆相同じ、よく味ひ知るべきなり、故に坐したるもの、起ち上りて、進まんとするには、進む起座の法に従はざるべからず。

其の法は、先づ臀を上げ、兩足を爪立て、跪居の體をなし、此の時、膝間は離れたる次に片膝をおこして、其の爪先を一方の膝通りに重く進め、膝と爪先とを揃ふるは、列座の時、並の變更せざらんが爲めに、一人一箇にてなす時は、強ち此の法を要せず、又足を軽く急劇に運び、

持の橋を踏む事往々あり、注意すべし。起ち上ると共に、一方の足を進めて、踏み整ふるなり。此の足も、重く進むる事を要す。

起座の時は、動もすれば、體の前後左右に、俯仰傾斜するものなり、注意すべし、尙ほ上體起き上りて、整ふと共に、手は立體の姿勢の如く、下腹の邊に上らざるべからず。この手をあぐるは、筋を持つて、この時の姿勢にして、普通とは別なり。

ア 正中

正中にて正面のときは、先づ右足より起ち、次に左足を進めて、正立するものなり、但し、こは、止立の場合を云ふ、以下同じ、又神座を背後にして、起つ時も、右足より起つなり。此の場合、直ちに神座に正面する斜向ものにて、遠近の上に於て上下の別はあれども、左右の上下を論ずるものにあらず、そのは其の目的とする神座に對して、道理を立て、又便宜を謀るを以て本義とすればなり、其の左右の上下を論ずるは、左面右面及び

左側右側と分るゝに到りて始めて云ふものにして、正中にては、其作法に於ても、左右上下を合せたる、一種獨特の作法なること、古來通式の如くなれり、されば起つに右足よりし、坐するに左足よりして、其の間素れざる妙こゝに存す、故に其の筋に於ても、已に此の作法に決定せられ、予も亦師傳に依りて、常に右起左着を以て定説として、之れを教授せる所なり。

イ 左右面

禮の作法を現はすには、先づ上下に經緯のある事を、辨知せざるべからず、左右面は緯にして、遠近は經なり、左右側は場合によりて經又は緯となることあり、故に左面にては、先づ下座即ち右足を起て、次に上座即ち左足を進めて踏み整へ、右面にては、之れに反して左足を起て、右足を進めて踏み整ふるなり。但し、左右面共に、神座を背後にして起つ時は、起つる足これに反す。

ウ 左右側

左右面の條に云へるこゝく、左側にては、下座即ち左足を起て、後上座即ち右足を進めて踏みとゝのへ、右側にては、之れに反して右足を起て、左足を進めて踏み整ふるなり。但し、正中を背後にして起つ時は、起つる足これに反す。

二 進む着座

座に着く時、體の前に進み出づる法をいふ、立てる時の爪先の前に坐する法なり。進む起座の條にて云へる如く、進退の關係によりて、着座にも進むと退くとの別あり、これ自然の理勢なり、爰に述ぶるは、其の進んで着座する法なり。

其の法、先づ膝を折り、上體を下すと同時に、兩足を爪立て、一應上腿を水平にし、此の時、臀自ら踵の上に軽く乗る。臀の踵の上に乗る頃、一方の膝を突き、後他の一方の膝を突き、次に兩足の拇指を重ね、左上臀を突き、右下臀

進む着座の作法

進む着座

を下し、坐體の姿勢となるなり。
着座の時は、動もすれば體の傾斜し、且つ膝音ひざねのするものなれば注意すべし。

尚ほ上體の下ると共に、手は坐體の姿勢の如く、上腿の上に下らざるべからず。

此の作法も、座席の上下によりて、突く膝に先後あれば、左に之れを示さん。

ア 正中

進む起座の條にて述べたる如く、左右の上下を論ぜず、先づ左膝を突き、次に右膝を突くものとす。但し、神座を背後にして着する時も、左膝より突くなり。

イ 左右面

進む起座の條にて述べたる如く、座席の上下によりて、其の所作異なり、即ち左面は先づ上座、即ち左膝を突き、次は下座、即ち

右膝を突き、右面は之れに反して、右膝を先に、左膝を後に突くものなり。但し、左右面共に、神座を背後にして着する時は、突く膝これに反す。

ウ 左右側

左右側も、座席の上下あれば、左側は右膝より着座し、右側は左膝よりすべきものとす。但し、正中を背後にして着する時は、突く膝これに反す。

三 退く起座

座を起つ時、體の後に退く法を云ふ、坐せる時の足背の所に立つ法なり。退かんとするには、退く起座の法に、從はざるべからず。

其の法、進む起座と同じ、たゞ異なる所は、先に起てし足を、上體立上がるに連れて、後に起つる足に重く引よせて、踏み整ふるにあるのみ、又注意すべき條項も、進む起座と異なる事なければ参照すべし。

此の作法も、座席の上下によりて、起つ足に先後あれば、左に之

退く起座の作法

退く起座

れを示さん。

ア 正中

イ 左右面

ウ 左右側

正中、左右面、左右側、共に左右の足、起着の先後は、進む起座に異なることなく、只進退の所作を異にすれども、それは前項退く起座の條に述べたるによりて知るべし。

四 退く着座

座に着く時、體の後に退く法を云ふ。立てる時の爪先の所に坐する法なり。

其の法、一方の足を、後へ重く引きさまに、其の膝を一方の爪先と整頭せしむる様突き、次に一方の足を引きて、跪居の體となりて坐す、さて初の足を引くに、其の膝と一方の膝先と、整頭せしめざれば、其の位置變ずるものなり、委しくは拜の條下に云

へるを見るべし、又退く着座の時は、動もすれば、前後に體の俯

仰するものなれば、よく注意すべし。

この作法も、座席の上によりて、突く膝に先後あれば、左に之れを示さん。

ア 正中

イ 左右面

ウ 左右側

正中、左右面、左右側、共に左右の足、起着の先後は、進む着座と異なることなく、只進退の所作を異にすれども、それは前項退く着座の條に述べたるによりて知るべし。

以上述べし所によりて、坐起の作法は、已に詳悉せりと信ず、尙ほ此の作法につきて、参考とすべき、一二を擧げん。

すべて正中以外の起座は、下座(座下)の足より起ち、着座は上座

注意

(座上)の膝より突くものなり、元來坐起共に、三舉動になすべきものなるを、或は跪居せずして起着し、或は跪居すれども、兩脚を同時に起着する等、二舉動に所作するものあり、此れ自然の理に反きたるものにて、禮の作法にあらず。

坐起共に、跪居の體を作る時、足の爪先を折るは、必ず足背の方に折るべきを、足蹠ソクの方に折るもの、初心の輩に往々見る所なり、これ痲痺せる時の病體を、眞似するものにて、事理に合ひたるものにあらず。

手は、上體につきたるものなれば、上體の伸ぶる時は隨て上り、下る時は、又隨て下るものなり、普通禮の體は、これと異なり、然るに此の理を誤りて、坐して手を上げ、立ちて下げ居るものあり、これ事體に反せるものなり、右は跪居其の他の條に、述べたるものなれども、注意を促す爲め、再述するものなり。

整列

因に云ふ、袴の裾を踏まず、また踏みたるを直す所作、及び體の俯仰傾斜せざる方法等、種々あれども、實地に示すにあらずば、却つて弊の生ずるものなれば、略くこととせり。

第四節 整列

行列とは、列立列座をいふ、凡そ儀式は一人にて行ふこと能はざるものなり、一人にて行ふこと能はざるが故に、必ず二人以上數人を要す、數人を要するが故に、列造りの必要あり、是に於て、自整列の法、定まらざるべからず、列立は立體の所作、列座は座體の所作にして、共に列席の法なり、故に列を正すことは、儀式の初にして、此の列造りの亂雜なる時は、儀式の莊嚴を保つ事能はず、整然として、終を全くする事能はざるものなり、彼の死せる孔明が、生ける司馬懿を懼れしめたるも、蜀の軍容、整然として、亂れざる所あるを以てなり、列次整頓し、祭員の心、相一

致して、始めて至誠、神人を感動せしむるものなれば、海陸軍共に、列を正す事に重きを置くも、亦理由なきにあらず、されば古朝廷の儀式においても、神宮の祭儀に於ても、殊に之れを重んじ、習禮の日、已に版位ばんゐを設け、標を立て、其の席位を知らしめ、或は異位重行、或は雁行、雁列、或は中強、居流まがら等の制を嚴にして、儀式の整頓を圖れり、古人の座列、行列等に、意を用ふる事の周到なりしを知るべし、諸社の本座、祝詞座、拜座等も、即ち其の列すべく、着すべき位置を、誤らざらしめんが爲なり。

列立

一 列立

列立とは、列の前、又は後よりならび立つを云ふ。

列立には、列前列後の別ありて、隨て上下の差別あるものなり、故に前者の列せる所、或は版位ばんゐ、又は標のある所に至り、之れに列するに、前後各其の作法あり、而して其の列後に餘地ある時は、後より列すべきものなることは、古書に見ゆる所なり、されど便宜を圖りて、前後何れにても、宜しきに従ふべし。

列前列立

ア 列前列立

列前列立とは、列の前方より入りて、列に就くを云ふ。

其の法、先に列に在るもの、爪先の通りを標準として、列すべき所に到り、其の爪先先に列立たての人なきの整頭の位置に、己の爪先を進めて止立し、次に上體と共に轉廻して、座下の足を踏み入れ、其の爪先を座上の足の爪先に接せしめ、次に座上の足を座下に入れて、先の足と共に踏み整へ、列立するものなり、其の足順、左の第七圖の如し。

列後列立

イ 列後列立

列後列立とは、列の後方より入りて、列に就くを云ふ。

其の法、先に列に在るもの、踵の通りを標準として、列すべき

列後列立の作法

所に至り、其の踵先に列立の人なきの整頭の位置に、己の爪先を進めて止立し、次に己の座上の足の爪先の通りに、座下の足の踵を重く進め、次に座上の足を、前の如く進め、踏み整へて列立するものなり、其の足順、左の第八圖の如し。

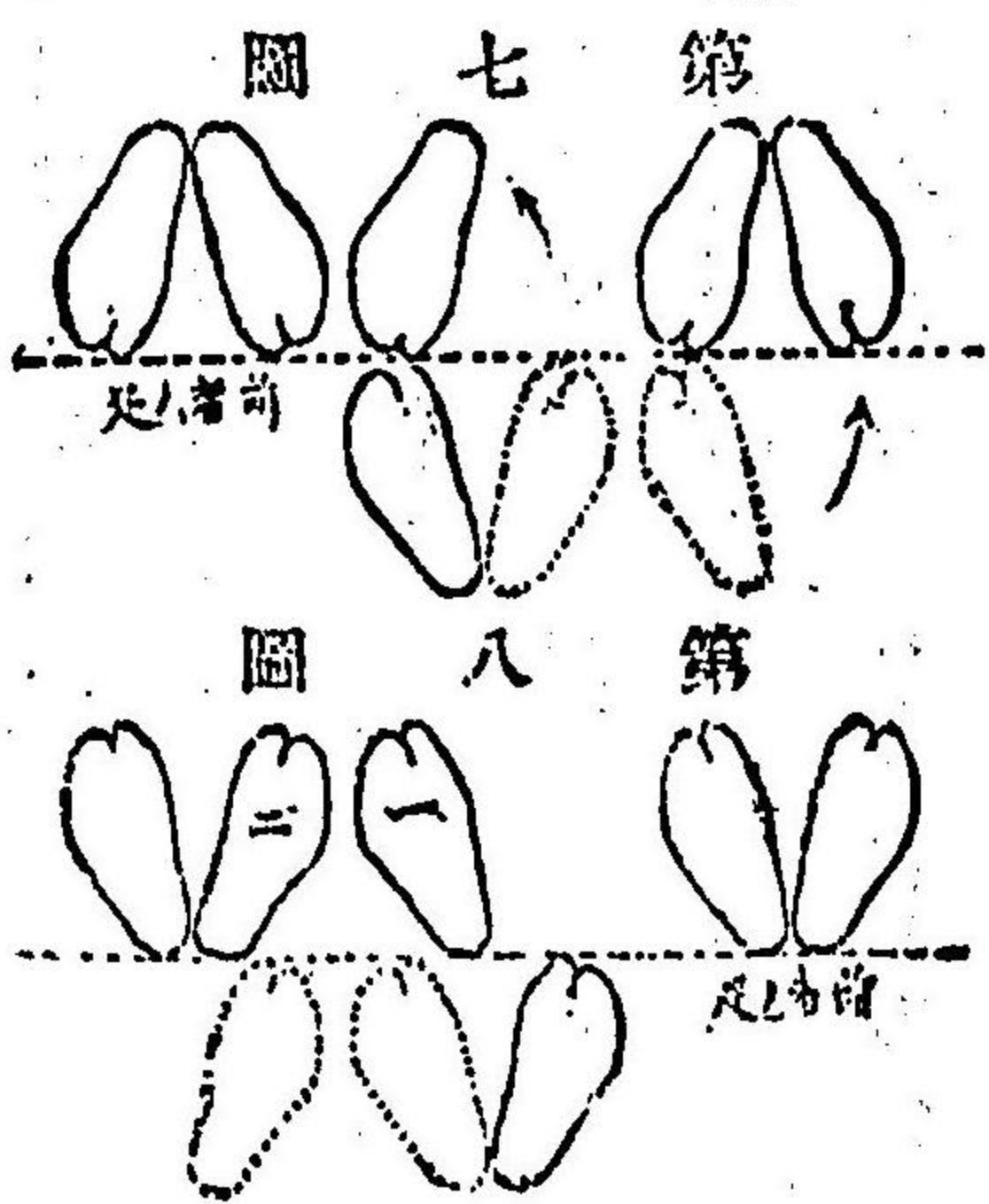
ニ 列座

列座とは、列の前又は後より、ならび坐するを云ふ、其の他は列立の條に云へるが如し。

座前着

ア 座前着座

座前着座は、座の前方より入りて、座に着くを云ふ。



法座前着

其の法、列立の條に云へるが如く、先に座にあるもの、膝の通りを標準として、座すべき所に至り、其の膝先に列立の人なきの整

頭の位置に、己の爪先を進めて止立し、先づ進む着座の如く、座上の膝をつき、次に座下の膝を突き、跪居の體となり、次に座下の膝を起して、其の爪先を座上の膝に整頭密着せしめて、次に座上の膝を起し、座下の膝を先着者の膝と整頭に突き、伏せつゝ、體の方向を我が背後に轉換して、座下の足初め座上にありし足を引き、跪居の體となりて着座す、尚ほ左の第九圖によりて見るべし。

座後着

イ 座後着座

座後着座は、座の後方より入りて、座に着くを云ふ。

其の法、先に座にあるもの、臀の通りを標準として、坐すべき所に至り、其の臀先に列座の人なきの整頭の位置に、己の爪先を進めて止立し、先づ進む着座の如く、座上の膝を突き、次に座下の膝を突き、跪居の體となり、次に座下の膝を、先着者の膝と整頭に進め、次に座上の膝を、座下の膝に、進め整へて着座す、尚ほ左

法座後着

の第十圖によりて見るべし。

以上述べたる所によりて、列立列座の作法は、已に明瞭せるなるべし、尙ほ此の作法につきて、注意すべき一二を擧げん。

列前列立の時は、初の足を

運ぶに先ち、既に心氣の回

轉するものなれば、上體は

隨てその状を現し、足も亦

之れに従ふべきものとす。

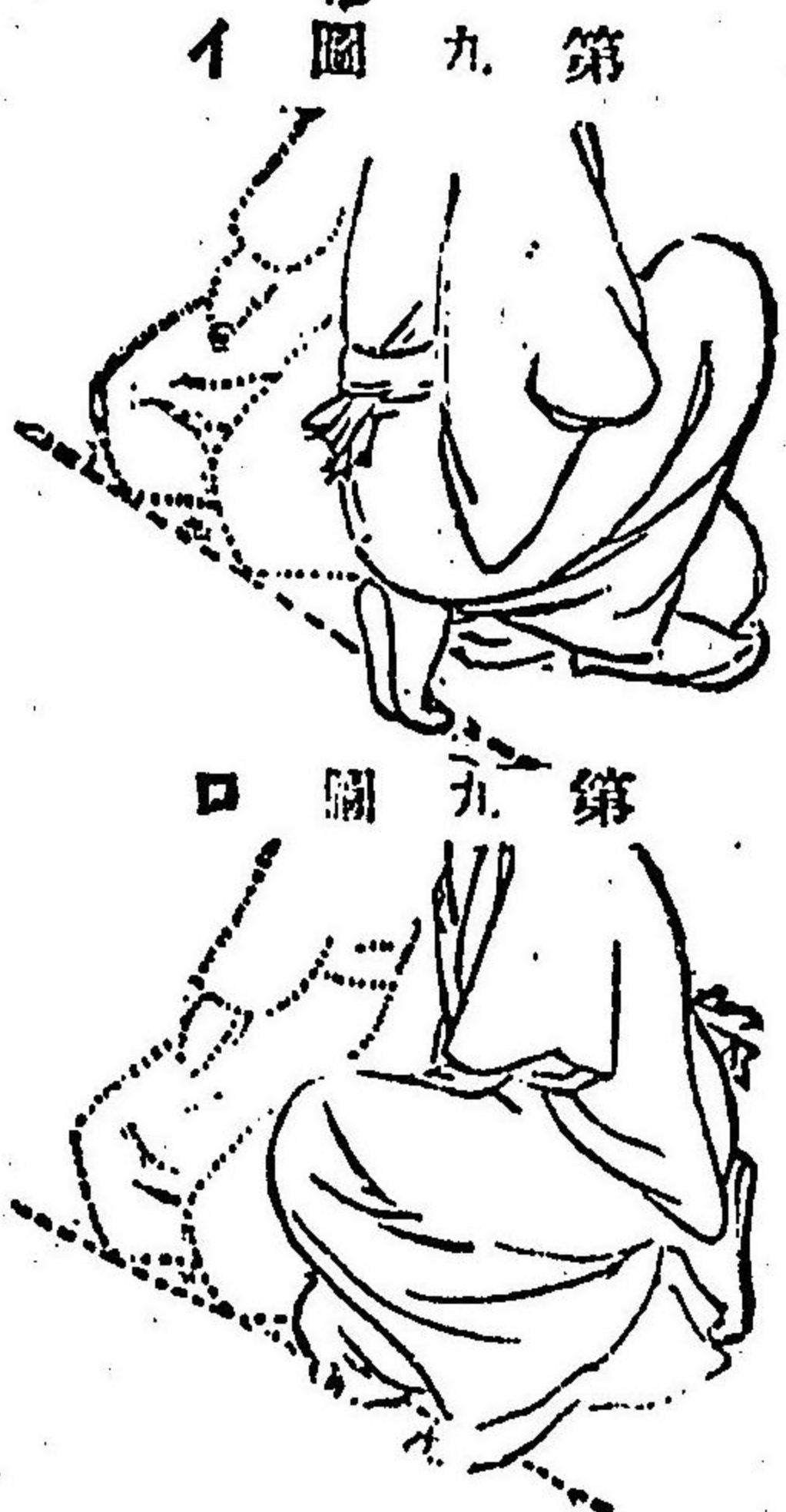
列後列立の時は、先に列に

ある者の踵に、己の爪先を、整頭ならしむべきものなるを、往々

深きに過ぐる爲め、列に入りて前に出ですぐるより、さらに後

にひかざるべからざるものあり、こは寧ろ淺きに過ぐる方を

宜しとす、及ばざるは、過ぎたるよりまされり。



列立列座の時、規定の舉動以外には、少しも動作すべからざる

ものと心得て、往々前者の爪先、又は膝に

整頭せずして、列立又は列座するものあ

り、かゝる場合は規定の舉動以外といへ

ど、目立たざる様動作して、前者に倣ひて、

整頓する事を要す、書法に所謂補筆の如

し。

座前着座の時は、回轉するを主とせず、寧

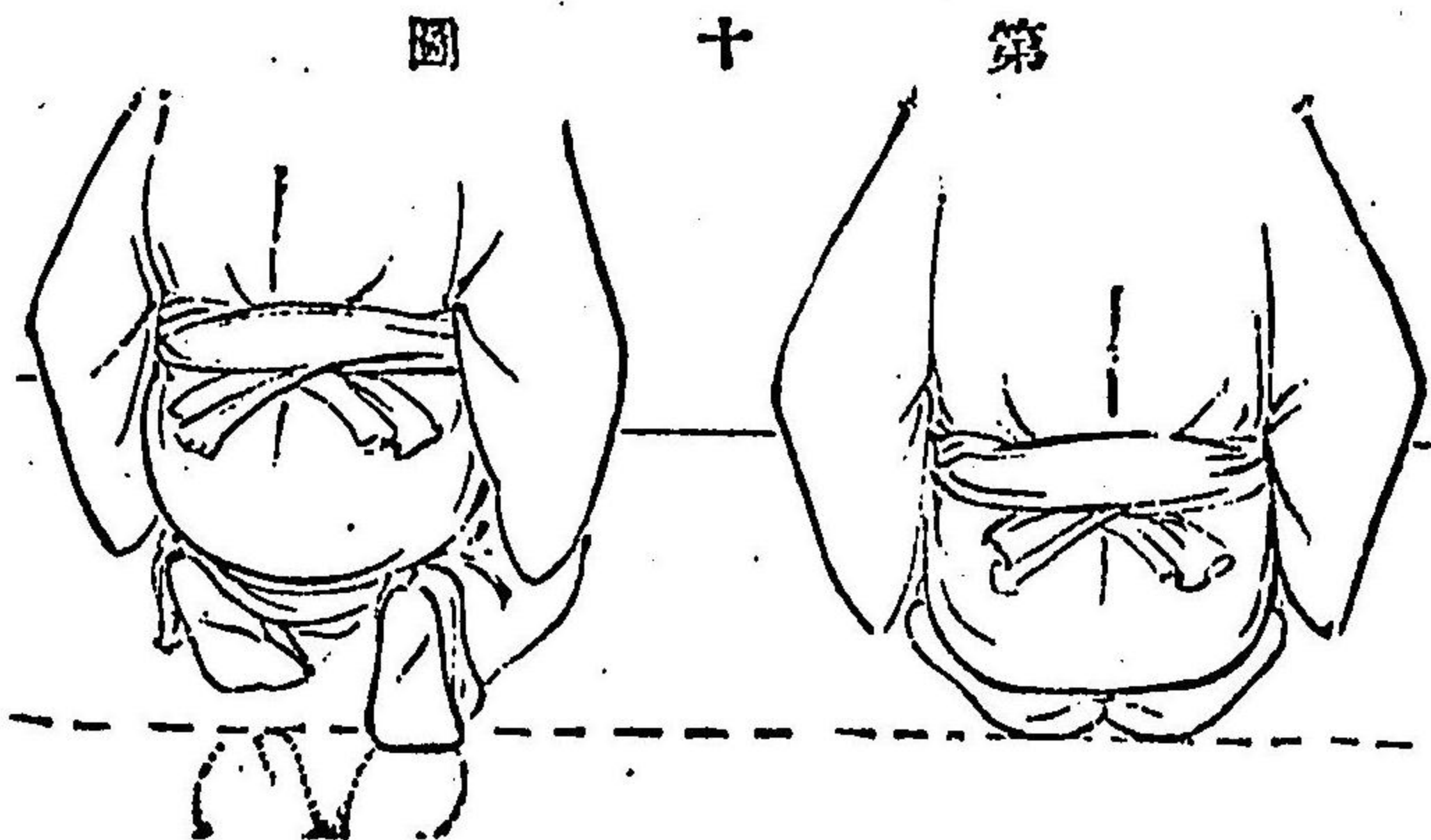
ろ膝を入れ換ふるものと心得べし、又此

の所作は、自然の勢にて、早きに過ぐるも

のなれば、之れを緩くするは、禮の體を得

たるものなり、尙ほ此の所作も、體の俯仰

傾斜して、見苦しき態を演ずるものなれば、之れを防ぐ心得あ



れども前節坐起の條末に云へる如くなれば略す。

因に云ふ、近來列立列座共に、後に餘地あるにも拘はらず、實地に於て、列前又は座前よりのみ就くもの多し、これ好奇の所爲の如く見えて、却つて不體裁なり、されば列立の條下に云へる如く、古書に基づき實地の便宜をはかり、前後その宜しきに從ひて、列立又は列座すべき事肝要なり。

第五節 行歩

進退 行歩

進ム時ハ左足ヨリシ、退ク時ハ右足ヨリス。
席ニ上下ノ別アル時ハ、進ム時ハ下座ノ足ヨリシ、退ク時ハ上座ノ足ヨリス。

この前項も、亦正中にての進退を示されたるものなり、式場に出入し、或は式場に於て進退する爲の、立體の姿勢を以て歩むを云ふ。

其の動作主として、足にあるものにして、其の動作によりて、其の人の品格性質を現はすものなれば、古來大いに之れを重んぜり、殊に儀式上の行歩に至りては、其の沈着なると輕躁なるとによりて、儀式の尊嚴を保つと然らざるとに、重大の關係あるものなり、されば古、朝廷の儀式にありても、常行、常歩、練歩に別ちて、之れを重んぜられし事、古書に散見せり。
さて上に云へる如く、足の容は重きを貴ぶものなれば、行歩に於ては、殊に意を用ひて、愈重く歩をはこぶを、主とせざるべからず、されば古來諸禮の上にも、序破急など、その種別を立て、種々説明せる所なれば、神祭を行ふもの、豈忽にする事を得んや。

練歩

一 練歩

練歩とは、古、朝廷の儀式に、君前近き所にて行ひし、行歩の一種

にして、現今神祭に行ふものにはあらざれども、足の容の重んずべきを知らしめん爲め、また神前間近く進む時の心得の一端ともなれば、これを説く事とせり、其の種類、及び行ふ場合、并に其の作法等、古書に散見せる所多けれども詳ならず、されど今日徐歩を行ふに、この概略を知る必要あれば、余は之れを古書に徴し、且つ故皇典、講究所副總裁久我建通公に就きて、其の大略を聞く事を得たり、抑も同公は、九旬の高齡に達せられ、位は人臣を極め、數朝に歴事し、宮中の典故に通ぜられしのみならず、實地に之れを行はれし方なれば、其の所傳の確實なる事、固より論なきなり、今其の口授せられし所と、古書に散見せる所とを併せて、左に述べんとす。

此の作法は、古來除目、節會、朝賀等の儀式に、大納言以上の高官、稀には中納言にも、時許せられしことあり君前に出づる時、多くは紫宸殿の前庭、櫻橋樹

練歩の作法

の邊まで徐歩し、これより練歩を行ひしものにて、其の練り方練歩を行ふネルといふには、種々の名稱ありて、各家流を異にせり、其の種類には、鼻高、角低、早練、細練、荻虫練、落練、遅練、片練、肩練、淺沓練、笏引等ありて、事により、時により、所により、家によりて、各其の差ありしもの、如し、右の内角低の名稱は、古書に見えざる所なり、而して時代によりて、變遷ありしものにして、同公の時代には、鼻高、角低の外は、已に絶えて傳はれるものなく、又行はれざりしものありたるが如し、さて鼻高とは、爪先を高く上ぐるにて、角低は之れに對して低きを云ふ、之れを行ふには、特に身體を責めて、衣袖を刷し、笏を兩手に持ちて之れを抜き、笏首を目通にして、肘を張りて肩を平らにし、最も心を治めて進む、足は膝を縮めず、踵は地を離るゝ事なく、爪先を摺り上げて踏み出す、其の歩狀足の長さ程にして、即ち一方の足の踵、一方の爪先の通りに至

る程にて、其の上^アげてより下^カすまでの間は、伊呂波四十七字を誦する程の時間こは、久我家などに傳はれるものを要し、櫻橘樹の邊より拜を行ふべき位置までに至るには、今日の時間にて、凡そ一時間を費したり、而して之れを行ふものは、皆束帶せるものにて、數十人常に數十人ならず、時によりては、一人のこれを行ふ事もあるなり、同時に練り行く様の莊嚴なりし事、譬ふべき物なかりきとぞ、要するに、上代君前に咫尺する作法、斯の如く鄭寧慎重なりしものなれば、神明に咫尺奉仕する神職たるもの、よく此の意を體し、平素身心を沈靜にし、事に望みて過誤失態なからん事を期すべし、今徐歩を述ぶるに先だち、之れを云ふもの蓋し冗言にあらざるべし。

以上の如く、練歩の作法は、古書に散見する所なれども、其の實地、口傳なければ之れを了解すること難きものなるを、幸にして同公の傳授を受けて、其の大要を述ぶることを得るは、斯道の

の爲めに、大に感謝の意を表せざるべからず、今其の次第を述べて、讀者に報せんとす。

予が同公につきて、其の口傳を受けたるは、明治三十六年の盛夏の頃なりき、同公は老嫗の疲勞を顧みず、諄々として説明せられ、且つ自ら其の要點を實地に行ひて、之れを示されたり、時に予は祭式教習の任を帯びて、地方に出張すべき期迫れるを以て、再會を約して辭したり、此の時公は、歸京の後は一層委曲を傳へ、且つ拜舞舞踏の作法をも、傳授せん事を告げられたり、然るに何ぞ圖らん、これや永訣の告別ならんとは、公は予が歸京に先ちて薨去せられぬ、嗚呼天、此の人に齡を假さんには、練歩はいふも更なり、宮中の故實典禮を傳承して、世を益する所多大なるべきを、さるにても、人は其の學ぶべき時機を、逸すべからざる事を知るべし、元來練歩は、諸家秘傳の存するものあ

るが如く、且つ神職には、直接の關係なきを以て、容易に傳へられざりしが、予は徐歩を行ふに、輕躁傲慢に流るゝ弊を矯め、且つ神前に咫尺する神職の一舉一動、慎重を要する事を知らしむるに、最も必要なる事を述べて、切に之れを請ひしが、公大に其の意を諒せられて、之れを傳へられたり、これ實に公の賜にして、永く記憶すべき事なり、されば予は之れを語る毎に、感謝の涙禁ぜざるものあり、然るに近時、予が教習を受けし者にして、自己の發明せしものゝ如く、將た己の意見の如く、事々しく之れを説明して、世を誤る輩あり、これ予が同公に對して、恐懼措くこと能はざる所なり、禮を學びて無禮を行ふと、古人の戒むる言、それこれ等をいふか、讀者請ふ幸に其の心せられん事を。

二 徐歩*

徐歩

徐歩とは、行歩の一種にして、祭典儀式の時、普通に歩むを云ふ、行歩の條に云へる如く、步行する事は、自然の理に依るものなれば、此の理に背きては、或は傲慢の如く、或は輕躁の如く、或は柔弱の如く見え、隨つて儀式の莊嚴を保つと能はず、されば古來普通禮の上に於ても、種々の法則を立て、之れを重んじ之れを練習せり、故に今は古禮により、今日普通に用ふる步行を斟酌して、祭儀に用ふる徐歩の法を定む、さて之れを説かんとするに先だち、古の徐歩の概略を示さん。

古の徐歩は、今いふ徐歩とは異なる所あれども、沓を穿ちて急ぐ場合等に、之れによれば、甚だ都合よきものなり、其の法、久我公の示されし所によれば、步調は無かりしかど、步間の距離は、足の長の半程にて、即ち一方の足の中程に、一方の足の踵を進め、順次斯のごとくして、足蹠アシタをすりつゝ、歩を進む、これ古の徐

歩なり。

徐歩を靜肅にするは、儀式を莊嚴にする所以なること上述の如し、祭典に奏樂あるは、素より神に對して之れを奏するにあれども、一は祭員の歩調を整へ、靜肅を保たんが爲めにして、參進獻饌等の樂は、其の著しきものなり、故に常に呼吸を計り、歩調を正して練習し、漸次奏樂に合して歩を調へ、儀式に當りて區々ならざらむ事を要す。尙ほ奏樂の事は、儀式の條に之れを説くべし。

徐歩の作法

其の作法は、膝を曲げず、腰を据ゑ、脚を伸べ、爪先を少しく上げて進む、其の歩間の距離は、一方の踵と一方の爪先との間に、足長より稍短き間隔を保つ程にすべし、而して進むには踵を摺り、爪先を下ぐる時に、他方の踵の離るゝを放たざるやうにして、順次に送り出すべし、人の緩歩するには、常に呼吸に關するものにて、吸に爪先を舉げ、呼に爪先を下すものなり、よく注意

して、此の理に反せざらん事を要す、尙ほ歩むには、體の傾斜するものなり、之れを防ぐ方法あれども、實地にあらざれば盡し難し、さて此の作法は、時處位によりて、遲速の別あり、これ恰も

樂曲、及び普通禮、武術等の上

に、序破急の別あるがごとく

自らの理なり、今之れを緩平

急の三種に分ちて説明せん、

緩とは、一呼吸に、一步の速度

をいひ、

平とは、一呼吸に、二歩の速度

をいひ、

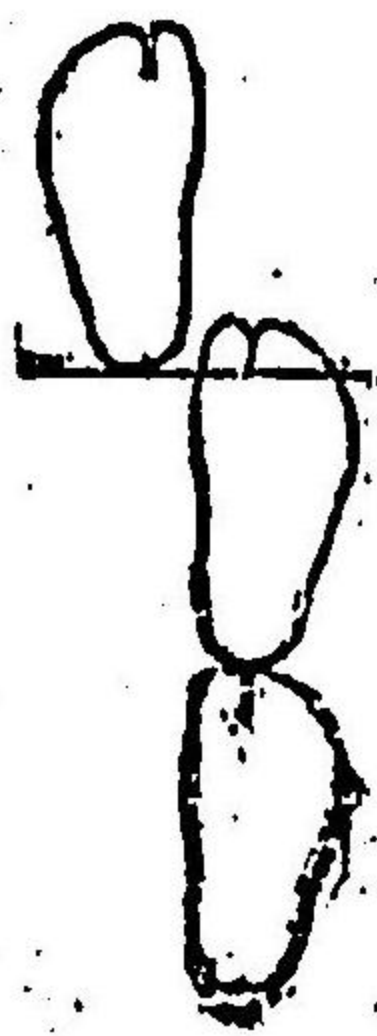
急とは、一呼吸に、四歩の速度をいふ。

右の第十一圖は、緩歩の圖にして、平歩、急歩は從つて歩間も狹

第十圖



第十一圖



進行及び止立

く、爪先の上りも少しと知るべし。

ア 進行及び止立

進行とは、前に進み出づるを云ひ、止立とは、其の位置に止まるを云ふ、進行を前進とせば解し易けれども、思ふ所ありて改めず。立體の姿勢にて立てる時、進み出でんとするに伴ひて起る動作は即ち進行にして、其の動作を止むるは止立なり、さて此の進行は、座席の上下によりて、踏み出す足に、先後の別あるものなれば、左に之れを述べん、而して進行の止立は、足の左右に拘はらず、進みたる足に、後れたる足を進めて、踏み整ふるものなり。

甲 正中

乙 左右面

丙 左右側

正中にては、左足より進め始むるものにて、左面は下座の方即

ち右足より始め、右面にては、之れに反して左足より始め、左側は、下座即ち左足より始め、右側は、之れに反して右足より始むるものとす。

イ 退歩

退歩とは、尊前に背を向けて、歩むを云ふ。退歩を背進とせば解し易

ぬ節もあれば暫くこの名稱を用ふること、せり。

こゝに退歩と云へるは、狹義の意にして、廣義に云へば、逆行も此の内に含むものなれども、適當の語なきにより、暫く此の名稱を假用せるなり、而して所謂退歩とは、神前に於て、逆行回轉に次いで下る間の動作にして、神座を背後に爲したれば、止立せざるを法とす。

甲 正中

乙 左右面

丙 左右側

正中にては、右足より始め、左面にては、左足より始め、右面にては、右足より始め、而して左右側は、左右面及び後の左右折の條を參看して知るべし。

逆行及び止立

ウ 逆行及び止立

逆行

右足ヨリ、右左右ト後歩スルナイフ、尊前ヲ退ク時ニ行フ所作ナリ、其ノ程度凡ソ三步トス。席ニ上下ノ別アル時ハ、上座ノ足ヨリス。

この前項も、亦正中にての進退を示されたるものなり。逆行とは、逆退とも云ひ、尊前に向ひながら退くをいふ。尊前にて、直に背を向けずして、後歩する事は、敬意を表する動作にして、古來朝廷の儀式を始め、普通禮の上にも之れを重んずる所なり。

逆行及び止立の作法

其の作法は、踵かかとを離し重く離すなり、聊か體を前にかくる氣味にて、足蹠あしを摺りつゝ、退くにて、進行の動作と反對なり、古來凡そ三步とす、座席によりて、足に左右の別あることは、次に述ぶるが如し、此の止立は、先に曳きたる足に、後れたる足を引寄せて、踏み整ふるなり、但し時宜によりて、止立せざることあり、尙ほ進行の條參看すべし。

甲 正中

乙 左右面

丙 左右側

正中にては右足より始め、左面は上座即ち左足よりし、右面は之れに反して右足より始め、左側は上座即ち右足より始め、右側は之に反して左足より始むるなり。

逆行は、主として尊前即ち神前、勅使、奉幣使、齋主等の前にて、立

曲折及
止立

禮座禮共に行ふべき所作座禮にては膝退
の後之れを行ふなれども、或は立禮の
時、大麻行事等に用ふる事あれば、よく注意あるべきなり、尙ほ
敬禮作法中の逆行の條參看すべし。

三 曲折及び止立

曲折とは、左又は右に折れ曲る所作にして、止立は曲折したる
まゝにて、立體の姿勢を保つを云ふ。

凡そ前後に進退すべきものは、必ず左右に動作すべきこと自
然の理なり、こゝに曲折及び止立を説くは此の理に基づける
ものにして、其の左、又は右に折れ曲りて、進退するによりて此
の名あり、左に之れを述ぶべし。

ア 進行左右折

左、又は右に折れ曲る時、其の位置の進むを云ふ。

進行の左折は、右足を進めて、其の踵を左右の爪先に横に接し

進行左
右折

逆行左
右折

逆行左
右折の
作法

て踏み、此の時、上體を左に
向くることを要す次に左足を左方に、踏み出して歩むな
り、止立の時は、左足を右足に揃へて、踏み整ふるなり。

右折及び其の止立は、之れに準じて反對の所作なり、尙ほ左の
第十二圖によりて知るべし。此は、便宜上
右折を示す

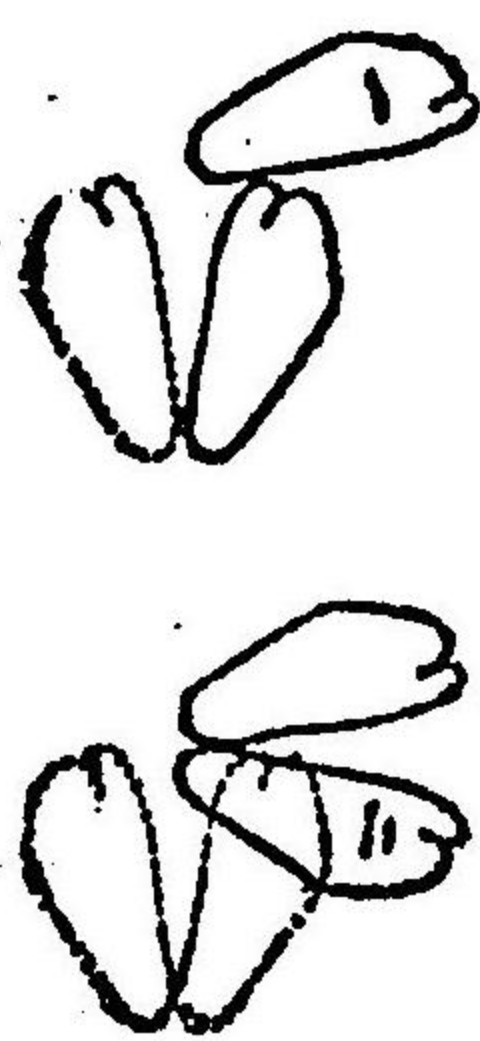
イ 逆行左右折

左又は右に折れ曲る時、其の位置の退くを云ふ。

逆行の左折は、左足を開き、其の踵を、右足の踵の後方に横に接
此の時、上體を左に
向くる事を要す次に右足を左方に、踏み出して歩むなり、止立
の時は、右足を左足に揃へて、踏み整ふるなり。

右折及びその止立は、之れに準じて反
對の所作なり、尙ほ左の第十三圖によ

第二十圖



りて知るべし。此は、便宜上
右折を示す
進行の左右折は、進行中の曲折に行ひ、逆行中の

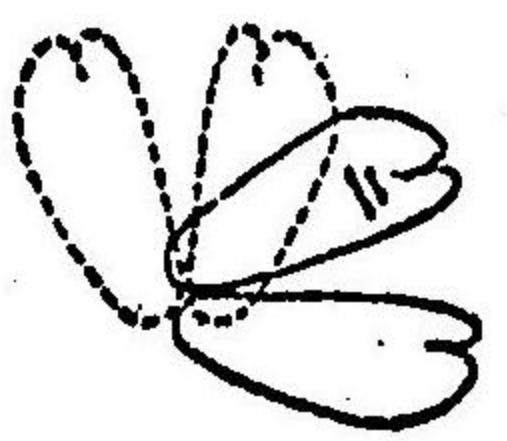
曲折に行ふは勿論なれども、場合によりて、其の何れを行ふも妨げなし、たゞ二舉動にすべきを、一舉動にすること、往々見る所なり、これ事體を得たるものにあらず、注意すべし。

四 回轉及び止立

回轉及び止立

回轉とは、其の方向を左又は右より、反對に轉換する所作にして、止立は回轉したるまゝにて、立體の姿勢を保つを云ふ。

第三十圖



曲折及び止立の條にて云へる如く、回轉も自然の理による所作なれば、隨つて左又は右に回轉し、或は止立するものにして、其の場合によりて、又進行逆行の別あり、左に之れを述べし。

ア 進行左右回轉

進行左右回轉

進行左右回轉の作法

左又は右に回轉する時、其の位置の左右に變ずるを云ふ。左に回轉せんとする時は、右足を進めて上體と共に、其の踵の内側を左足の爪先に、後斜に接して踏み、次に左足を踏み出して歩むなり、止立の時は、左足を右足に揃へて、踏み整ふるなり。

右回轉は、之れに準じて反對の所作なり。

上に述べたるは、二舉動になす法なり、こは沓を穿ける時などには、往々不慮の失態を演ずることもあるれば、其の場合には左の如く、三舉動に行ふ方よかるべし。

進行左右回轉の作法

左に回轉せんには、先づ進行の左折の如く、右足を進めて其の踵を、左足の爪先に横に接して踏み、次に左足の踵を、右足の踵の後方に、横に接して踏み、次に右足を踏み出して歩むなり、止立の時は、右足を左足に揃へて、踏み整ふるなり。

四し、其の位
置は進む。

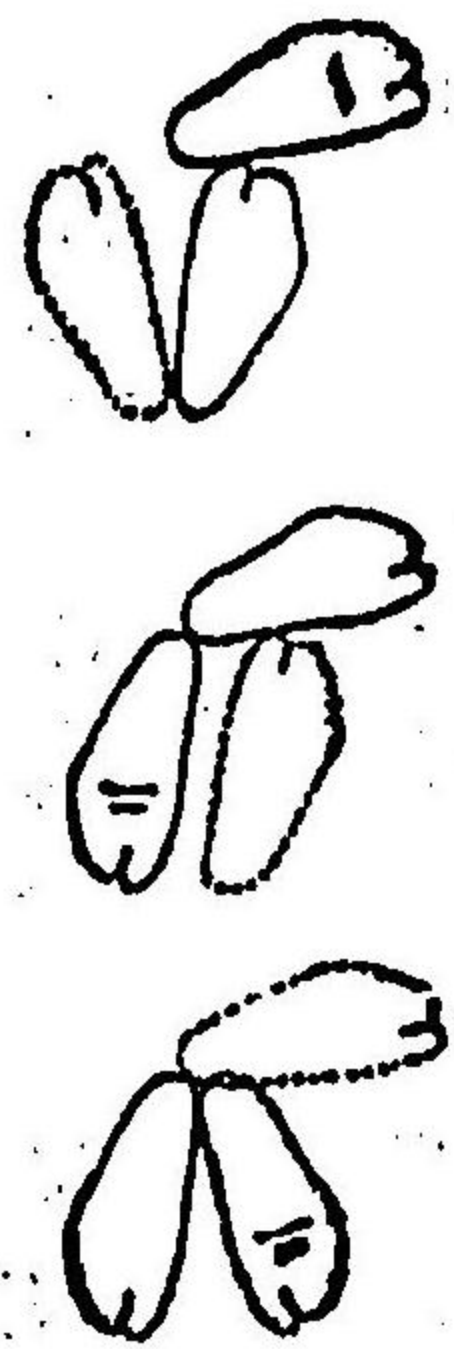
右回轉は、之れに準じて反對の所作なり、尙ほ左の第十四圖に
よりて知るべし。圖は、便宜上三舉動
の右回轉を示す。

逆行左
右回轉

イ 逆行左右回轉

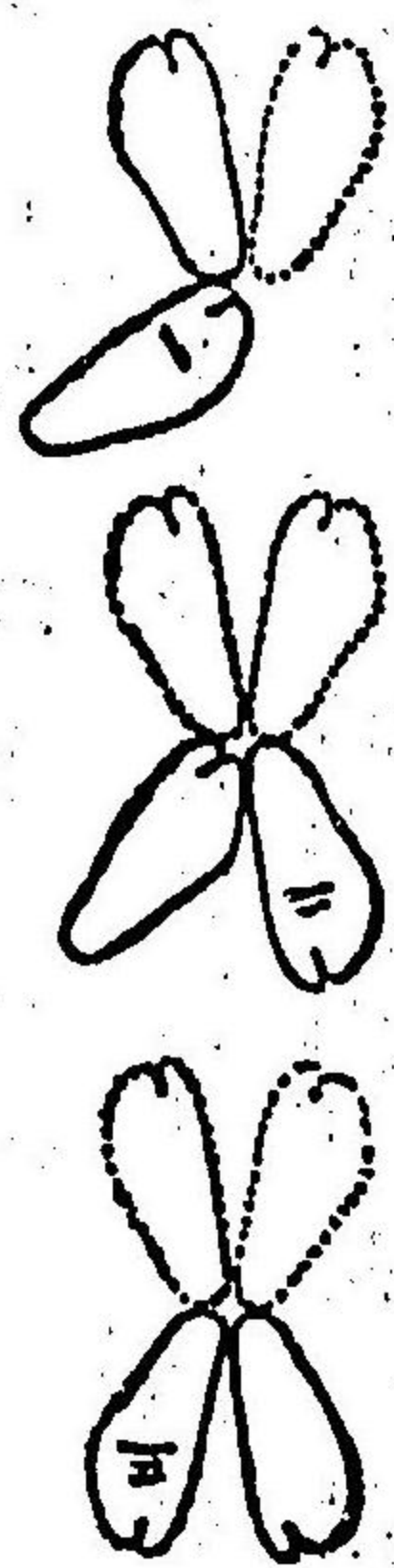
左又は右に回轉する時、その位置
の退くを云ふ。

圖 四十 第



左に回轉せんとするには、左足を下げて、其の拇指の爪先を、右
足の踵かかとの後方に斜に接して踏み、次に右足の踵の内側ウラを、上體
と共に左足の爪先に、後斜ウラナカに接して踏み、此の時、左の足
や、地を離る。左足を
踏み出して歩むなり、止立の時は、左足を右足に揃へて、踏み整
ふるなり。

右回轉は、之れに準じて反對
の所作なり、尙ほ下の第十五
圖 五十 第



圖によりて知るべし。圖は、便宜上右
回轉を示す。

こゝに述べたる逆行ウラは、後の敬禮中の逆行ウラとは、其の趣を異に
せるものにて、これは主として、行歩の主旨より云へるもの
にして、彼れは敬意を表するを主とするものなり、敬禮中の逆行ウラ
の條参照すべし。

尊前の回轉は、進行逆行ウラ共に退歩に連絡するものなれば、回轉
終りて止立するは、背を向くる理にてよろしからず、又座席の
上下によりて、其の回轉の方向を異にす、上座の方に開くを通
例とすれど、又場合によりては、一時、變を行はざるべからざる
ことあり、こは實地にあらずば盡しがたし、上席に背の向はざ
る、様注意すべし。膝退回轉
の條參考。

前條述ぶる所によりて、既に讀者は、行歩及び之れに伴ふ曲折
回轉の理、并に之れに處する方法等を、知悉せしなるべし、され

ば其の理に基づき、其の法に據りて、練習に練習を加ふる時は、自ら妙域に進む事を得べし、妙域に達すれば、行歩、曲折、回轉等故に行ふ如き狀、現はるゝものにあらず、其の故に行ふ狀あるは、未だ其の妙域に達せざる徵なり、彼の武術の上に、心形刀、心氣力等の語あるは、體と精神との一致して、時處位に應じ、縦横自在に、敵の虚に乗ずる事を得る謂にして、その斬突せんと欲する時、先づ劔戟を振り翳して、後に距離を計り、次に體を構へて、始めて斬突を行ふが如きは、其の順序に於ては、整ひたるが如しといへども、其の機既に逸して、又爲す所なかるべし、これ心氣力の一致せざるによるものなり、されば禮の作法と、武術の動作とに論なく、凡べて事をなさんとするには、心氣力相一致して、其の間髪を容れざる所に、妙味の存するものなるを辨知せざるべからず、乘馬の術語に、鞍上人なく、鞍下馬なしとい

膝行

へるも、人と馬との、一致せざるべからざる理を現せる語なり、世の禮を修むるもの、よく此の意を咀嚼して、動作に齷齪拘泥することなく、心氣の向ふ處に従ひ、圓滑且つ敏活に、行ひ得べき事を期せざるべからず。

第六節 膝行

膝にて進退する所作にして、行歩の一種なり、古は進むに膝行といひ、退くに膝退といひ、又は膝退をも膝行といひしこと、往々見ゆる所なり、故に今は之れを膝行と名づけ、更に其の所作によりて、膝進、膝退の二つに分つこととせり。

前節に於て述べたる如く、人は自然の理によりて、立ちて進退する事を得、また坐して進退する妙を得たれば、随つて時處位に應じて、其の法式によらざれば、敬意を表することを得ず、これ本節に於て、膝行を説く所以なり、此の作法は、古來宮中にて

は、除目の管文等に、常に用ひられたりしものにて、行歩と同じく、其の人の品格を現はすものなり、其の作法の巧なる時は、自ら敬意を表する状現れ、此れに反して拙なる時は、最も見苦しさものなれば、注意すべきことなるを、普通此れを行ふに、多くは進退共に、故に斜向するもの、如く、心得たるものあり、これ正しき膝行を行ふと能はざる弊なり○故實に所謂管文之時持管ハ、不動左右手、腰不動、身左右ニ不傾、頸面又不傾、如立歩之時、進退以有度爲善、可准知とあるを見て知るべし、尙ほ云は、立歩するに、故に體を斜向する必要なく、且つ斜向するを見れば、直に異様に感ぜらる、膝行に於ても亦此の理に異ならず、併せ考ふべし、而して立歩に大小あるが如く、膝行にも大小ありて、行事にはおほく大きく行ふとも、尊前の進退には、小さく行ふ

方、事體を得たるが如し。

膝進及
び止立

膝行

一 膝進及び止立

膝ニテ進ムナイフ、先ヅ。跪キテ。左膝ヲ進メ、次ニ右膝ヲ進メ、又左膝ヲ進メテ、右膝ヲ突キ整フルモノトス
席ニ上下ノ別アル時ハ、下座ノ膝ヨリス

此の前項も、亦正中にての進み方を示されたるものなり。上に云へる立歩の進行と、其の理相同じく、只立歩は足を以て進み、膝進は膝を以て進むの差あるのみなれば、注意すべき要領亦相似たり。

膝進の
作法

其の作法、先づ跪居の姿勢を取りて、甲の爪先を前に踏出し、これに力を入れて膝を突く時、膝自ら甲の乙の膝は地を摺りつゝ、進め行り、これ更に乙の爪先を前に踏み出し、これに力を入れて膝を突く時、膝自ら乙の甲の膝は地を摺りつゝ、進め行る、これか

く交互に進み行くなり、さて此の作法にも、大小の別ありて、歩間の廣大は、甲の爪先を、乙の膝のほどに、踵と臀との間、聊か放すを可とす、踏み着け、其の膝を突き進む時、乙の膝を甲の膝近く進め、更に乙の爪先を、甲の膝の程に立つるなり、小は、甲の爪先を、乙の股の程まで踏み着け、其の膝を突き進む時、乙の膝を甲の股の程まで進め、更に乙の爪先を立つるなり、尙ほ左の第十六圖によりて知るべし。圖は、左足を進むる所

二 膝退及び止立

膝行ノ反對ニシテ、右左右ト退クナイフ

席ニ上下ノ別アル時ハ、上座ノ膝ヨリス

膝行膝退ハ、尊前ノ進退、神饌獻撤ノ時等ニ行フ所作ナリ、其ノ程度凡ソ三步トス

此の前項も、亦正中にての、退き方を示されたるものなり。

膝退及び止立

膝退の作法

膝退は、膝進の條にて云へる如く、立歩の逆行と其の理相同じく、足を以て退くと、膝を以て退くととの差あるのみ。

其の作法、先づ跪居の體をなし、臀を乙の足を後方に引き退くる時、其の踵に臀を移す、一步更に甲の足を後方に引き退くる時、臀を其の踵に移す、一步かくて交互に引き退くるなり、さて此の作法にも、大小あり、そは引き退くる、足と足との廣狹による。

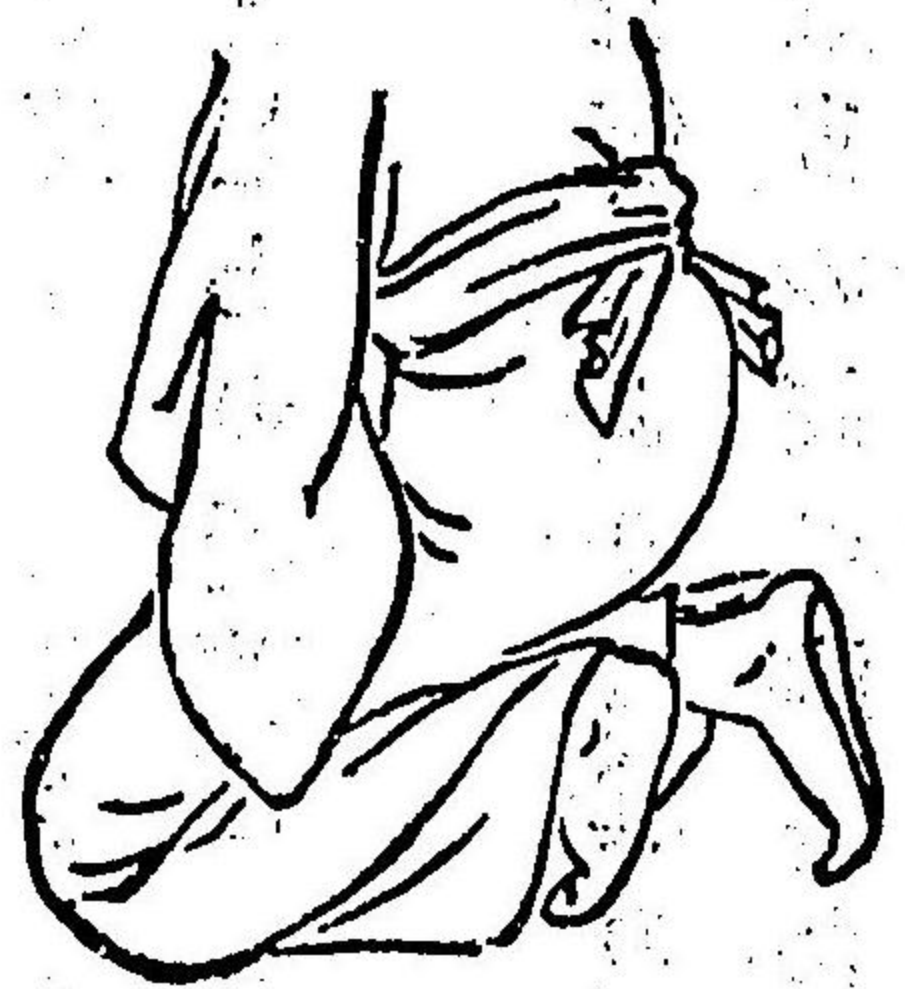
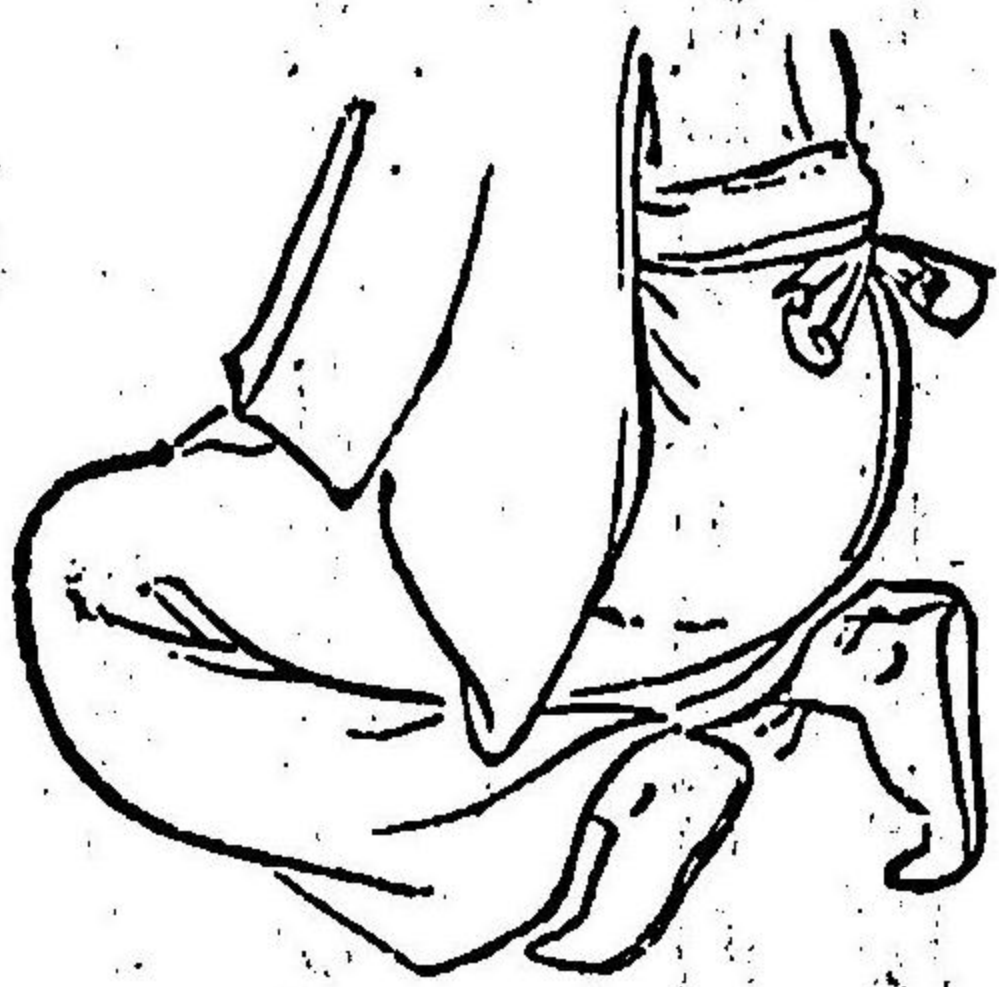
膝進膝退共に、止立の時、及び正中、左右面、左右側によりて、其の足の進退に先後あるものにて、其の順序は立歩の條に述べたるに同じ。

膝進膝退共に、膝を以て進退する所作なれども、其の實は専ら爪先を以て體を支へ、且つ進退するものなり、されば此の所作の巧拙は、一に爪先と臀との運び方如何によるものにして、之

れを詳述せんとすれども、よく言筆の及ぶ所にあらず、故に上に云へる爪先に力を入るゝと、臀を離すとの語をよく咀嚼し、故實に、一度膝行、又一度膝退也、定事也、二度又如此、置物膝退之時、合袖膝退と云へる 第十六圖

等、深く味ふべきなり、普通禮に、膝行とは兩手をつきて、はひて行くなり、しざる時にも、はひて行くなりなどありて、手を突きてす

第十七圖



ることあれども、古來朝廷の御作法中には、此の事なきのみならず、甚だ見苦しとて、これを咎めたる事、古くものに見え、且つ神事には、手掌を地に着けざるを以て、本意とする所なれば、此

の法取るべからず、されど場合にによりては、此の法を用ひてよき事もあり、尙ほ右の第十七圖によりて知るべし、圖は、右足を退くる所。

曲折及び止立

三 曲折及び止立

膝行の際、左或は右に折れて行き、又は其の動作を止むるをいふ。

上に云へる如く、膝行は膝進膝退を含むものなれば、曲折及び止立を説くにも、膝進膝退の二つに分つ方便なり。

膝進左右折

ア 膝進左右折

左に折れんとする時は、臀を左踵に残し、右の膝を左の膝に突き合せ、その爪先を右に開き、次に臀を右踵に移すと同時に、左膝を左に開きて行くべし、止立の時は、左の爪先を右の爪先に、踏み整ふべし。

膝進左折作法

右折は左折に反對の所作なり、尙ほ左の第十八圖によりて知

るべし、圖は左折を示す。

膝退左
右折

膝退左
右折の作法

イ 膝退左右折

左に折れんとする時は、先づ臀を軽く離し、左膝を左に開くと同時に、その足の拇指の内側を、右の足蹠ソレツに着け、次に右膝を左に寄せて、臀自ら左に移動する行くべし、止立の時は、右の爪先を左の爪先に、踏み整ふべし。

右折は左折に反対の所作なり、尙ほ左の第十九圖によりて知るべし。圖は右折を示す。

回轉及
び止立

四 回轉及び止立

膝行の際、左或は右より回轉して行き、又は其の動作を止むるを云ふ。

行歩の條及び上の膝進膝退の曲折等に準じて、其の事理を明にすべし。

膝進左
右回轉

膝進左
右回轉の作法

ア 膝進左右回轉

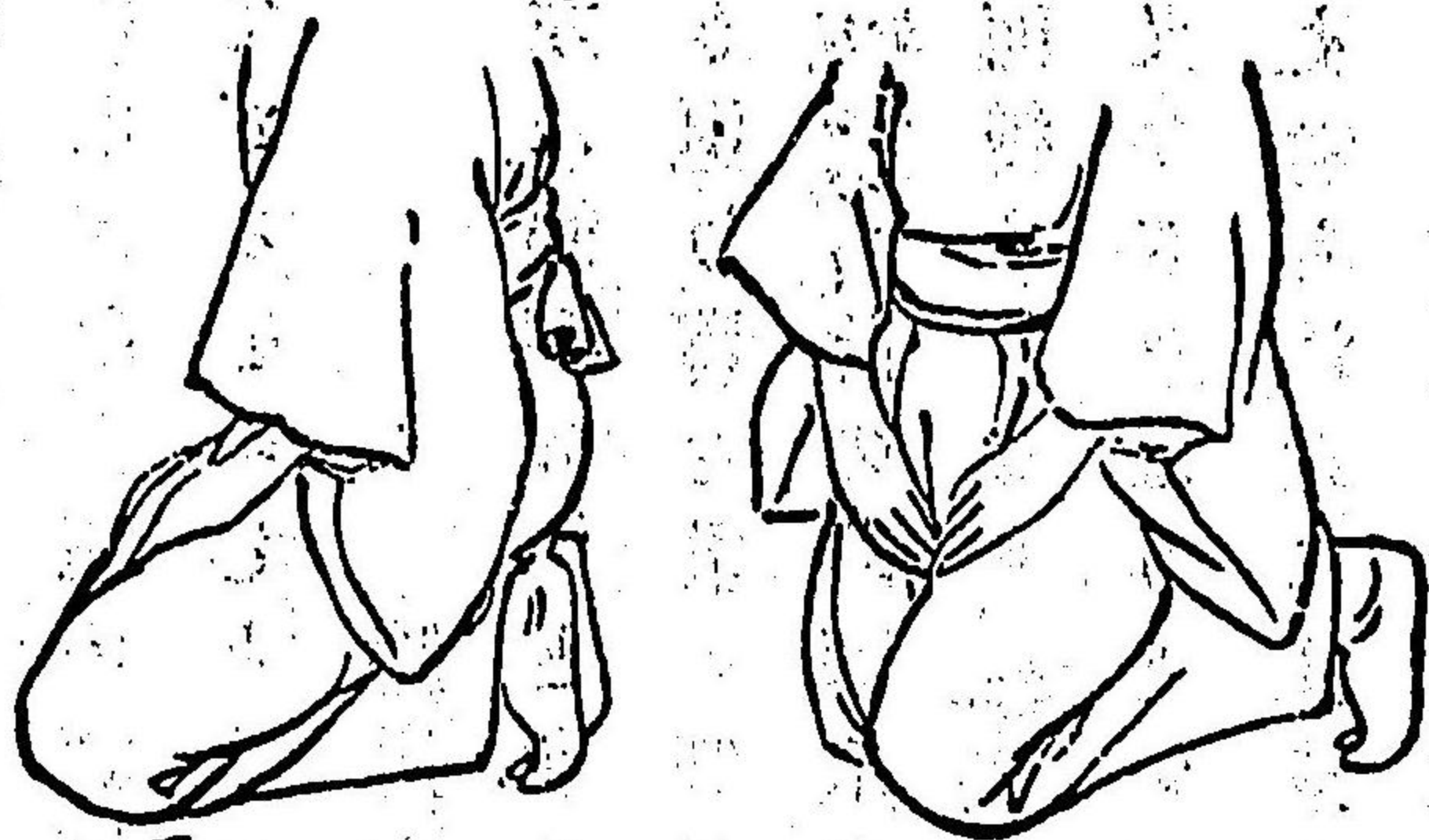
膝進の回轉は、座前着座の法に同じ、但し下座の膝を起して、其の爪先を、上座の膝通りに進むには及ばず、これ膝を高く立てざるを、よしとすればなり。

イ 膝退左右回轉

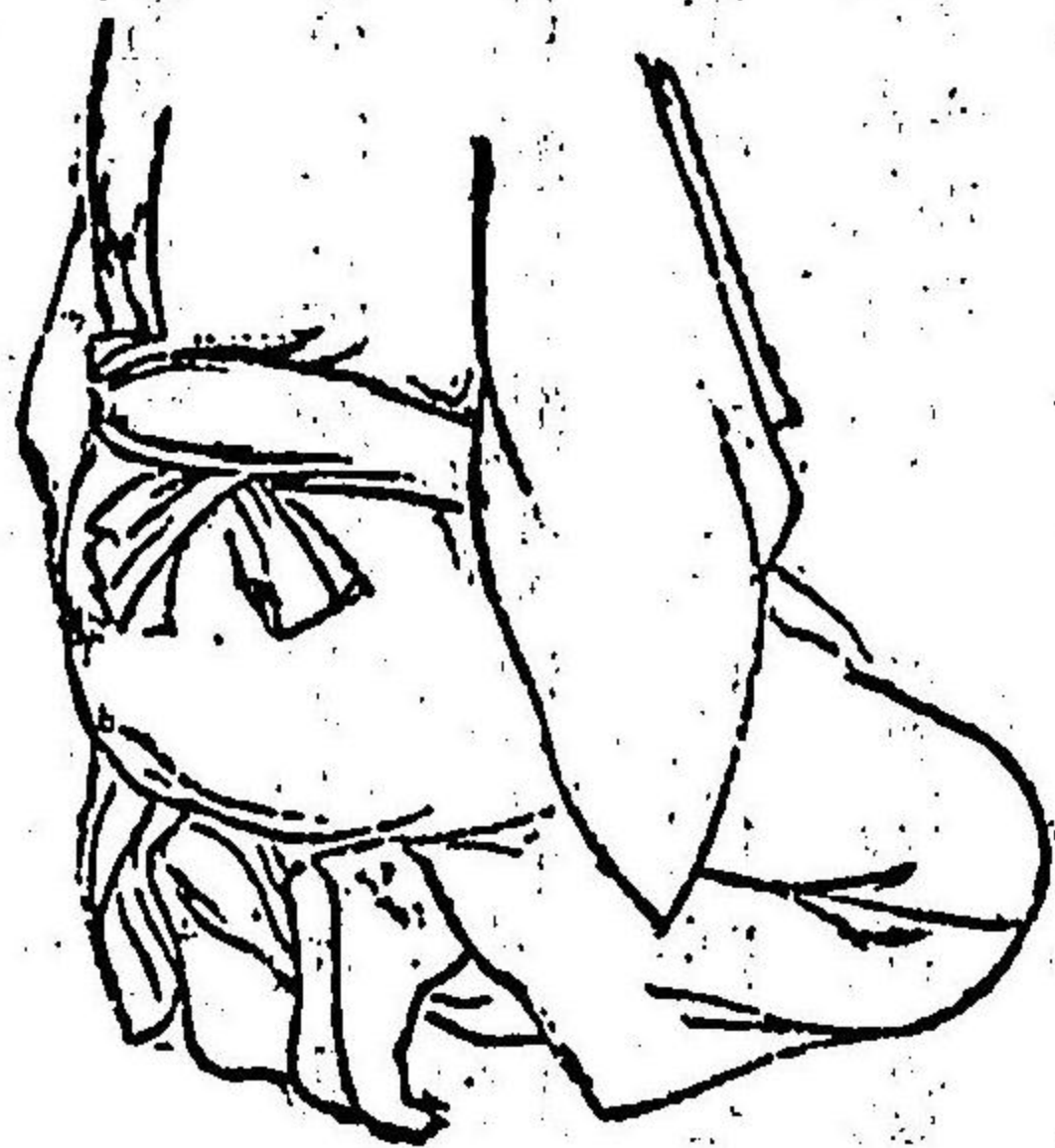
左に回轉せんとするには、左足を右足の後方に、斜に十分に引き退け、臀を其の踵に移す時、右膝軽く自ら地を離る、此の膝故に高く上ぐるは、よろし、此の時、左膝上り、右膝着くものなり、此の作法は、普通禮にては、詰開ツギキ回轉するなり、又ひざまはりといひて、古來これを重禮の作法とす、されば貞丈翁も、注意に注意を加へられ、一段々々に滞るはわろし、すらくと、丸き物を廻す如く、するくくと廻るべしといはれたり、委しきは實地にあらざれば、盡しがたし。

以上は普通行歩中の作法にして、尊前を退かんとする時は、上

第十八圖



第十九圖



第二十圖



座に臀を向けざるをよしとすれば、體を上座の左、又は右に外

づす一作法あり、そは左に回轉せんとするには、先づ右足を右に踏み開きて、左足をその後方に斜に引き退け、以下前法の如くすべし。

右回轉は、左回轉に反對の所作なり、尙ほ左の第二十圖によりて知るべし。圖は作法の二の、右回轉を示す。

膝進、膝退の回轉は、座席の上下によりて、其の方向を異にすべきものなれば、必ず上座に背の向はざる様注意すべし。

回轉して止立し、又は進退するは、行歩の進行、逆行の條に同じ、膝行は、多く尊前の進退、神前にては、神座の如何によりて、立禮にても之れを行ふ。又は座禮に於ける神饌獻撤、大麻行事等に行ふものにして、時處位によりて、其の歩數を異にせり、即ち尊前にて行ひし事を記せるものに、凡不過三度、又依事隨所、一度二度不可守一偏也、或は膝行數歩等あれば、普通三步を限とすれども、場合によりて、其の制限な

きもの、如く、又膝行之氣色と云ふ語あり、こは常の膝行の如き狀を現はして、體の位置を變へざる所作なるべし、而して尊前にては、五六尺乃至七八尺の所より、之れを行ひし由、古書に見えたり、尙ほ此の作法は、我國特色の敬禮法にして、上述の如く、この作法の巧拙如何によりて、其の人の品格をも見るべく、且つ儀式の嚴否をも見ることを得べし、さればよく習熟して、益、古禮の眞意を味ふべきなり。

上の行歩より膝行に至るまで、座席の上下によりて進退するに、其の足に先後あるは、所作の始を云へるものにて、禮の作法は、最初の一舉動によりて、敬と不敬との分るゝ所なり、故に其の順序を誤れば、敬禮を失ふものにして、本意に反するものなり。

第四章 祭式の二……敬禮作法

敬禮作法とは、神人に對して、至誠敬意を表する爲めに行ふ敬禮の作法なり、元來各章説く所、一として敬意を表する所以にあらざるはなしと雖も、主とする所、前章は、起居進退に在り、本章は敬禮作法に在り、後章は行事所作に在り、而して敬禮作法は起居進退と相離るべからざるものにして、固より亦自然の理に基づく、故に兩章の事並び行はれて、始めて行事所作の美も現はるべく、随つて儀式の完全も期せらるべきなり。

按ずるに、本邦の禮式は、中古以來殿舎裝束の體によりて、公武自ら其の禮式を異にせり、而して神祇に奉仕する禮は、即ち天皇に奉仕する禮にして、所謂古の朝堂の禮、皇室の禮なり、又畏くも代々の天皇が、祖宗神祇を、尊崇し給ふ御禮典なり、故に神

社は、古來殿舎の構造、調度の裝飾、祭祀の典禮、神職の服制、皆悉く皇室朝堂に準據せられたり、是れおのづから武家禮、及び普通禮と異なる所以なり、苟も神社に奉仕するもの、または祭祀を行ふものは、常に是に留意し、假初にも輕忽の所爲あるべからず。

かく説き來れば、祭式作法は、普通禮とは全く異にして、更に關係なきもの、如く思はるべけれど、決して然らず、武家禮といひ、普通禮といへども、其のものは一途にして、皆皇室朝堂の禮を參酌して、宜しきに從ひしものなれば、この敬禮作法中、只起拜と拍手とは、今は神祇に對してのみ、行ふ作法となりたれど、其の他は、位と處とを計り、服制の如何により、斟酌せば、皆普通禮に適用し得べし、されど本章以下は、前章に説ける、普通禮式に行はるゝものとは異なりて、専ら祭式に主要なる事項のみ

なれば、神社に奉仕するもの、祭祀を行ふものは、常に最も注意習熟せざるべからず、我國は古來立禮座禮共に行はれ、時代により場所によりて、多少の損益はあれど、何れの時代も、大概立禮座禮、併行せられしもの、如し、隨つて殿舎の構造、調度の裝飾、衣服の製作等、自然此の便利によれり、孝徳天皇の朝にも、武天皇の朝にも、文武天皇の朝にも、専ら座禮を止めて、立禮になさんとせられしかども、終に其の事行はれざりけむ、今日も尙ほ座禮立禮、兩様共に行はるゝは、古來衆庶の意向も、亦自ら此に存して、決して一方に偏着せざるもの、如し、これ即ち天地自然の道理にして、我國固有の特色なり、故に今爰に述ぶる作法は、この便利を主とし、或は立禮のみに行はれたるものと、或は座禮のみに行はれたるものと、立禮座禮通じて行はれたるものとなり。

さて按ずるに、敬禮作法の大要は、特に心身を一致ならしめ、心氣を鎮め、頂より踵に至るまで、通體連絡せしめて、其の氣勢を正しくし、一氣貫注の勢あるを以て主眼とす、而して其の様式は、種々あれども、大別すれば、大凡左の二種あるが如し、一は自己の體の上部を、下部の方に伏せ、其の上體を下地にさぐる遠近の程度によりて、禮の厚薄を表すもの、即ち上下の合一をはかる所作にして、云は、經禮とも云ふべきか、又一は自己の左手と右手とを、或は拍合せ、或は組合せ、又は衝合せ、又は重ね合せ、其の左手と右手との相近づく遠近の程度によりて、禮の厚薄を表すもの、即ち左右の合一をはかる所作にして、云は、緯禮とも云ふべきか、而して總べて對者に、背後を見せざるを以て常法とせり、これ我國に於ける、古來至誠敬意を表する、大體の様式なり、これを以て此れを見れば、我國の敬禮作法は、天下國家を治むるに、經緯の秩序ありて、亂れざるが如く、一身を經緯し、治めて以て、至誠敬意を表するが如し、修禮者深く味ふべし。

第一節 笏

笏は、一の器物なれども、これを敬禮作法中に於て、説明する所以は、後に其の用を述ぶる所によりて、之れを知るべし。笏は、古くシヤク又はサクと訓ぜり、然るに之れをコツと唱へ、又は、外國の渡來物なりといひて、忌むものあり、左に愚見を述べて、之れを辨せんとす、元來我國の笏を、支那の笏と、同物の如く心得、又文字の同じきによりて、コツと訓ずるものと、神代より傳來せるものとなすとの兩説あり、これ一は我が笏と彼の笏との、製作の別あるを知らず、文字に拘泥せるものにして、一は我が笏を彼の笏よりも、一層古くせんとする、自負心より出

でたる説にして、何れも採るべきにあらず。

按ずるに、我が笏は、彼の笏に準據して製作し、シヤク又はサクの名稱を、附したるものにて、其の形も異なり、即ち彼の笏は、頭に丸き形の附きたるもの、或は上の廣きもの、又は下の廣きもの、或は反りたるもの等、種々の制あるのみならず、其の廣狹長短に於ても、亦我が笏と大に異なる點あるを見れば、これ所謂彼の笏を日本化して、笏として用ふるものといふべし、然るに之れをコツと訓まんか、彼の笏と同物の如く、聞ゆるのみならず、骨の音に通ひて忌はしく、たとへば至尊は死損に通ずるを以て、シイソンと引き、玉帶は玉體を憚りて、ゴクタイといひ、白虎通を白骨に通ずるを忌みて、ビヤクコトウと讀む等、呼名を換ふるは、本朝有職故實の常にして、此れに據らざれば、百姓讀みて、卑しめらるゝ由、古書に見ゆる所なり、要するに素彼れに倣

ひて、作りたるものといへども、其の形體の既に異なるのみならず、名稱も異なり、随つて其の使用法の自ら異なる所あるがごとく、思はるゝ上は、文字相同じき故を以て、強ひてコツと唱へ、又は外來物として忌むべきものにあらず、尙ほいはゞ笏のみに限らず、制度より日常の調度に至るまで、多くは外來の事物を、直ちに使用し、或は製作を變へ、或は名稱を改め、或は用途を換ふる等、外國の長所を採りて、之れを同化するは、我國の特長にして、決して怪むに足らず、これ健全なる胃の食物を消化するが如きのもなり。

笏の用途に就きては、古來種々の説をなすものあれども、大略二種に分れたるが如し、則ち一は道理を立てん爲めにして、一は便宜をはからん爲めなるべし、今この兩用途に就きて説述せんか、道理を立つとは、身を正しくする定規と云ふべきもの

にして、古書に、我身のひずみを、直すべき爲めの定規なりとある如く、笏と體とは、常に相一致、相平行して、離るべからざるものなり、夫れ人の坐し、又は起つや、足は全身を支へ、頭は之れを鎮めて、敢へて動揺することを許さず、只手は、閑位置にあるものなれば、其の務に當れる、把持の用をなさしむるは、これ自然の理に出づるものにて、頭には冠をかぶり、足には沓を穿きて、上下を正し、手には笏を持ちて、總身を正す、古人の意を用ひて、笏を把持せしめて、體の定規とせし妙理を味ふべし、若し笏にして、前後左右に、傾斜俯仰せんか、體も亦之れに従ひて、傾斜俯仰せざるを得ず、譬へば文章の文法に於けるが如く、文法の係結に於けるが如し、故に此の道理に背かずば、始めて四支各々其の務を盡して、身體自ら嚴正なることを得べきや明なり、便宜をはかるとは、或は天子教命ある時、或は奏事に遺漏なから

ん爲めに、押紙をなして之れを記し、或は儀式の次第を記したるものにて、古書に散見せる、笏紙とは即ち此れなり、此の外老人の拜をなす時に杖とし、或は君前にてある事柄を指示し、或は夜中笏を鳴らして、揖許に代へ、或は公宴の時、之れを拍ちて拍子とし、或は駒引の時、扇を以つて打鳴らす等種々あるは、皆便宜を計りたるものなり、又笏を護身の爲めに、用ふるものと云へるは、支那にて劍に代へて、笏を佩ばしむ云々の、故事によりたる説にして、殺伐の風を變じて、平和の俗に復さん事を云へるものにて、直に劍に代用せしもの、みとも思はれず、さて支那の笏の用途を按ずるに、君前にて指畫する時に之れを用ひ、或は君命を受くる時、或は啓白する時、之れに記して、コラバク忽忘の用に備へしことは見ゆれども、身體の定規とするとは所見なし、此れ我が國の同化力に富める所にして、予が笏を以て、敬禮

作法の初に出せる所以なり、上の如く説き來れば、禮を行ふ上に笏を用ふるは、恰も武人の、劍銃弓槍に於けるが如く、一舉一動、忽諸に附すべからざる理を曉り得べし。

笏を把持するは、時代によりて、種々の沿革ありて、詳説し難しと雖も、その大略を云はゞ、大寶令に既に其の制定あれども、元正天皇の養老年中、百官をして、笏を把らしめしを、起原とすべきもの、如し、其の後は、着服の如何によりて、把持すると否との別ありし時代ありて、束帶の場合には之れを用ひ、衣冠狩衣布衣等には、之れを用ひざる時代あり、されど此の時代といへども、神職が神拜をなす場合には、服裝の如何に關らず、多く此れを把持する事となれるが如くなれども、亦神社の階級、神職の身分によりて、許さるゝものと否とあり、許されざりしものは、拱手して事に従ひし時代ありて、一概には云ひ難し、要する

に、初めは百官之れを把持せしかども、後には束帶の時、或は神拜の時に、用ふる事となれるもの、如し、而して現今の制によれば、神社に奉祀するものは、階級を論ぜず、正服略服の別を問はず、總べて之れを把持する事と、定められたれば、其の職にあるものは、如上の理を味ひて、これが用法を誤らざらん事に、注意すべきなり。

笏は、普通に廣き方を上とし、狭き方を下とせり、而して其の名稱は、古來上の方を、笏端、笏頭、笏首など云ひ、下の方を、笏本、又は笏手本、或は笏尾といへり、本書に、笏頭、笏端、笏本、笏尾の語を用ふるは、此の名稱によれるものなり。

一 持笏

右手ニテ笏ノ下方ヲ、拇指ト小指トヲ内ニシテ、右方ニ持ツナイフ。笏は立體坐體の別なく、常に之れを右手にて、右方にの左端、腕の右凡そ一

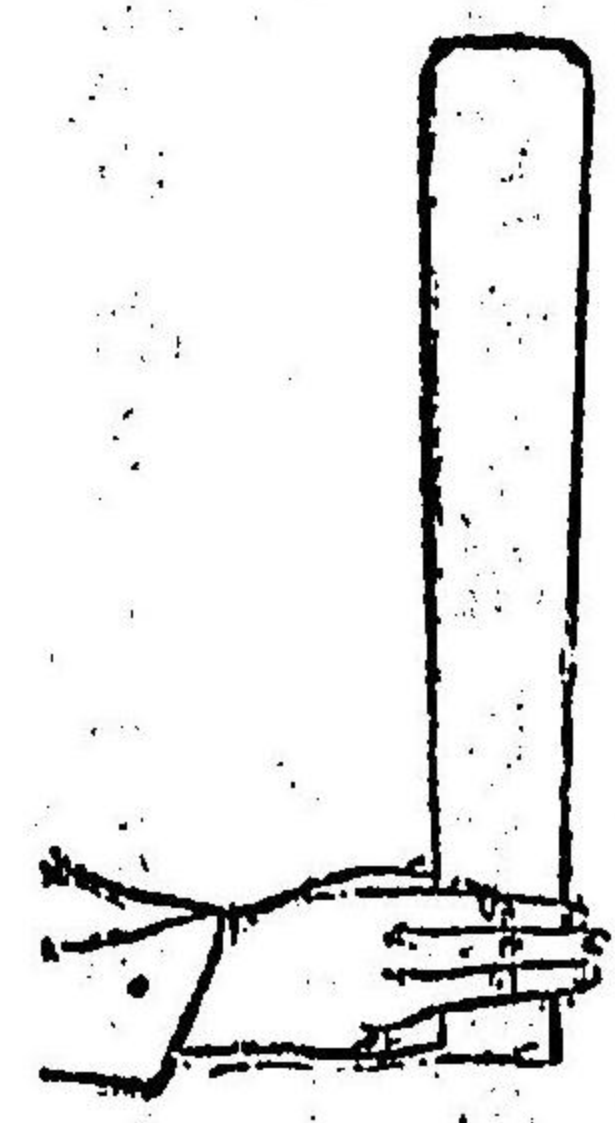
持笏

寸五分の所にあり、尤もこはひげなきもの、把持すべきものにして、普通に之れを判笏ハツといふ。

持笏の作法

其の作法、先づ拇指と小指とを内にし、他の三指を相離さずして外にし、笏の下方を執り、笏尾の空所は、凡そ小指を置き得るより、稍々廣くすべし、尤もそは笏の大小長短にもよる、拇指を横に着け、堅きに過ぎず、柔きに失せず、傾斜俯仰する事なく、股の付根より、凡そ一寸乃至二寸

第二十一圖



位の、前方に直立せしめ、身體を整へ、胸を笏の内左邊に聊か當て、左手は右手に準じて、之れと相對せしむべし、これ坐體の持笏にして、立體の時は、只少しく手の上りて、下腹の邊臍の兩脇にあるべきのみ。

さて笏に胸を當つるは、故にするにあらず、體を眞直にし、肘を後に引かず、前に出さず、肘を後に引けば、笏右に偏し、前に肩のまゝ、横

に張れば、自ら出來得るものなり、而して持笏の時、袖手背にかゝりて、指の多く見えざるをよしとす。

又鬚髯多き人は、稍前方及び右方に寄せて、持つこと故實なり。

二 置笏

笏ヲ右手ヨリ、左手ニ移シ、更ニ右手ニテ、笏頭ヲ把リ、右膝ノ傍ニ、置クナイフ。

置笏は、笏を置く所作にして、古來便宜によりて、左右何れにも置きたるが如く、又稀には前に置きし例なきにしもあらざれど、今は右に置く事、最も便宜にして、且つ其の筋に於ても、右膝の傍に置くものと、定められたれば、これに據る事勿論なり。さて笏は、其の製、素より表裏の差別なきが如くなれど、一度これを持ち、これを扱ふには、自ら其の表裏内外の生ずるものにして、己の方は内、即ち裏にて、他に對する方は外、即ち表なれば、

其の別を明にせざるべからず、これ神人に對するに、清淨を主とし、敬意を表する意は特紙ある時は特に然りにして、祭祀に従事するに當りて、一旦表として、神人に向はしめたる方は、祭祀終るまで、表として扱ふべきものとす、故に之れを置き、之れを把るに當りても、表裏の違はざる如き作法を行はざるべからず、これ置笏把笏の作法ある所以なり。

置笏の作法

其の作法、持ちたる笏を、左の上腿の邊に立て、左手にてその中程を持ち、右手にて笏端より、一寸許下を、向の方より把り、他指の四指とにて、平に圓く把る、但し笏は、中指無名指兩指の第三節の所にあるべし、次ぎに左手を放つと同時に、左は、規定の所、笏尾を右膝の外側二三寸の座に於て、其の一角を着け、添へつゝ、裏の下になる様、笏頭を前に廻し、膝に添へて、袴の下に指入れ、指端中指無名指を座に着け、笏頭は少し座を離れて指に保たれ、こゝに暫く止めて後、指を左右に放てば、笏は自然に

落ちて、少しく音を發す、音は自然に任せて可なり。

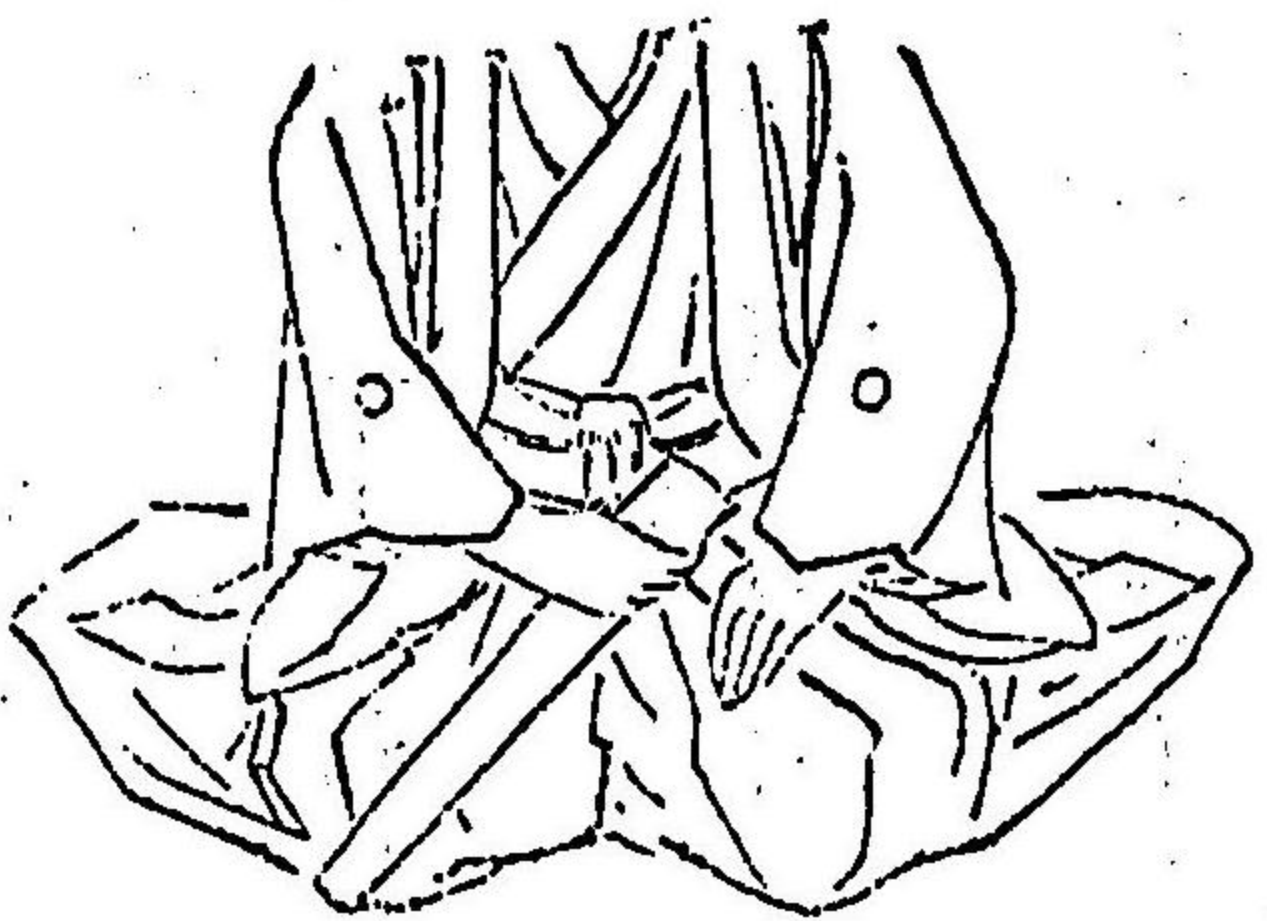
置笏は、多くは坐せる時、兩手を用ひて所作する場合、例へば拍手、祝詞奏上等の如きに行ふものなり。

第二十二圖ハ

イ圖二十二第



ロ圖二十二第



置笏の時、笏尾を故に左膝前より、大きく右膝の傍に移し、或は笏尾を右膝の外側遠く離して後斜カシに引き、或は指端を座に着

くる事なく、直に手を放ち、或は笏端に食指をかけ、或は小指を放つ等、異様の状をなすもの多し、これ等は事體を失へる所作なれば、よく注意すべし、又笏端を膝に整頭せしめて、置くべきものなるを、前に出だすもの初心に多し、故に稍後に置く心持にてあるべきなり、尙ほ右の第二十二圖によりて知るべし。

三 把笏

把笏

右手ニテ笏頭ヲ把リ、左手ニ移シ、更ニ右手ニテ笏ノ下方ヲ把リ、右方ニ把持スルタイプ。

把笏は、置きたる笏を把り持つ所作にして、即ち拍手して拜するが如き時に、把るを云ふ。

古來把笏といふ事に二種あり、一は前に云へる如く、神職に笏を持つ事を、許されし場合に、用ふる語にして、一はこゝの場合に、用ふる語なり。

把笏の作法

其の作法、先づ右手にて笏端より、凡そ一寸程下りたる所を持ち、指端を座に座に着ける方を内に向け、笏尾の左端にて、右上腿の中程を、摺りつゝ、左方に立て、笏裏を内に内にて、左手にて中程を持ち、置笏の時の如く、更に右手にて持笏の如く、笏の下方を把り、左手を放つと同時に、持笏の姿勢となる。左手は放つと同時に規定の如く置く笏を左方に移すに、或は右膝前を大きく運ぶものと、笏を伏せたる儘、移すものと、或は故に直立せしめて移すものとあり、これ等は、何れも宜しき體にあらず、よく注意すべし、尙ほ右の第二十三圖によりて知るべし。

第二十三圖



正笏

四 正笏

左右ノ手ニテ、笏ノ下方ヲ把リ、腹部ノ正前ニテ正シク持テ、身體

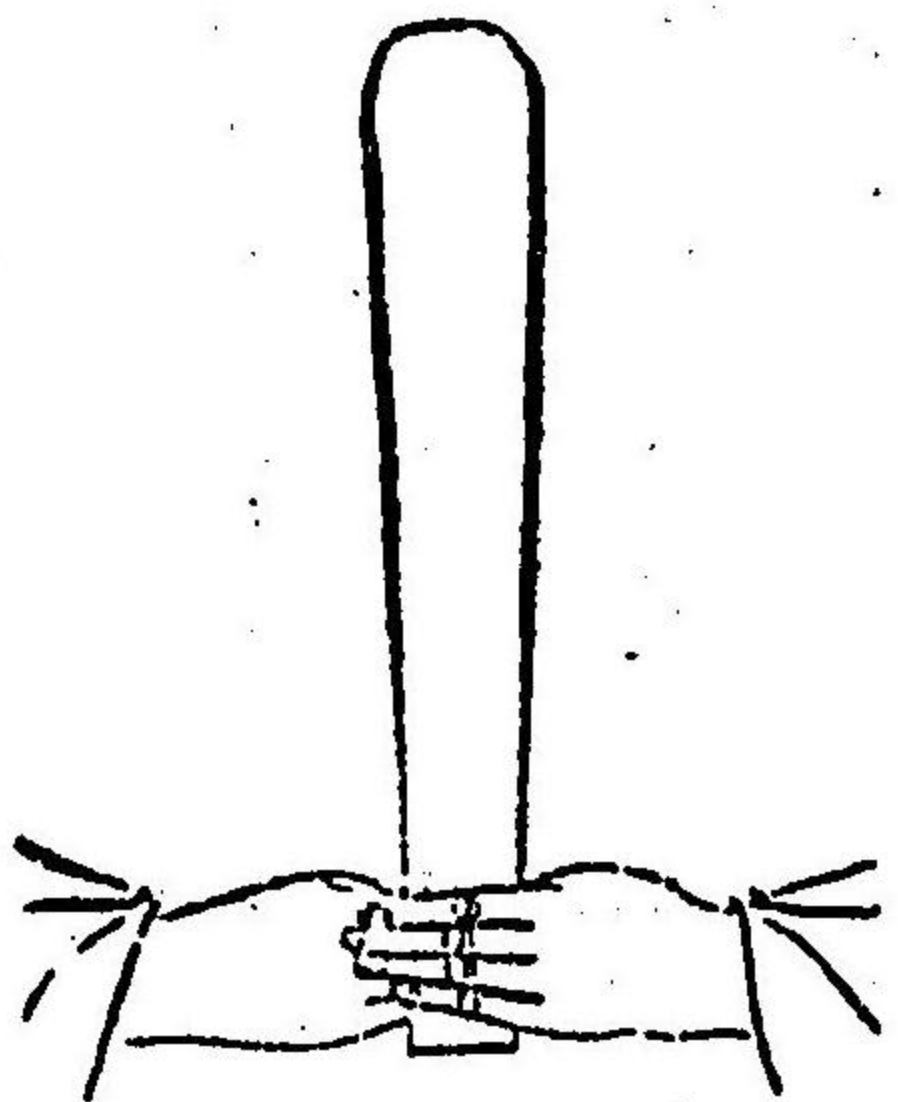
正笏の作法

ヲ整フル。ナイフ、拜揖等ノ時ニ行フ所作ナリ。
 正笏は、端笏ともいひて、左右の手にて笏の下方を把り、正しく體の眞中に持つを云ふ、これ所謂緯の禮なり。
 其の作法、持笏したる儘の手を、左右共に臍前笏尾を臍の凡そ六七寸以内、體の長短肥瘠によらず、指を外にす。に、双方同時に等しく出し、右手の上に左手を正しく重ね、指を内にす。此の時は特に笏を正しくし、左右に傾斜し、前後に俯仰するが如き事なからしめ、随つて身體も亦、特に正しくして、よく笏と一致せしむるを要す。
 正笏は、古くは最も敬むべき拜揖は勿論、場合により、磬折、平伏、蹲踞等を行ふ時に、先づ此れをなすのみならず、天皇端笏等の語ありて、御儀式の時、御座にて單に端笏のみせさせ給ひ、又臣下にありては、主上の仰事たまはまされを伺ひ奉る時、物申上ぐる時、御氣色を候ひ奉る時、官人を召す時、祇候の時、尊前間近く進む時等に、

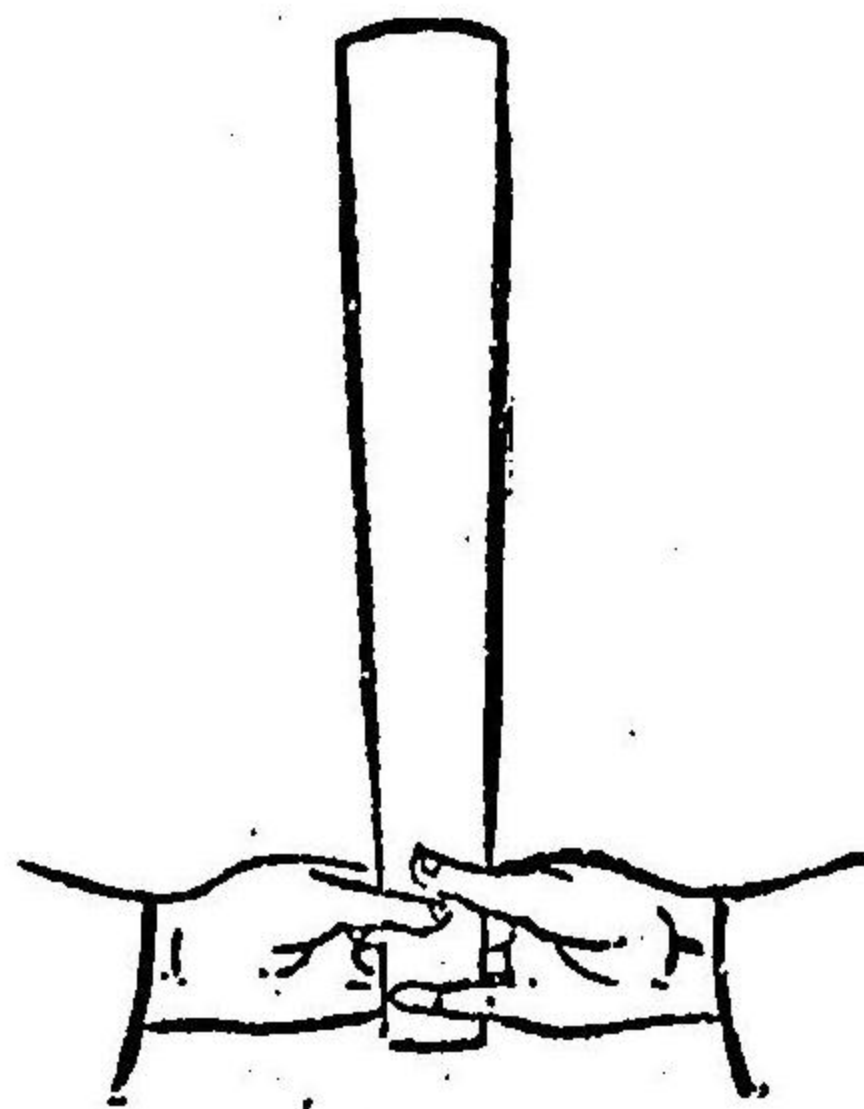
行はれたるものなれば、今日の祭儀に於ても、此れに準じて應用すべきものとす。
 尊前間近く進む行く時などの正笏は、身體に親しく接し添はしむべし。

正笏の場合に、手の現はるゝは、殊に見苦しきものなれば、端袖にて手背を掩ふ心持

第二十四圖



第二十四圖



あるを、よろしとす、こは持笏の時にも、其の心得あるべきものなれども、正笏には最も注意すべき事なり。

五 懷笏

笏ヲ右手ヨリ左手ニ移シ、更ニ右手ニテ笏頭ヲ把リ、懷中スルヲ

懷笏

イフ、行事ノ時、及立禮ニテ拍手スル時等ニ、行フ所作ナリ。

懷笏とは、笏を懷中する所作にして、古くは懷中する時と、帶に搯す時とあり、即ち衣冠にて笏を持つ時は懷中し、束帶の時は多く帶に搯し、又は懷中せし事あり、されど今日神職の服制は、衣冠に據られたるものなれば、懷中するを至當とす。

懷笏の作法

其の作法、持ちたる笏を、置笏の時の如く、左方に移し、左手を以て中程を持ち、次に右手を以て笏端より、凡そ二寸程下を上より斜に持ち、四指を外に、指を内にす。懷中の帖紙オシヤシに挿入る、此の時左手を以て帖紙の折端を分ちて、挿し易からしむ。

又懷中せる笏を取出すには、右手にて懷笏の時の如く持ち、同時に左手を帖紙の折端にかけ、取出すに便ならしめ、拔出して左方に立て、直に左手を以て中程を、規定の如く持ち、右手にて笏の本を持ち、持笏の姿勢となる。

出笏の作法

右は座禮の場合を云へるにて、立禮の場合には、下腹の左前に空に支持して、把り換ふべきものにて、其の他は異なる事なし、さて身體の姿勢の條に云へる如く、立禮の時は、坐體に比して、手の上がる事、自然の勢なれば、笏を取扱ふ上にも、其の心すべきものなり。

懷中せる笏の、落つること、初心の輩に往々見る所なり、こは十分に差し込まざるによる、笏はよくく懷中すべしと、古書に見ゆるは、此の場合を注意せるものにて、そは帖紙の製し様、及び之れを懷にする方法の、如何による。

正笏の時、把笏より持笏に移りて後、正笏し、又は懷笏より持笏に移りて後、正笏すべきを、何れも持笏を略きて、把笏又は懷笏より、直に正笏する事あり、これ便宜の所作にして、却て事體を得たるものなり、其の法は、上に述べたる所によりて知るべし。

笏は古く、牙笏木笏の別ありて、牙笏は象牙にて作り、禮服の時に用ひ、木笏は櫟カシ、福等柴シラカシ、柞ハシ、櫻杉等の類にて作り、常時に用ひたる物なり、又木笏は何の木に限らず、返マゼと裂ヒとの生ぜざる木にて作ると云ひ、或は板目を用ひ、柃目を用ひずといへり、而して其形は○古書に、頭體令有半月之形、頗摩左右角（朝野群載）と見えたり、現今神祭に用ふるものは、木笏に限られ、櫟、柞、榭の類を以て、製すること、定められたれば、此れに據るべき事勿論なり。

其の寸法は、一定せるものにあらず、左に古書に散見せる一二の例を擧げん、長さ一尺六寸、廣さ三寸、厚さ五分、或は長さ一尺二寸、上、廣さ二寸七分、下、廣さ二寸四分、厚さ二分、長さ及び上下のいへるもあり、長さ一尺四寸八分、上、廣さ二寸五分、下、廣さ一寸五分、厚さ二分といへるものと、其の寸法は人によりて、定むる

りといへるものとあり、尙ほ下卷徵證によりて知るべし。さて古は、場合によりて、或は大なる笏を用ひ、或は小なる笏を用ひたるものごとし、そは古書に節會、内辨、可押笏紙之時、可用大笏、如除目管文等、可差笏之時、可用小也（作法）と云へるを以て知るべし、これに依りて、應用する場合は、齋主或は典儀を勤むるには、稍大なるものを用ひ、後取等を勤むるには、稍小なるものを用ふれば、便宜にして、且つ事體を得たるものなり。帖紙は、又は、疊紙とも書く、古來禮裝の時に、必ず之れを懷中したるものにて、笏、扇等を入るゝにも、必要のものなり、其の折方、また色紙等は、家々により、年齢により、或は時代によりて、種々あれども、大同小異なり、今予が藏せる數種の内、最も便宜なるもの、一つを擧げて、其の圖を左に示す、第二十五圖參看 他は準じて知るべし。

六 扇を笏に代用する場合

扇を笏に代用する場合

扇を笏に代用する場合は、笏なくして拜する時、或は君前にて
或る事を指畫する時、又は

扇を笏にとるといふこと

も古書(貞丈雜記)にあれば、偶代

用せしことあれど、取扱上

は、笏と全く異にして、常に二

は、懷中せり、最も衣冠、直衣、十

布衣等着用の節、歩行の時

は、懷中せるも、座に居ると

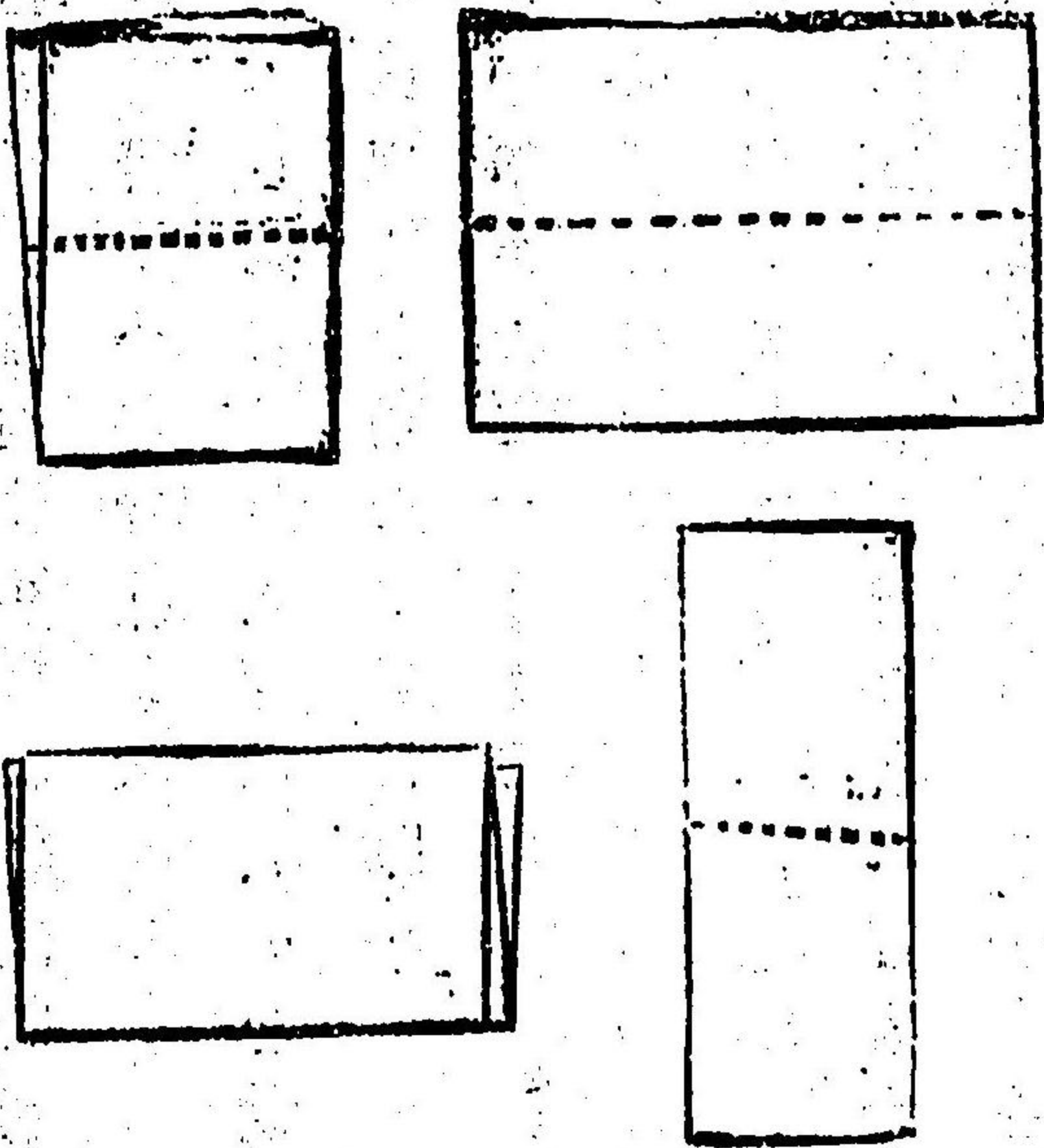
き、又は停立する時、或は人

に對し立ちて徘徊すると

きは、之れを取出すべきこ

と古書(作法故實)にあり、但しこれは笏に代用すとはあらず、今日

圖五



の制は、神職制服の時、は、總べて笏を把ることなれば、要なけれ
ども、笏を持てる時にも、必ず懷中すべきものなり、そは神饌、其
の他の物を零す等の事あらば、之れを載せて他に移し、或は沓
を直し、或は行事中の變に處する等、其の用途多し、而して之れ
を笏に代へて拜するは、多く平服の場合に限るものにて、普通
の扇ならば、一間乃至二三間を開きて、笏の形として拜す、又之
れを持つには、持笏の位置に於て、右手にて其の本を握り、大骨を
下末を左に、且つ上斜にして持つべし。

第二節 揖

揖は古來、拜揖とも屈揖とも熟し云ひて、腰を折りて敬意を表
する作法なり、これ所謂經の禮といふべし。

頭は身體中高上に位し、最も貴き部分にして、心に敬虔の念を
もちて、頭を下ぐるは、これ敬意を表する形式にして、自然の理

なり、然れども上に屢述べたる如く、頭のみを下げんとするは、
身體自然の理に背きたるものなれば、禮の本義に適はず、故に
揖を行ふは、體の上部を、頭と共に前に折る腰を折りて、頭を折らず、ものたる
ことを、忘るべからず。

揖は拜に亞きて、敬意を表する作法なれば、之れを普通禮の上
にて云はゞ、辭儀辭儀とは、常に拜の如き場合、又は會釋に、相當するものなるべし、何となれば、古來揖の義を解ける諸説を概括して、之を判するに、一は推讓の意にして、一は小敬の意あればなり、凡そ敬禮は、時處位に應じて、適當に之れを行はざれば、如何に鄭寧、慙慙なりとも、却て不敬に陷るものなり、此れを古人は慙慙の無禮とて戒めたり、揖の如きは殊に然りとす、さて此の作法は、場合によりて、或は深揖し、或は小揖し、或は繁簡を計る等の事ありて、一定せざるが如し、故に古く公卿方に於ては、大に

此の作法に力を盡せり、そは之れを行ふ事の、節に當ると、否と
によりて、其の品位に關することあればなり、古書に公卿辨官
作法、只在揖也、新任辨官抄と云へる語、大に味ふべき事なり。
揖には、古來其の名稱種々ありて、座揖、居揖、立揖、起揖、顧揖、深揖、
拜揖、屈揖、小揖、閑揖、早揖、對揖、相揖、揖讓、禮揖、答揖、揖許、曲折、揖、脊
揖、二段、揖、三段、揖等ありて、煩碎なるが如しと云へども、蓋し要
するに、左の四種の標準によりて、類別する事を得べし、(一)起居
によりて云へると、(二)淺深によりて云へると、(三)自他の上より
云へると、(四)時處によりて云へるとの外なきが如し。

座揖

居揖

起居によりていへるもの

立揖

起揖(願揖)

深揖

拜揖、屈揖

淺深によりていへるもの

小揖

閑揖、早揖

揖の名稱

對揖

相揖、揖讓(禮揖)

自他の上よりいへるもの

〔答揖〕

揖許

曲折揖

沓揖

時處によりていへるもの

二段揖

三段揖

起居によると云ふは、座揖、居揖、立揖、起揖、願揖等にして、また之れを大別すれば、座揖、立揖の二種に分れて、後段各種の揖、皆此れに歸す。

淺深によると云ふは、深揖、拜揖、屈揖、小揖、閑揖、早揖等にして、また之れを大別すれば、深揖、小揖の二種となり、深揖は重く、小揖は輕しとす、而して此の二種の揖は、各種の揖に副ふ。

自他の上より云ふものとは、對揖、相揖、揖讓、禮揖、答揖、揖許等に
して、對揖は、双方相對向してするをいひ、相揖、揖讓、禮揖は、双方
相互になす上の名なり、されど移りては、また一人にて行ふ上
の名稱ともなれり、就中禮揖は、單に揖といひて、よき處に用ひ
られしが如し、答揖は、他人われの爲になしたる時、われ又他人
の爲めに答禮するを云ひ、揖許は、他人に許諾の意を、表はす爲
めにするものなり。

時處によると云ふは、曲折、揖、沓揖、二段、揖、三段、揖等にして、曲折
揖は、式場を行歩し、その曲折する所にて、行ふものにして、沓揖
は、沓を着脱すべき場所に於て、着脱の時にする揖なり、二段三
段、揖は、一人甲の所にて揖をする時、一人は乙の所にて、同時に
揖をなす事にして、式場の整頓上、大に必要な事なり、此の他、去
留之揖、平寄揖、壁中揖等種々あれど、今はこゝに用なければい

はす。

以上を更に大別すれば、起居の上より云ふものと、淺深の上よ
り云ふものとの二種となる、淺深の上より云ふものは、深揖、小
揖にして、起居の上より云ふものは、座揖、立揖なり、而して此の
淺深の上より云ふものは、自然起居の上より云ふものに伴ふ、
これ内務省告示にても、單に此の二種を示されたる故なるべ
し、故に今起居の上より云へるものを、左の二項に分ちて説述
せんとす。

一 座揖 深揖
小揖

座シタルマ、正笏シテ、笏ノ下方ヲ、腹部ニ引クト共ニ、腰ヲ折ル
ナイフ。

揖の作法を説ける書、古來數種あれども、一々列舉するは、煩碎
に渉るのみならず、往々口傳等の語を用ひたる所ありて、其の

座揖の作法

意を明瞭ならしむる事能はず故に今之れを取捨折衷して左に述べんとす。古書は多く立揖を本として説かれども、予は便宜の爲め、こゝにて説明す。

其の作法、先づ正笏の手本を前に引き、笏尾を臍に寄せ、笏上を外に傾くる事二寸餘にして、身並に笏共に、次第に傾けて俛伏す。揖せんと欲する時、少しく退くが如き體に見ゆるを可とする故實あり、又笏を保持する手背の上腿にあたるを度とす、角度にて云はゞ、臍の水平線上に、凡そ三十度内外の角を作る程なり、古く大方腰の通りまで、うつぶくなりといふ説あれば、それを誤解するものなきにしもあらず、されど實際腰の通りまで、伏さんとする時は、座揖には、息苦しくして、行はれがたし、立揖には、頭頸自然に腰より下りて、反りて見苦しき體を顯はすものなり、彼の大方と云へる文字に注意し、試みて味ふべし。

笏は二寸餘の間隔を保ち、笏端昂らず、仰がず、身と平になし、身は面頸を垂れず、腰を折る許なり、伏すも起くるも、笏と面との間、相去る事同じ程なるべし、頭、頸、肩、脊、直なるべからず、屈すべからず、又反るべからず、伏起共に疾からず、徐からず、其の中を得べし、但し起揚の時は、伏す時よりも、聊か疾くす、伏す胸にて抵抗物を壓する如く、起くる時は、背に屈腰の間、一念了りて、凡そ三息にて之を押し除く如き心持なるべし、師傳

立揖

起揚す、揖して後、聊か笏の手本を下す、これ揖を解く法なり、尙ほ左の第二十六圖によりて知るべし。

二 立揖 深揖 小揖

立ちタルマ、正笏シテ、笏ノ下方ヲ、腹部ニ引クト共ニ、腰ヲ折ルタイプ。

○揖ニ深揖小揖ノ別アリ、腰ヲ折ルコトノ淺深ニ依ル。

第二十六圖



揖ハ座ノ起着列ノ離就階ノ昇降、殿舎及神門ノ出入、物品ノ授受、尊前ノ進退、行事ノ前後、沓ノ着脱等ニ行フ所作ナリ。

立揖の作法

神饌獻撤祝詞奏上ノ前後及御鑰ヲ捧持セル時等ニアリテハ、正笏セザルコトアルベシ。
立揖は、起立の時に、行ふ作法にして、其の法、及び注意すべき事項は、座揖に同じ、只腰を折るに随ひ、自然に任せて、臀部を後方に引き、膝を折らざるにあり。

小揖の作法

上に述ぶる所は、座揖、立揖共に、深揖を説けるものなれば、左に小揖の法を説くべし。
小揖は、深揖に比して、腰を折ることの淺きを云ひ、深揖は腰を折りて、俛伏するを云ふ、閑揖は一に小揖と稱して、腰を折るのみにて、俛伏せざるを云ふと云へる説あるも、蓋し此の意なるべし、其の作法、坐せると立てるとに拘はらず、深揖に云へる要領に従ひ、凡そ七十五度内外の角を作る程なるべし、随つて腰を折る間も、深揖より短きものとす、揖を説くに、角度を以て標準を定むるは、穩かならざれども、其の屬

を折る、大體を示さん爲め、左に圖を掲げて、習禮者に便す、
りて知るべし。

尙ほ左の第二十七圖、第二十八圖によ

揖を行ふ場合は、前に擧ぐる所の、内務省告示に據るべきは、勿

論なり、されど、こは、其

の大概を示されたる

ものにして、之れを實

地に行ふに當りては、

其の繁簡をはかりて

之れを省略し、或は之

れを兼ね行ひ、或は深

揖し、或は小揖する等の便宜を計る場合あり、これ即ち古く所

謂、公卿辨官の作法は、只揖にありといへる所にして、人の器量

に存するものなり、例之へば座の起着にも、起たんとする時、起

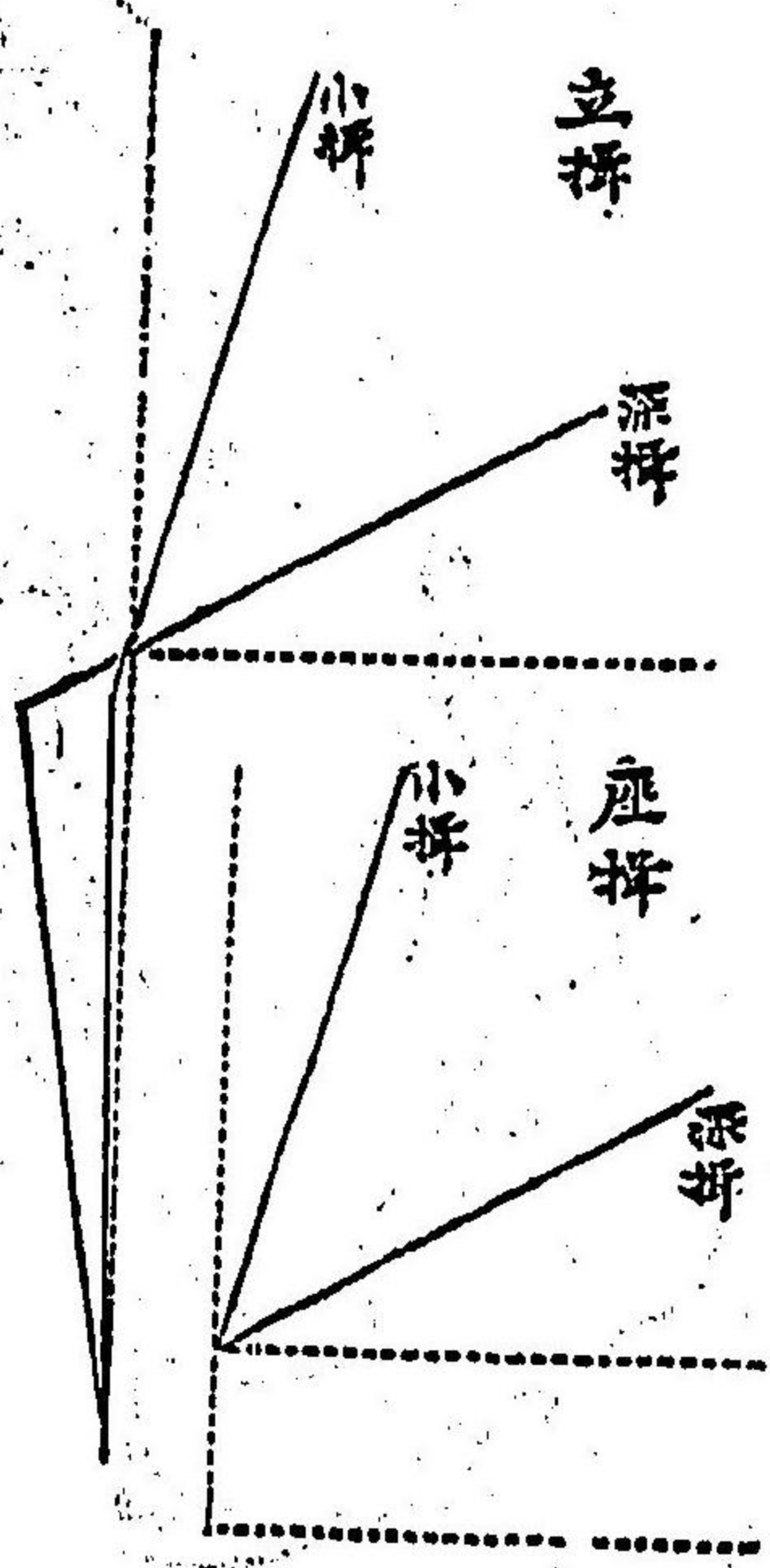
第二十七圖



ちし時、着かんとする時、着きし時の如く、前後に行ふべきものなれども、古來之れを省略せし例あれば、左に其の古例を斟酌して列擧すべし、これ實地に行ふ上に於ける事實にして、原則を破るものにあらず、

反つて之れを活用する所以なり、その事を爲さんとする前に、之れを行ふは、

第二十八圖



起座、離列、昇階、入門、受物、退尊前、脱沓等の場合にして、その事を爲して後に行ふは、着座、就列、降階、出門、授物、進尊前、著沓等の場合なり、而して行事のみは、その事により、或は前に行ひ、或は後に行ふこともあれど、多くは前後共に行ひたるが如し、

椅子に凭る時は、背後を椅子に向けて、其の前に立ち揖して後尻をかけ、起つ時は、椅子の前に立ちて揖す、此の椅子の項は、立禮に當りて、座の起着の揖と同じ場合に行ふものと誤解する虞あれば、特に云へり、

又揖を省略せし場合の、一二例を擧ぐれば、物を持ちたる時、時位によりては、揖の繁雜なる時、多くは始と終とに行ひ、中途を略するが如し、上臈にして他人の床前を通過する時、冠帯せるも、笏を所持せざる時、假居假列の時、こは自己假席の場合に勿論、他人の假席に、等なり、尙ほ公卿は、時處によりて、數揖あれども、若年並に下臈の輩は、之れを省きて、一二を行ひし事あり、又處によりては、階段又は殿舎にても、暫し、かりそめに昇降出入する者及び下臈の輩は、揖せざりしが如し、此の他にも、揖を兼ね行ひし事等あり、されどこは、其の原則を知りて行ふ者の、活用如何によるものにて、かゝる事まで、豫め定め置くは、却つて弊の生ずるものなれば、殊更に云はず、

深揖と小揖との應用は、古例を按ずるに、是れ亦時處位によりて、活用すべきものなれば、一概には云ひ難けれど、今祭典に行ふべき場合をいはず、深揖は大凡上位の者の、神前間近く、若くは正中に進みし時等、假令へば開閉扉、祝詞奏上、奉幣、玉串奉奠又陪膳の役に從へるもの、神前近く候せるとき、最初と最終とに於いて、之れを行ふべし、其の他は大概小揖と知るべし、尤も神に對するのみならずとも、尊貴の方に對しては、深揖を行ふことあるべし、又古く奏慶の時などに、同じ申次マシツギの人に對して、奏慶者が、始めは小揖して、後は深揖せし事等あり、こは按ふに、始の揖は奏慶者が、自己の意を言上して、取次を乞はむ爲めのもの、則ち申次者に對して行ふ揖なり、後の揖は、既に申次者が、其の意を承けて傳奏して、更に陛下の御意を、奏慶者に傳ふ、故申次の人も、この度は帶劍して、笏を持つ例なり、奏慶者、この御意を拜承して後、行ふもの即ち、陛下に對して行ふ揖なれば、始の揖とは、その主旨を異にす、これ自然の勢如此なるべし、尙ほ一例を云はゞ、最初奏慶者と、申次と應對の節は、奏慶者の方は小揖し、申次の方は深揖し、さて御所に參り傳奏し、還り出で、陛下の御意を告げて後は、反對に、此の度は、申次の方小揖して、奏慶者の方深揖せし實例もあり、これらも前と同様の主旨なり、古人の敬意を表する上に於て、用意周到なりしことを、深く味ひて、深揖小揖を行ふべき、時處位を辨知すべし。

以上は、往昔揖を行ひし場合、或は便宜によりて省略し、又は兼ね行ひたる例を示したるものなれば、讀者宜しく此れを參考して、實地に活用せらるべし。
尙ほ上に云へる三段、揖は、式場の整否に、大なる關係あるものなれば、更に左に詳説せん。

例之へば、爰に甲乙丙の三人、いづれも昇階して、床子の座に著くものあり、甲の階を上る揖と、乙の列を離るゝ揖と、同時に共揖す段一、甲の床子に就く揖と、乙の階に上る揖と、丙の列を離るゝ揖と、同時に共揖す段二、乙の床子に着く揖と、丙の階に上る揖と、同時に共揖す段三、これを三段揖といふ。

此の三段揖は、古く朝廷の儀式に於て、多くは二月十一日列見の節に、行はれたるが如くなれど、古人も既にこれに準據し、他の式場に應用すべきものとなしたれば、今日の祭場に於ても、之れに準據し、諸事に應用して、式場の靜肅を保つべし。予は實地教習に當り、常に之れを實驗して、大に儀式の整頓を得ると共に、古來朝廷の御儀式の嚴肅なるを知り、且つ古人の意を用ふる事の周到なりしに深く感ぜり。

第三節 拜

拜

拜は正笏して、笏頭を目通りに上げ、上體を俛伏する作法なり、拜はナロガムと訓じ、先哲解して折れ屈む義とす、蓋し支體を屈折して、敬禮するを云ふなり、後轉じてナガムと云ひ、又音讀してハイといふ、所謂經の禮にして、揖よりも尙ほ一層重き、敬禮作法なり。

敬意を表する爲めに、頭を地に近づくの、自然の理なる事は、既に第四章敬禮作法、及び同第二節揖の條に於て、説明せる所なり、されば、そは茲に贅せずして、其の種類、及び作法等に説き及ぼさむとす。

拜にも古來、其の名稱種々ありて、起拜、居拜、坐拜、老人拜、婦人拜、扱地拜、肅拜、小拜、跪拜、伏拜、屈拜、嘔拜、立拜、一拜、再拜、二拜、四度拜、四拜、四段拜、兩段再拜、再拜兩段、兩度再拜、八度拜、三拜、三度拜、七拜、九拜、拜舞、舞拜、舞蹈樂拜、拜謝、謝座、拜、謝酒、拜、悅拜、親族拜、答拜、

對拜、列拜、共拜、吉拜、凶拜、拜伏、拜禮、禮拜、笏拜等なり、これ亦煩碎なるが如しと雖も、蓋し要するに、左の六種の標準によりて、類別することを得べし。

(一)起居によりていへるもの、(二)度数によりていへるもの、(三)恐悅謝恩の意よりいへるもの、(四)自他の上よりいへるもの、(五)共同の上よりいへるもの、(六)吉凶の別によりていへるもの、外なきが如し。

拜伏、拜禮、禮拜は、其の名稱唯單に拜といふべき所に用ひられ、笏拜は、其の詳なること知り難しといへども、笏を持たずして行ふ拜に對して、笏をもちて行ふ拜をいへる、名稱に過ぎざるが如し。

起拜、
居拜(坐拜)

起居によりていへるもの 老人拜、婦人拜、扱地拜、肅拜、

小拜、跪拜、伏拜、屈拜、呬拜、

立拜、

一拜、

再拜(二拜)

四度拜(四拜、四段拜、兩段再拜、再拜兩段、兩度再拜)

度数によりていへるもの 八度拜、

三拜(三度拜)

七拜、

九拜、

拜の名稱

恐悅謝恩の意よりいへるもの 拜舞、舞拜、舞蹈、樂拜、
拜謝、謝座拜、謝酒拜、

悦拜、親族拜、

答拜、

自他の上よりいへるもの

對拜、

共同の上よりいへるもの、列拜、共拜

吉拜、

吉凶の別によりていへるもの

凶拜、

外に拜伏、拜禮、禮拜、笏拜あれども、此の表に入れず。

敬禮の輕重は、頭を下ぐることに淺深によること、古書に、凡御

所、及中宮、東宮、稽首、餘皆跪拜、但頭、高下、延喜とあるがごとし、然れ

ども又、其の度数によりてもあらはして、少きを輕しとし、多きを

を重しとす、これ拜中一拜の最も輕く、八度拜の最も重き所以

なり、而して古くは、多く起拜にて一拜をなしたること、居拜に

て八度拜をなしたることは無きが如し。

起拜は、起ちて座して拜するものにして、いはゞ總身を以てす

る拜ともいふべし、古く單に拜といへるは、皆起拜と知るべし、

故に起拜といふ名稱、古くは多く見えず、古書に、神主再拜、皇太

子以下亦再拜、神主、起拜、自儀、式、平、餘、居、拜、下同、野祭儀とあるによりて、居拜に對して

いへる名稱なること知るべし、而して此の作法は、立禮にも、座

禮にも行はれたり。

居拜は、坐拜ともいふ、坐したるまゝ、體の上部を俛伏するなり。

坐拜の名稱、古書には稀なれど、現今普通に専ら用ひられ、しか

も強ち不當の名稱にもあらざれば、茲に存せり。

老人拜、婦人拜、扱地拜、肅拜、小拜、跪拜、伏拜、屈拜、嘯拜等は、居拜に

等し。

老人拜は、老者に限りて行ふ拜なり、老人は壯者と異なりて、起居自由ならざるを以て、起拜を行ふこと難し、されば一座再至の禮を許されたり、婦人拜とは、特に婦人の行ふ拜なり、婦人は男子と異なりて、舉止易からざるを以て、簡約を許されしなり、婦人拜に二種あり、一を扱地拜といひ、二を肅拜といふ、扱地拜は、兩手を地に著くるなり、肅拜は、俯して手を下すなり、二者共に俛伏せず、

小拜は、諸書に徴するに、多くは小拜して起つとあり、されば坐したるまゝ、若しくは跪きたるまゝにて行ひしものなるべし、跪拜は、跪きて拜するをいふ、されど後には坐しての拜をもいへるが如き事あり、
伏拜、屈拜、嘯拜按ふに、屈拜とは、同じからんは、多く神宮に於て行はれしが如し、但し伏拜の名稱は、往々他にも見ゆ、

立拜は、立ちたるまゝ、腰を折りて、體の上部を屈伏するをいふ、古くは立拜の行はれしこと、多く見えざれど、偶、各立御社前、第一束取、笏一拜(中右記)又賜御馬(置鞍和田三郎朝盛引之)下立庭上、一拜之後退出(鏡吾妻)などあれば、全く行はれざりきとはいひがた、殊に立禮多き今日は、その必要を認められ、此の作法を規定せられたるものなるべし、

起拜は、重く、居拜は、軽しとすれど、立拜、老人拜、婦人拜は、輕重を以て律すべからざるなり、
一拜は、揖よりは稍重けれども、拜としては輕き作法なり、古くは多く位記、及び祿等の賜物を拜受する時、一時の挨拶の如き場合、又祭事等にては、祭員一役を務め畢へたるが如き時に、或は跪き、或は坐り、又は立ちたるまゝ、行へり、畢竟するに、揖にても、敢て不可ならずと思はるゝ場合に、行ふ作法なり、

再拜は、二拜ともいふ、これもと漢土の名稱を、直ちに採用せるものにして、我が國の稱呼によれば、二拜ともいふべし。四度拜は、四拜、四段拜、兩段再拜、再拜兩段、兩度再拜ともいふ、兩段再拜とは再拜の名稱を主として、それを二度行ふことをいへるなり、古書に、再拜次に又再拜とありて、其の註に、兩段再拜式文也外右と見えたり、要するに兩度の再拜といふに過ぎず、故に兩度再拜といふ事もあり、又兩段再拜といふこともあり、再拜兩段は、兩段再拜を轉倒していへるまでにて、再拜を兩度すといふ意なり、尙ほいはゞ、二拜兩度といはむが如し、然るに中右記によれば、兩段再拜と八度拜とは、同一の如く思はるれど、その誤なること、既に先哲此れを辨明せられたり、兩段再拜の四度拜なることは、古書に、本朝之風四度拜神、謂之兩段再拜、本是再拜也、而爲異三寶及庶人、四度拜之、仍稱兩段也(北山抄)とある

にて明白なり。

三拜は、三度拜ともいひ、又三禮ともいひて、三拜七拜九拜は、執れも異朝の禮拜の名稱にして、佛式拜笏を持なり、尤も三拜は、古く宇佐、石清水、北野の諸社に於ては行はれしが如く見ゆれど、そは當時、一時の特例と見て可なり。

拜舞は、舞拜、舞蹈、樂拜ともいふ、拜謝、謝座拜、謝酒拜、悅拜、親族拜等もこれに等し、是等何れも官に任せられ、或は位に叙せられ、或は祿を賜はる等の恩命を蒙りし時、特に行へばいふなり、答拜は、他人我れを拜したる時、其の答禮として行ふ拜をいふ、但し對拜と同一なりといふ説もあれど、そは移りての謂なるが如し。

對拜は、双方相對向して行ふ拜をいふ。

列拜、共拜は、其の名稱異なれども、その種類に於ては、何等の別

なし、即ち二人以上にて、同時に行ふ、同一の拜をいふ。
吉拜は、拜して後、稽顙下巻にいふを見るべし、凶拜は、稽顙して後、拜するをいふ、此の二拜の別は、支那に多く行はれ、我が國にも傳はりて、或る時代には、其の別ありしが如く思はるれど、後には絶えて存せざるか、將た崩れながらも猶ほ残れるか、今はその明確なること、知るによしなし。

以上を更に大別すれば、起居によりて、輕重をあらはすものと、度數によりて、輕重をあらはすものとの二種となる。
起居によりて、輕重をあらはすものは、起拜、居拜、立拜にして、度數によりて、輕重をあらはすものは、一拜、二拜、三度拜、四度拜、八度拜なり、而して度數によりてあらはすものは、自然起居によりて、あらはすものに伴ふ、これ内務省告示にも、單に此の三種を示されたるゆるるべし、故に今、起居によりてあらはす

起拜

ものを、左に三項に分ちて、説述せんとす。

一 起拜

右膝ヨリ立チ、左足ヲ進メ、兩足ヲ踏ミ整ヘテ體ヲ正シ、正笏シテ笏頭ヲ目通ニ上ゲ、左膝ヲ伏セ、尋ギテ右膝ヲ伏セテ俛伏スルヲイフ。

起拜は、拜の本體ともいふべし、されば前述の如く、單に拜といへば、皆起拜のこと、知るべし。

古來拜の作法に二法あり、一は正笏して後、起つと同時に笏頭を目通りに上ぐる法と、一は持笏のまゝ、起ちて後、正笏して目通りに上ぐる法となり、こはその家々によりて、分れたるが如し、而して先年來皇典講究所にては、初めの法を實修せしめて、後の法は單に予が一人にて實行し、又は時間の都合にて、口授のみに止め置きたり、されど疊に内務省にては、後の法を採用

起拜の作法

せられたれば、既に同所々定の祭式を終了したる諸氏、此の旨を諒せられたし。

さて其の作法は、持笏のまゝ、先づ爪立て、右足より起ち、右足の爪先を左の膝まで進めて起つを通例とす、但し舄の上にて奉幣行事などを行ふ拜の作法は、右足を左膝までは進めざるを可とす、左足を進めて、兩足を踏み揃へて、進む起座法なり、後正笏體を正しくして、所謂通體進の時機、正笏の間目通りに上げ、笏と共に先づ腰を折り、次に體の上部を、前に徐々に屈折し、左足を摺りつゝ、後方に曳き、其の膝を右の爪先通りに伏せ、退く着座法なり、摺りつゝ、曳かすば、爪先次に右膝を曳き伏せ、俛伏しつゝ、笏を持ちたる手は、膝前に置く居入りて後更に俛伏するは、居拜に似て見苦しくと同時に居入るなり、この時、鼻は笏の中程にあるべければ、左右の手の置處に注、意すべし、其の程度は、冠額の地に付かざる事、凡そ三許寸一、二寸といふ、説あり、とし、笏はその中間に置き、額と鼻と、又頭と腰とを平衡せしめ、頸を折らず、臀をあげず、所謂頭頸肩脊直ならず、屈せず、反

らず、頸と袍の首上の離れぬ様にして、伏起共に疾徐の中を得

べし、屈腰の間一念

了りて、凡三息、起揚

す、扱正笏の姿勢に

直らん時、笏を判り

て持笏となる、これ

一拜なり、伏起の心

得は、總て揖に同じ、第

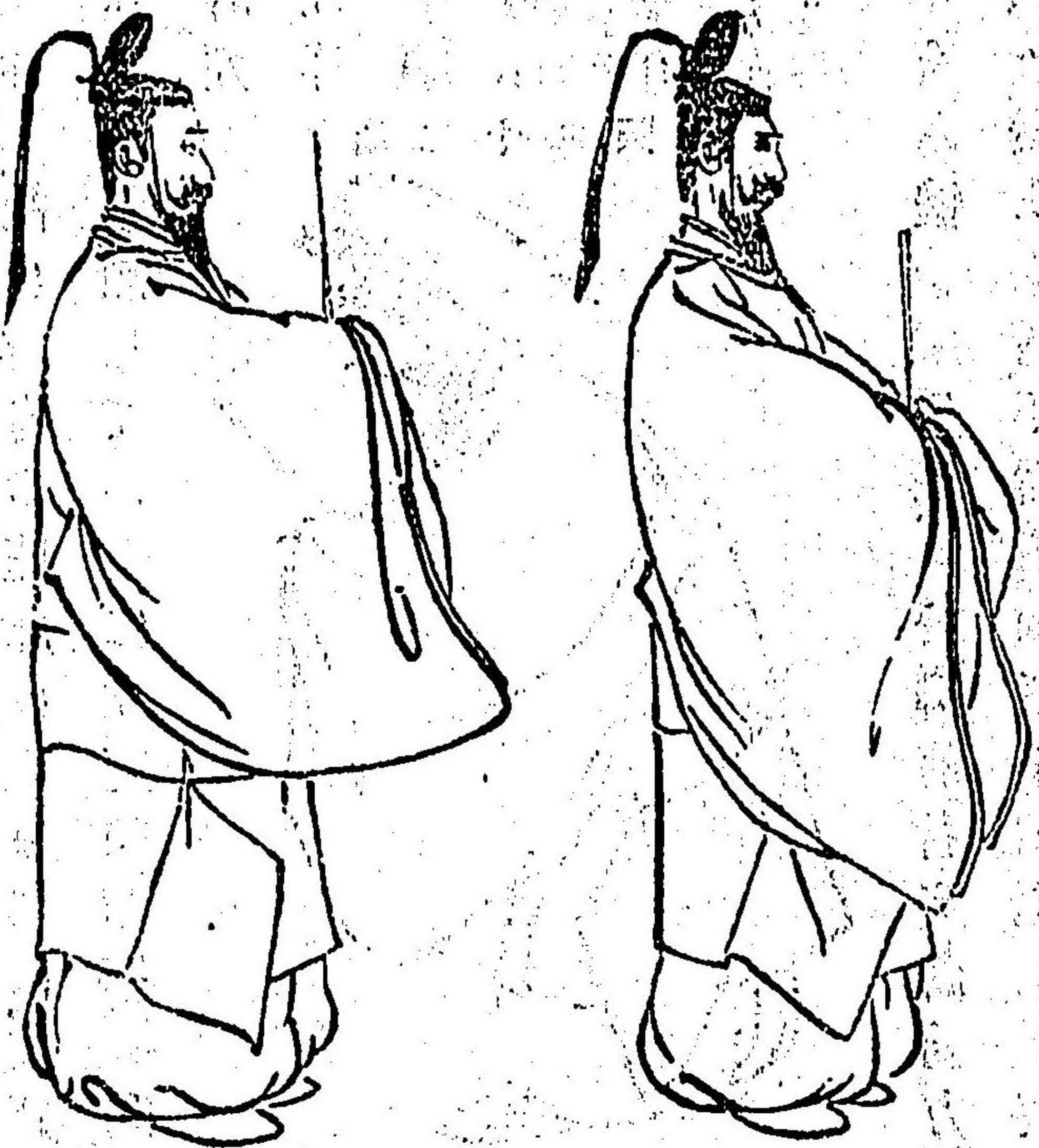
左の第廿九ハ、イ、ロ圖

を見て知るべし、

起拜に就きては、左

起右伏と、右起左伏

との兩説あれども、そは自身の向へる方角によりて、差違ある



圖九十二

圖九十二

なり、古はおほく至尊の正中に當らずして、或は横向し、或は斜向して拜したるもの、如し、故に自身の座席によりては、左起右伏もあれば、右起左伏もあり、而して古書に、立定向西揖、次向乾、再拜、先突右膝、次起時、左膝、爲先、九條殿記に云、凡拜時、先突左膝、是爲令懷中扇、第二疊紙、不落也、然而此拜、元日十先右足、屈御前方、歟、（江家次元日十）

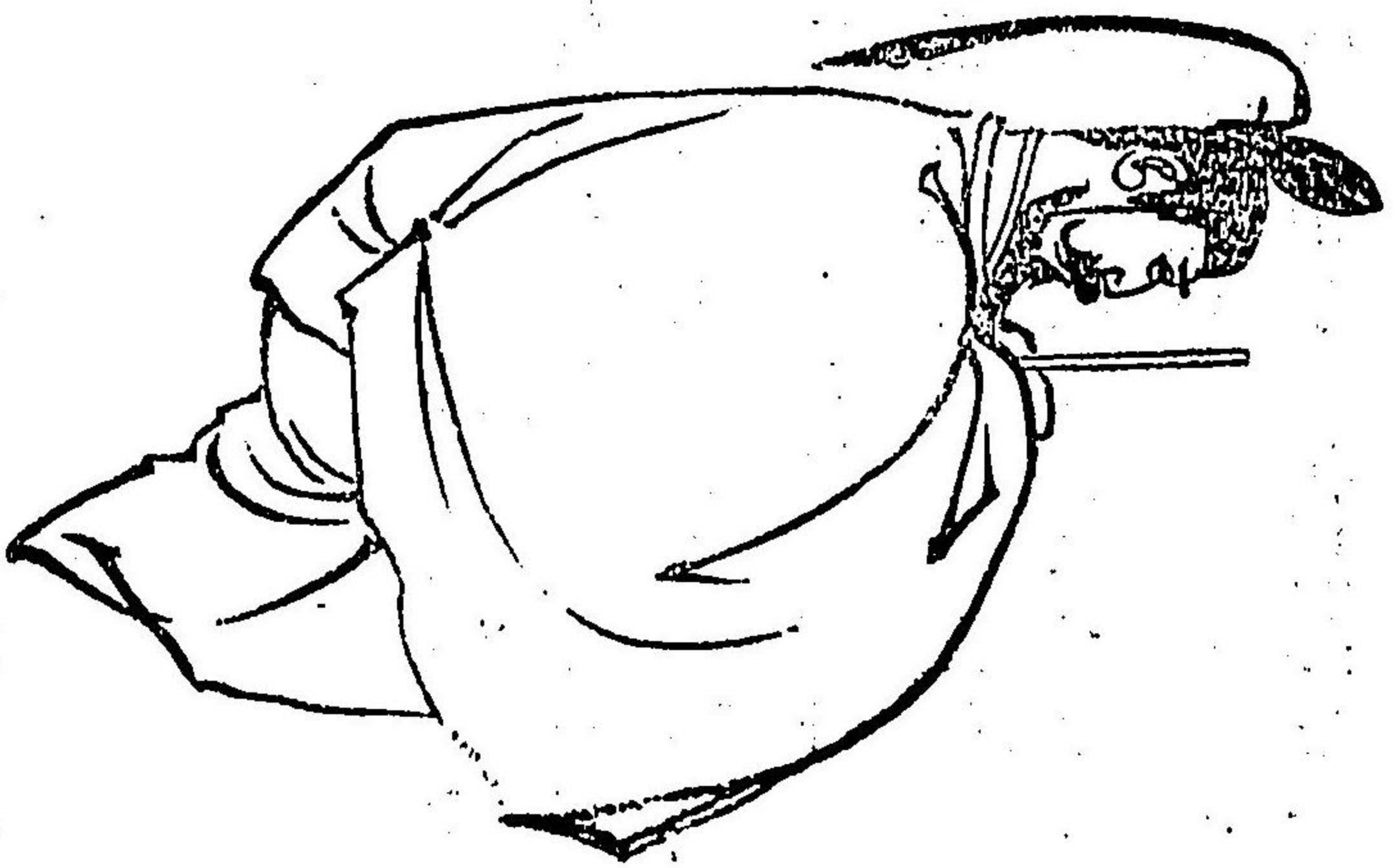
のこれは南殿の前庭に於いて、行條はれし儀式中の拜の方向をいへるものにて、向乾云云、凡拜時云云等の文に、殊に注意すべし、

又諸拜之時、突左膝、爲不令落懷中扇疊紙、但於御前者突御前方、不嫌、所猶有突左之說云々、於當家者、不爲御前者、不謂座上下突（作法）とありて、右起左伏を可とせる説もあり、又實行せる例も



多し、且つ現今は、拜座、祝詞座、既に正中に定まれり、神職として公の祭典に従事する場合は、正中に於て拜すべきものなれば、所謂懷中せる扇、疊紙を落さしめざる便に従ふを可とす、尤も列拜の時、左右側、左右面等にては、正中なる齋主に準じて行ふものと心得べし、又所を嫌はず、猶ほ左を突くといふ説あれども、蓋し拜は普通の起居進退と異なりて、一の作法として見たるもの、如し、故に彼れにより、此れによりて、右起左伏の一に定められたるものなるべし。

二 圖 九 十 二 第



再起拜の

古來此の起拜を以て行はれたる拜は、次の再拜、兩段再拜、八度拜等なり。

ア 再拜

再拜は、一拜を二度連続して行ふをいふ。

其の作法は、前條にて説ける要領に従ひ、先づ一拜して體をや、起したる時、笏の手本、地を離れて持笏に移り、體を起し、更に爪立て、この時、先づ臂を擡ぎ、右足より起ち上り、再び正笏して一拜す。拜を連続して行ふ場合は、いつもこれに準ずべし、但し列拜の時、齋主たるもの、再拜は、拜と拜との間に心を用ひて、座後拜者の整頓をはかるべし、尙ほ委しきは、玉串奉奠の條につきて知るべし。

因に云ふ、再拜の後、拍手をなしたる時は、拍手の後、居拜を一拜すべきものとす。

起拜の
兩段再拜

又拜より拍手に移る時は、判笏するに及ばず、直に左手に移して置笏する方、却て事體を得べし。此の作法は、開扉の後、閉扉の前、御幣物、及び玉串奉奠等の時に行ふ。

イ 兩段再拜

兩段再拜とは、再拜を二度するをいふ。

兩段再拜は、先哲既に説かれたるが如く、古くより神拜にも、朝拜にも行はれしが如し、そは延暦年間、渤海國の使節、朝賀に列するに及びて、四拜を減じて、再拜とせられたることありしを以て知るべし、爾來漸く朝拜は、再拜となりしかども、前掲北山抄の文中、本朝之風、四度拜神云々とあり、又於院宮並人臣者、二拜也、於神者、兩段再拜、再拜之間、申所願也、(作法故實)などありて、神拜のみには、猶ほ四拜行はれたり。

其の作法は、再拜の要領に準じて知るべし、又兩段再拜には、四拜連續して行ふ場合あり、又再拜と再拜との間に、拍手、或は祈念、又は祝詞奏上等を行ふことあり。

現今神社祭式には、何れの場合たるを問はず、再拜拍手とあるを以て、兩段再拜は、不必要の如く思ふ人あるべけれど、神社祭式の、すべて標準を示されたるものなることは、全體を通覽して明かなり、故に同書祝詞奏上の條に、再拜拍手とあるにも拘らず、曩に内務省七十六號の告示の、同條に於ては、兩段再拜を行ふやうに規定せられたり、こは深き故ある事にして、温故知新の意にも叶ひ、再拜を廣義に解して、兩度行ふこと、なし、同書の標準たる事をも、自ら悟らしめたるは、斯道の爲め、感謝に堪へざる所なり、讀者其の意のある所を諒せらるべし。

此の作法は、祝詞奏上の時、又臨時神籬を樹て、神を送迎する

場合等に行ふ。

ウ 八度拜

八度拜は、兩段再拜を兩度するをいふ。

八度拜は、その起居の上よりいひても、度數の上よりいひても、拜中の最も重きものなり、この拜は、古來唯宮中と、神宮とのみにて行はれしが如し、尤も古く、賀茂に於ては、稀に行はれしが如く、大原野に於ても、兩段再拜を二度連續して行はれしこと見 えられたり、此等は特例なり、これを今日諸社にて行ふは、神社祭式の規定に反するのみならず、却つて驕れる作法にして、敬意其の節に當らず、上に云へる懇懃の無禮とは、此等をもいふべきか、されば神社祭式にも、内務省の告示にも、此の作法を見ざるは宜なりと謂ふべし。

其の作法は、古傳を先哲の説によりていは、先づ四段拜して拍手し、次に一段拜し、又四段拜して拍手し、次に一段拜して畢

はる、この一段の拜は、屈拜にして、敬のあまりに添りて、即ち前後合せて、八度拜するなり、其の拜式及び拍手の數一定せず、或は此の前後の拍手につぎてする一拜をせざるあり、或は後の一拜はなせども、前の一拜すべき所にては、膝退するあり、拍手も、或は八つ、二度を、前後に拍つあり、^{合三}或は四つ、四度を、前後に拍つあり、^{合三}或は八と四との貳段を、前後に拍つあり、^{合二}或は四つ、貳度を、前後に拍つあり、^{合十}又はこの四拍手終る毎に、短手一度づつ、拍つあり、これ等種々あれど、總て諸社に於ては、用なきを以て、委しくはいはず、尙ほ古傳の大略は、下卷徵證に就きて見るべし。

居拜

二 居拜

座シタルマ、正笏シテ、笏頭ヲ目通ニ上ゲ、正座シテ、俛伏スルヲイフ。

居拜は、起拜に比すれば、省略の作法にして、敬意従ひて輕し、古來居拜にて、一拜は多く行はれたれど、再拜及び兩段再拜等に至りては、甚だ稀なり、況んや八度拜に於てをや、尤も老者、又は婦人は、居拜にて兩段再拜を行ひしかど、そは前條に述べたる趣旨によりて、特に許容せられたるものにして、古くは壯年男子の作法としては、決して正式にはあらざりしなり、居拜にて再拜を行ひしは、延曆以後の事なるべし、そは前掲平野祭儀に、神主再拜、皇太子以下亦再拜、^{神主起拜、自餘居拜下同}とあるにても知られ、又女は居ながら再拜するなり、男も神社に參詣し、群衆の中にては、居ながら再拜するも可なり、^{神拜傳}などあるも、此等によれるなるべし。

今の世居拜を以て、普通の儀と思惟せるは、一は殿舎の構造にもよれるなれど、おしなべて繁を捨て、簡に就く風によるも

居拜の作法

一拜の

のなるべし、今日は勿論、特別なる晴の儀式にもあらぬ小祭の如き、或は社殿の構造、拜座の位置によりては、居拜を行ふこと、却つて事體を得べし、されば場合によりて、起拜に代へて居拜を行ふとも、強ちに咎むべきに非ず、唯その昔は略儀なりし事は忘るべからず。

其の作法は、先づ座したるまゝ、正笏して體を正し、笏頭を目通りにあげ、徐々に前に俛伏す、其の要領は、起拜の居入りての後に異ならざれば、これを略す、起拜の條参照すべし。

居拜をもつておこなふ拜は、つぎの一拜、再拜、兩段再拜などなり。

ア 一拜

正座して、一度拜するをいふ。

一拜は、起拜にて行ふことなし、これ居拜の、起拜より輕き所以

再居拜の

再居拜の作法

なり、其の作法は、上に云へれば略す。

此れは、起拜、居拜共に、再拜拍手の後、及び八度拜の四拜拍手の後等に行ふ。

イ 再拜

一拜を、二度連續して行ふをいふ。

一拜の俛伏終りて、上體を起す時、笏を判り、再び一拜するなり、但し拜より拍手に移り、又拍手より拜に移る時は、判笏に及ばず、拍手に移る時は、直ちに左手に移し、拜に移る時は、直ちに正笏する方、却つて事體を得べし、その行ふ場合は起拜に同じ。

ウ 兩段再拜

再拜を、二度行ふをいふ。

その作法、再拜の條に述べたるにて知るべし。

其の行ふ場合は、起拜に同じ。

居拜の兩段再拜の作法

再居拜の

三 立拜

立ナタルマ、兩足ヲ踏ミ整へ、體ヲ正シテ正笏シ、笏頭ヲ目通ニ上ケ、腰ヲ屈折スルナイフ。

上に云へる如く、起拜は、座禮

立禮に行はれ、居拜は座禮に

行はれ、立拜は立禮に行はる。

其の作法は、先づ立ちたるま

ゝ、正笏して體を正し、笏頭を

目通りに上げ、上體を屈伏す

るなり、屈伏したる時、上體は

頭と腰とを平衡せしめ、其の心得

は、揖の條にい體と笏との間隔は、正笏の時の間隔を保ち、此の時勢

へるが如し、體と笏との間隔は、正笏の時の間隔を保ち、此の時勢

本聊かは下るとも決して多く、下笏の手本は、起拜、居拜に同じく、鼻笏



第三十圖

の中央に對ふ程に計らふべし、肘は張らず窄めず、膝また折るべからず、猶ほ屈腰の間は、起拜、居拜に同じ、起揚の時は、笏の手本を臍の通り正笏の位置にて判り、上體元に復すると同時に、持笏すべし、尙ほ右の第三十圖によりて知るべし。

其の他の心得は、起拜、居拜、及び揖の條を、参照すべし。

この立拜にては、一拜、再拜、兩段再拜、八度拜共に行ふべし、其の

作法は起拜、居拜の條に説けるを、參看して知るべし。

拜の作法に於て、其の微細なる點に至りては、實地にあらざれば、到底表示し難きもの少なからず、されどその緊要なる心得

の、一二を摘記すれば、左の如し。

一、笏端を目通りにまで上げ、而して笏と面との間隔は、正笏の

時と同じく、凡そ七寸以内なるべきを、動動もすればそれより

前方に出し、或は目通りより上ぐる癖あるもの多し、此の如

き

きは、其の容止尊大に過ぎて、甚だ厭ふべきことなり。

二、笏と面との間隔は、伏し始めは、前條の如き頭頸間隔にて、膝

を折り伏せ、居入らんとする頃より、面次第に笏に近づきて、

規定の程に至るを可とす。

三、俛伏したる體は、冠額地に著かざること、三許寸云々は、胴よ

りして、此の如くならしめざるべからず、頭のみにて度を計

る時は、甚だ見苦しき體をあらはすものなり。

四、肘は膝の上に置くべからず、又地に著くべからず、肘と膝と

は相摩して、著かず、離れず、あるべきものなり、此の時、笏の位

置は、其の中央に鼻の對ふ程を度となすべければ、笏を持って

る手の置き所も、これに準じて計らふべし。

五、置きたる手に力を入れて、杖の如く強くつくべからず、強く

つく時は、笏自然に振動して、見苦しきのみならず、肩の方に

も見苦しき體を表はすものなり、此の手は、そと置くのみな
り。

六、笏は、冠額と地との中間にあるべし、されば冠額地を去るこ

とたとへば三寸とすれば、笏頭一寸五分の所にあるべし。

七、背は、屈せず、反らず、直ならず、肘を程よく落ち付けむとせば、

膝を割る度合、臀と踵との離るゝ程度、及び手の置所に注意

すべし。

八、以上説ける拜體は、大體の通則をいへるものにして、對者の

位によりては、其の俛伏の程度、固より淺深あるものと知る

べし。

右の事項に注意せば、先づ失態はなかるべし、要は、練習の

功を積み、圓熟の域に到達するにあり、尙ほ拜につきて、

古人の説ける心得等は、下卷に譲れり。

第四節 拍手

兩手ヲ合セ、靜ニ左右ニ開キテ、拍チ合スルナイフ、座セル時ハ、置
笏シ、立テル時ハ、懷笏シテ行フモノトス。

拍手は、平手とも開手とも書きて、古くヒラデといへり、蓋し一
は形容の上より、文字をあてたるにて、手を平にして、拍ち合は
するにより、一は作法の上より、文字をあてたるにて、手を左右
に開きて、拍ち合はするによりてなるべし、而して拍開手とも、
手をうつともいひ、又手をたたくとも云へることあり、其の他
廣手とも、弘手とも、打手とも、或は拍手何段とも、短拍手何段と
も、開手何端とも、又單に手何段と云ふやうにも書けり、尙ほこ
の拍手を、カシハデといふより、種々の説あれど、そは拍と柏と
を誤りて、一つになしたるがもとにて、普くいひ廣まりたるも
のなること、既に先哲の論説あり、これ等委しくは、下卷により

て知るべし。

さて拍手は、我が國獨特の敬禮作法にして、所謂緯禮中最も重
きものなり、支那にても、周禮の九拜、中の一に、振動といふことありて、註釋
に、振讀爲振鐸之振、動讀爲哀慟之動といひ、又戰栗變動之拜とい
ひ、又以兩手相擊也などあれど、この手擊つ事などは、只註釋の一説にとまりて、
果して彼の國に實行し來りたりや否や、又哀慟といひ、戰栗といふことなど、皆我
國の拍手とは、全く其
の主意を異にせり。

拍手は、もと驚き喜ぶ場合に、知らず識らず行ふ自然の所作な
り、古書にも、唯是事の親切感慨に逼る、則拍手事、少稚愚夫痴嫗
と云へども、亦有之、豈彼等に於て其禮を知らんや、其至誠不覺
至于此、是ぞ拍手の本致なるべき(古今神學類編)といひ、又今も世人物
に感ずることあれば、自然と手を拍也、其の拜する所を思込て、
手を拍ば、其思込所へ響きて、感ずる也(神拜傳)といへるなど、深く
味ふべし、かく自然に發すべき所作を、種々に規定する必要あ
りやと思はるれど、そは禮の眞髓を解せず、只理論にのみ馳せ

たる偏見といふべし、上の拜の條にて云へる如く、事物の進歩と共に、自然を律して、放縱亂雜ならしめざるは、秩序を保つ所以なり、自然も秩序保たれて、いよく自然たる妙味存すべし人の人たる禮に於ても、亦然りとなす、この拍手の如きも、その所作を不規律ならしめず、且つ其の數の多寡によりて、禮の輕重を現はす事となれるは、此れ亦自然の理勢なり、これ予が一私言にあらず、既に先哲の論說あり、就中今藤井高尙翁の說かれたる要旨に基づき、愚考をも併せて、さらに聊か左に述べんとす、さて拍手はもと、驚喜の情禁じ難くして、拍つものにて、今も猶ほ事物に感ずる時、思はずも手うつとあるは、自然の勢なり、かく感悅の情自然に發して、之れを行ふは、對者をふかくめで思ふ心より、誠意を表する、眞情の現はるゝものにて、對者も亦喜悅の情を以つて、これをむかふるは、自然の理にして、即ち

双方自然に發したる、至誠忠恕の心の花なり、抑、人の交際上の禮儀のこゝろを思へば、表面を裝ふは末事にして、ふかくめで思ふところの、至誠の現はるゝを、表はして、對者を喜ばしむるを、對者も亦喜ぶこゝろの、現はるゝを、表はすを以て、本義とするものなり、これ古人の所謂、禮の體用おのづからこゝに存す、さればこの手うつことも、彼の拜に併せ行ひて、共に禮儀の事として、殊更にうつことゝはなれるなり、聞く處によれば、今一般に行はるゝ、普通禮の膝前に手を下し、指先を接して拜する、合手禮の作法は、拍手より出てたりといへり、さもあるべし、漢籍に、禮之用、和爲貴とあるも、蓋し此の意なるべし、即ち禮の要は、敬と和との、一致を以つて全しとし、敬は専ら拜に存し、和は専ら拍手に存す、故に此の二者の時宜に應じて行はるゝは、禮の根柢とする所にして、我が國古來、その時宜によりては、拜の

みをして、拍手をせざることあり、又拍手のみをして、拜はせざることあり、而して二者併せ行ふは、敬禮の重きものなり、況んや其の數の多きにおいてをや、これ我が國獨特の敬禮作法にして、その拍つ主旨も、周禮の振動などとは、自ら異なる所以なり、さて拜と拍手との二つは、禮儀のもとなるが、はじめは各自自然になすことを、尙ほよくせよ、その體を得よと教へて、それを禮儀となしたるものなり、尙ほいはゞ、尊者に對すれば、頭を垂るゝは自然の勢ひなるを、これを深くせよ、その體を得よとをしへ、又人に逢ひて、感悅に堪へざるより、手ひとつ拍つは、自然の勢ひなるを、數々うて、その體を得よと教へて、此のふたつを、禮儀のもととせり、これ人性自然の理勢に従ひて、自然を律し、益、その至誠敬意を、深厚ならしめたる、先賢の明に、翁の感ぜられたるに、予も亦深く感ぜり。

さて拍手は、遠く神代より傳はれるものにして、其の起原は、天岩屋戸の段に行はれたるものゝ如く思はるれど、史籍の徴すべきものなし、されば大國主神の御國讓の時、事代主神の拍ち給ひし天逆手を濫觴とす、これ等至誠敬意を表する、所謂感極る時には、必ず之れを行ひたるものにて、爾來漸く、我國人の禮となりて、魏志倭人傳に、倭人云々、見大人所敬、但擗手以當跪拜、といひ、又集韻に、今倭人拜、以兩手相擊、蓋之遺法、といへり、古くは、特り神拜の時にのみ行ひしものにあらず、彼の持統紀に、即天皇位、公卿百寮、羅列匝拜、而拍手焉、などありて、朝拜の時等にも、行はれたるものなり、こは、桓武天皇の延暦の頃より、漸く絶えしこと、は、既に先哲の説あり、委しくは下卷にゆづる。

拍手の禮の輕重は、拜と同じく自然、其の拍つ數の多寡によりて、あらはすものゝ如し、故にその數を計るに、一段二段三段四段といひ、或は度を以てこれを別ち、度別八遍などいふことあり、又その拍手にも、種々の名稱を附することゝはなれり、今こ

の拍手の古來行はれたる場合の大略を擧ぐれば左の如し。

- 一、天休を逆へ來たす時
- 一、祝賀の意を表する時
- 一、他人を我方に呼び寄する時
- 一、同感の意を表する時
- 一、感悦極まりし時
- 一、神拜の時
- 一、朝拜の時
- 一、供進物を受け給ふ時
- 一、幣帛を取り捧ぐる時
- 一、玉串を受くる時
- 一、木綿鬘を受取る時
- 一、太刀糸等の下賜品を拜領する時

一、任官の時

- 一、御鎔を封じ畢りし時
- 一、返祝の時
- 一、祿を拜領する時
- 一、酒食を賜はりし時
- 一、饗宴の時
- 一、饗宴畢りて退出する時

この他典籍にて、その徴證はいまな見あたらざれども、世俗諸商人が夷講と號して、饗謙のとき、又は賣買のをり、双方熟議の上、物價を取極めし時、或は役者、義太夫語りなどの諸藝人、總稽古などをして、その式を行ふとき、又力士が將に相撲に及ばむとする時、及び土俵入の式を行ふとき、或は禮ならずとも、兒童等が、高き所などより決心して飛ぶとき、又歌舞音曲の拍子に

も拍手せり、尙ほ此の外、悔しくあさましき折などにも拍つことあれど、そは常の順拍とは、拍ちやう自ら異なり、以上二十數種を大別すれば、

一、感悦祝賀の時、
一、神拜、朝拜の時、

一、授受、決定の時、

一、酒食物品、下賜の時、

一、事の終結して、退散する時、

等の五種となる、而してこれを要するに、彼の事代主神の拍ち

給ひし、天逆手の主旨に外ならざるが如し。

天逆手につきて、一言すべきことあり、そは由來この逆手は、常の順拍ならぬ、異様の拍ち方なりといひ、又甚しきに至りては、後手は、拍つことにて、人を誼ふとき、如此するなり、本居翁は、さすかにこの呪詛を、その船を柴垣に變化せん爲めのまじなひ術ならんといはれつれど、なほいかゞとおもはる、などいふ、伊勢物語の文脈を思ひ違へて、説ける、忌々しき説もあれど、そは甚しき誤りなること、既に伊勢貞丈翁の説によりて、平田翁が大いに辨論せられたれば、其の事につきては、今更

の御待遇の上よりいひて、また御名七つをも有し給へる上よりいひて、天神の御主宰の神たる御神徳の高大なること、今更言を待たず、此の國土は、畢竟天孫に譲り給ふべき條、固より豫知し給ひしことも、亦古典に徴して明なり、其の御事、事代主神は、御父神の所、特に怙み給ひし御子なり、これ亦その條理の存する事なり、豫定し給ひしことも、亦うかひまつるに足れり、而して古來この神は、忠孝兩全の神と尊崇し、聰明果斷の神と仰慕し、皇室の近き守護神と祭られ給ひ、皇室に對し、國家に對して、名實空しからず、御功績の顯著なることは、史籍に徴して、又明なり、讓國の當時の状を、うかひ奉るに、事代主神の英斷立どころに、大義名分を正しくして、萬世無窮の基礎を、確固たらしめ給ひしは、古來上下一般の、鑑とし給ひ、敬仰するも、宜なりといふべし、然るに、その神のこの國土を、擧げて、天孫に譲り給ひ、不祥なる説を立て、最後には、拍ち給ひし、天逆手は、以つて、人を呪詛する所作なり、見ざる説さへ起れるは、何ぞや、これ予が常に、彼の二神に對し、又皇室に對し、國家存立の上より、考ふるも、眞に遺憾とするの、ならず、甚だ不本意とする所なり、予が生國は、出雲國にして、彼神社に、古來奉仕せる、横山家は、予が縁家なるを、以つて、幼少の頃より、屢往來せり、同家に於いては、この古典にある、天逆手の訓を、決してサカデとは、訓まざる、ムカヘデと訓む、古例なるよしを、聞き、常にいぶかしくおもへり、然るに、余が先輩、齋松江藩士、故鈴木蕃氏が、嘗てこの逆手のことを、種々考證して、曰く、旅客を迎へひきて、止宿せしむる、客舎を、逆旅といひ、又敵の攻撃に、先だちて出で、戰ふを、逆戰といふも、みづから進みて、爲す事にて、皆迎ふる意なり、尙ほいは、國語書名中、こゝかしこに、逆の字を、迎ふる意に、用ひたりしこと、多き中に、その第三卷、周語章中、少光王室、以逆天休、とありて、註に、少猶裁也、光明也、逆、迎也、休、慶也、とある、これこの逆手の主意に、略ぼ適ひたり、されば、ムカヘデの訓こそ、

事代主神の真意を得たるものといふべけれといはれたり當時予いまだ若年の
 頃なれば何心もなく聞きすごしたるが爾來注意考察するに論語に不逆詐不僞
 不信不諂などいふこともあれば愈よその説の確固たることを悟れりよりて按
 逆命不辭などいふこともあれば愈よその説の確固たることを悟れりよりて按
 ずるに伊勢平田の二翁は逆は借字にて退の字なりといはれつれと借字にあ
 らずこれ古典撰者が用上に於て事代主神の真意を悟らしめんとしたるの注
 意周到なることを悟り得たる心地せりこれによりて熟々思へば訓は二翁の
 説の如くサカはサカリの省略語にして退りと同義なりサとマとは音相通す
 れば古訓にてサカデと讀めるは退き給ひしその御動作のうへよりいひ逆
 の字を用ひしは御動作の真意をあらはせるものにして即ち彼の天休を逆へ
 天命を逆ふの意なるべし故に其の訓方は古訓のまゝサカ手と訓むも逆の
 字義は迎と同じくして彼の二神の御威徳も皇室の尊嚴もいよ／＼顯れ又
 この逆手のおのづから拍手の禮の起原となりて所謂諸拍手の主旨も亦これ
 に外ならざること明なりといで申すも御父子にて大國主神の幸魂奇魂を
 大物主神と申しまた御子を事代主神としてこの國家の大事を明断し大義
 名分を明にして臣民の皇室に對する無窮則を定め給ひし所以を悟りてい
 よ／＼その尊き神慮の程を感佩して止まざるなりこれ等につきて委しくい
 はまほしけれどもこゝには用なき事なれば省きつ

而して其の數は能く知りがたけれども古書によれば一二三三
 三の數はありやなしや判然せず古書に三四八十二十六二十四三十二
 度又は三段などあれどそれは別に説あり
 等種々ありて其の事の輕重により一定せざるが如し又其の

數の多寡及び拍方によりて名稱を異にせり左に之れを述べし

短拍手

一 短拍手

短拍手は短手とも云ひて此の訓は先哲の説によればミシカ
 クチナウツともヒキクチナウツとも或はシノビデウツとも
 訓むべし短の字をシノブと訓む例なければこのシノビデは長拍手に
 對して云へる名稱にしてミシカデと云ふは數の少きより云
 ひヒキデシノビデといふは音の低きより云ふなるべし其の
 數は四を以つて一段としてその以下三二一をも之れに準じ
 て短手といへるが如し四はその主な名稱なり

今諸社の祭典に行ふ拍手の禮は多く此の短手にして二又は
 四の數なり即ち再拜拍手の時には二兩段再拜の時には四な
 り而して兩段再拜は既に拜の條にいへる如く神拜の古例に

して、拜を連続するとせざるとあり、この拍手も亦その如く、四つ連続して拍つ場合あり、或は二つと二つとの中間にて、祈念又は祝詞奏上等を行ふことあり、故に今は祝詞奏上するときに行ふこととなりて、右兩段のうち、始の再拜一段終りて、二拍手し、次に祝詞を奏し、次に又二拍手して再拜一段することとなり、これ前後合せて四拍手なり。近來此の短手を、悲哀の餘りに拍つものとして、葬儀の場合に行ふものなりと云ふ説あり、これ短手をシノビデと訓ずることあるによりて、葬儀にのみ拍つものと心得たる誤解なるべし、元來葬儀のみならず、總べて儀式に當りては、最も慎重、且つ靜肅に拍つべきものなれば、シノビデと云ふ訓の起りたるもの、如し、然るに之れを以つて、直に短手は、葬儀の時に拍つ拍手なりと断定するは、甚しき誤りなり、故冷泉翁は、已に其の著

長拍手

祭典作法に、之れを區別して、短手の外に忍手の名稱を擧げて、説明せられし所あるは、かゝる誤のいでむことを憂へてなるべし、故に予も亦これに従ひて、別にこの名稱を下に擧げて、説述すること、せり、尙ほ古例を按ずるに、吉凶によりて拍手の禮に別ある事を見ず。

二 長拍手

長拍手は、八開手のことにして、式文に長拍手兩段とも、又拍八開手、次拍短手などありて、短拍手に對したる名稱なり、其の數は八を以て一段として、その以上十二、十六、二十四、三十二をも之れに準じて、長拍手といへるなるべし。八はその主な名稱なり。

三 八開手

八開手とは、八平手ともかきて、手八つ拍つを云へるものにして、即ち長拍手なり、元來彌開手の義にて、數に制限なかりしも

八開手

の、如く思はるれど、後には正しく八と限れる者の如し、そは貞觀儀式、踐祚大嘗會の條に、皇太子以下、五位以上、就庭中、版、跪拍手、四度、度別八遍、神語所謂八開、手是也、皇太子先拍手、南、退次五位以上拍手、とありて、(延喜式、北山抄、江次)即ち一度八遍なる事を知るべし、皇太神宮儀式帳、止由氣宮儀式帳等によれば、同宮に於ては、古來八度拜の時には、多く八開手を拍たるゝものゝ如し、其の拍つべき時は、八度拜の條下に、略は之れを述べたれば、参照すべし。

連拍手

四 連拍手

連拍手の名稱は、古書には其の例ありや見當らねど、現今普通に用ひられ、而も強ち不當の名稱にあらざれば、爰に存せり、此の作法は、其の拍つ數、短拍手に同じく、各員同時に齊しく拍つべきものとす、抑、連拍手は、彼の數百千の軍人、一令の下に、其

の執る所の銃を齊發すると、異なる所なきものにして、其の對者をして、感動せしむるも、一に此の齊發の巧拙如何に存す、而してその巧拙の如何は、數百千の將卒の精神と技術との一致せると否とにあり、されば祭儀を行ふにあたり、最も敬禮を表する此の拍手にして、其の音の區々亂雜ならんか、争てか神明に感通する所あるを得ん、故に此の作法を行ふには、各員能く其の精神の一致と、作法の一致とにつとめて、其の音の區々亂雜ならざる事に、留意すべきなり。

合拍手

五 合拍手

合拍手は、古く神職が、祭文、及び幣帛等を幣使より受けて、本殿に納め、歸り來りて幣使に對して、返祝の時に行ふ拍手なり、今は奉幣行事を行ふ時に、此の古例を行ふ事となれり、そは奉幣行事の條を見て知るべし。

其の拍ち方は、神職及び使互に二つつ、拍つものにして、其の順序は、神職の終りの手と、使の始めの手とを合するにて、音は三つに聞ゆるものなり。

禮手

六 禮手

禮手は、直會等の節、勸盃役の人より、酒盃を受けんとする時、拍手一端するを云ふ。

後手

七 後手

後手は、近時多く退手と書けり、此の拍手は、サガリデ又はマカリデと訓むべき事、先哲の説あり、延喜式に、行酒三杯、以後拍後手退出などありて、直會等終りて、退出の時に、行ふ拍手なり、神宮にて行はるゝ、八度拜の後に拍つ手を、後手と云へることありて、ノチデと訓めり、そはこの後手とは、文字同じくして、意は聊か異なり。

忍手

さて其の後手の數は、判然せざれども、四つ、或は二つなるべく、又後手の數は、一つ拍つものゝ如し。

八 忍手

忍手の文字は、古書に見えず、されど短手の條にて云へる如く、冷泉翁の殊更にこの名稱を擧げて、短手とは異なりといはれたる説によりて、予も亦殊更に此の名稱を擧ぐるは、世の誤解を恐るればなり、さて忍手は、上述の短手を訓せるシノビデとは、其の名同じけれども、主旨異なるものにて、これを今日葬祭に行ふべき拍手にして、音を立てずして、しのびやかに拍ちて、悲哀の情を表はすものなるべき。

因に云ふ、此の忍手は、悲哀の情に迫りて拍つものなれば、凶拍手とも云ふべきなり、然るに神葬式に關かる祭員等の爲す處を見るに、拍手のみは悲哀の情あるが如く見ゆれども、

其の他の作法動作にいたりては、その状の見えざるのみならず、一旦其の式終れば、忽ち其の情態を失ひ、反つて喪家より進むる慰勞の酒肴に飽きて、その時處に適はざる言行を表はし、猥りに談笑して、憚る所なきが如きもの、往々目撃する處なり、これその本を忘れて末に趨り、情を失して作法に偏し、禮を學びて無禮を行ふものといふべし、彼の所謂虚禮、得禮は、識者の惡む所、世の葬儀に關し、忍手を拍つもの、よく予が老婆心を諒して、識者の笑を招く事なかれ。

拍手の作法

拍手の作法は、左右の手を胸の通りに、指先を少しく上に向けて先づ平頭に合せ、而して指間をひらかず、指を反らさず、屈めず、眞平に開きて、靜に拍ち合はするなり、右手の指端と、左指の第一節の邊とを拍ち合す、こは音あらしめん爲なりさて拍ち終らば、はじめの如く、右手の指先を、左手の指先に整頭せしめて後に解くべし、音はさのみ

高からず、ことごとしからぬやうに、おとなしく拍つをよしとす。

因に云ふ古書に、上卿拍手作法、不令有聲、手のさきをあはせて、やをらく打合也とあるを、双方の手の指端を離さずして、本を拍つものとのみ思ひて、何時も此の如くすること、心得る人あれど、そは蓋し文意を酌まずして、只字句のみを見て、解せる上のことならん、此の文の上句に、手のさきをあはせ云々とありて、下句に打合也とあるを以て、熟考ふるに、彼の文章は、省略せる古文の體なれば、今試に解かば、手の字の上に假りにマッといふこと、あはせの下に、ヒッキッといふ文字を加へて、見るべき文章なり、すべて當時には、よく聞えたる事の常なれば、かく補ひて、其の意を得べきものなり、而して聲あらしめずとは、師井上翁曾て曰く、こは列拜にて、連拍する時なれば、拍手の音調の區々

にわたるを憂へて、かく云へるものにて、一般の例にはなし難からんと云はれしことあり、實にしかり、古書(江次第抄、玉海、伯家部類等)によりて、此の條の前後の文を考察するに、こは二月四日祈年祭の時の事にて、祝師今の齋主の如きものが庭中の座に進み、祝詞を申して後、拍手する時に、上卿等も、此の祝師と同時に、拍たる場合を云へるものにて、文中上句特に上卿拍手作法と云へるに注意すべし、普通の拍手の作法とは見るべからず、況んや大永年間、拍手の事につき、御下問に應じたる、白川家の勅答書中、前事に従ひて、手の打ちやう御座候とあるを見ても、一様ならぬことの知らるゝをや。

拍手の作法、及び其の行ふべき場合等は、已に述べたるが如し、今此の作法に就きて、注意すべき一二を擧ぐれば、

一、左右の掌を摺り合すること。

一、左右の指先は、いさゝか上に向くべきを、反つてこれを下にむくること。

一、合掌すること。こは佛式なり。

一、拍たんとする時、左掌を据ゑ、右掌を摺り廻すこと。

一、左手を据ゑ、右手のみを開きて拍つこと。但し何となく、右手にて腕もあれど、よるべからず。

一、左右の手を、高く顔の邊にて拍ち、又は胸の通りより、甚しく下げて拍つこと。

一、拍ちて後ち、左右の指を組合すること。攝掌として、兩の掌を組合せて、胸に押しあつるといふ事あれども、それは普通祭典に行ふべき所作にあらざれば、よるべからず。

一、笏又は扇等を持ちながら拍つこと。

一、兩手を開くこと、廣きに過ぐること。

等は、皆爲すべからざることにして、尙ほ此の他にもあるべし。

世に拍手を輕視るものあるは、これ等の所作を見て、異様に感ずるより、起るものなきにしもあらざるべし。

上述の如く、拍手は、古來上下一般神拜の時のみならず、朝拜の時にも、必ず之れを行ひ來りしものなり、さればこの作法は、自然の上より云ひても、禮儀の上より云ひても、其の重んずべきは論を俟たざるなり、然るに延暦十八年、渤海國の使節、我が朝賀の式に加列せるを以つて、四拜を減じて再拜とせられ、拍手をも爲さることとなりしが、はじめにて、朝拜には、漸次之れを行ふ事の絶えたるが如し、然れども、神祇に對しては古式を捨てず、今も猶ほ此の禮の行はるゝは、これ我が國體の然らしむる所にして、實に喜ぶべき事なり、されど近時に至りては、或は之れを輕視し、或は之れを偏見せるものありて、只神職等、祭祀に従事するものゝみの所作と心得、神祇に對しても、神職以外

のものは、拍手すべからざるものと思ひ、或は之れを行ふ事を恥づるが如く思ふ人あり、殊に中流以上の、事理を解せるものにして、猶ほ且つ然り、按ふに其の原因種々ある中に、中古以來俗神道家いで、此の作法に種々の説を附會して、人に様々の感をあたへたると、祭祀に従事するものにして、この作法の重んずべき事を知らず、時處を計らず、猥りに之れを行ひたると、此の二つは、輕視せるより來れる原因か、又軍人の拜神禮、及び現今普通に行ふ最敬禮といふものとを誤解して、此二つは、誤解より來れる原因か、神祇に對しても、かく行はざるに至れるものなるべし、武裝せる將士は、神拜のみならず、他の禮儀作法も、一般とは異にせることとは、古來の通則なり。

さて現今、祭祀に従事するもの、神祇に對しては、猶ほ拜、及び拍手を行ふべきことは、其の筋の規定せられたる所にして、普通禮の上にあつても、一般神拜の時には、必ず拍手するを常とせり、

故に國家の禮典を代表し、或は典例に従ひて、國家彝倫の標準たる、祭典に従事する、神職たるものは、上述の意を諒し、世の輕視と、誤解とを招かざるやうに注意し、敬みて此の特種の古禮を行ふべきものなり。

雜禮

第五節 雜禮

拜、揖、拍手は、敬禮作法中の主なるものにして、尙ほ其の他に數種の敬禮法ありて、之れ亦自ら經緯の別あり、されば之れを拜、揖、拍手と共に行ひて、儀式の整頓を得るものなれば、左に之れを説述すべし。

平伏

一 平伏

正笏シテ、背ヲ平ニ俛伏スルヲイフ、開閉扉、祝詞奏上、渡御、御幣物通過、受祓等ノ時ニ行フ所作ナリ。平伏は、經の禮にして、古來自ら淺深の別あり、其の淺きは揖體

平伏の作法

の如く、深きは拜體の如し。

此の作法は、正笏して、兩手を膝前に下ろし、俛伏はすれども、笏頭は目通に上げず、且つ伏する間に、拜、揖等の如き、一定の制限なくして、その事譬へば開閉扉、祝詞奏上等の終るまで、持續するものにて、背を平にして、拜揖の條併せ見るべし、面を地に近づくる作法なり。

此の作法は、開扉、閉扉、祝詞奏上、渡御、御幣物通過、受祓等の間、祭員一同之れを行ふものにして、齋主副齋主の二人にて、開閉扉を奉仕し、齋主の再拜拍手する時、副齋主のみ之れを行ふ。

さて古くは、公卿たる人、大臣に對すれども、間を隔てたる時、又は幔幕等を隔てたる時は、之れを行はざりしものにて、古く此れを行ひたる場合の大略を擧ぐれば、

- 一、豫て座に居る者、尊敬すべき人の起居の時、
- 一、四位五位の大名の將軍に對する時、及び御供衆の如きもの

將軍に對し、元日の禮を爲す時、

一、將軍、勅使に對する時、

一、主上、御起居の時、及び上皇に對し奉る時、大臣以下平伏

一、申文を見る時、進退平伏

一、宸儀、入御の時、關白及平伏及び主上、御神拜の爲め出御入御の時、取附平伏

一、地下の諸大夫、親王、及び大臣に遇ふ時、四位下車、降階、五位下車、平伏、又、大外記、大夫、下車、平伏

一、齋場に於て、官掌、辨、忌部等、上卿に對する時、

一、祝詞奏上の間、祭員平伏

一、御幣物通過の時、上卿等平伏

一、神宮傳奏の時、一ケ條ノにて、御さそくをうかひ、よみ了りて、目六を卷笏にとり、そへて圓座を下りて平伏

一、恐悅、謝意を表する時、

一、奏事の目錄を讀み終りし時、

一、大臣起陣の時、參議平伏及び内辨下殿の時、參議平伏

一、敬意を表せざるも、便宜の場合に行ふ時、但し此れは、禮意にあらざれば、把笏せざることを無論

等なり、而して古くは、胡床コトコに居ながらも、或は床子ヒヤコに居ながらも、平伏せしことあるが如し。

現今御幣物通過、受祓等の時には、淺き方に依るべけれど、其の

他は、深き方によるべきものなり、さて此れを行ふべき時期は、

行事の條に云へるを見て知るべし。

尙ほ臨時祭に、神籬を建て、神を送迎する場合にも、開扉、閉扉

に準じて、之れを行ふものとす。

二、跪居

兩膝ヲ突キ、爪先ヲ立テ、踵ノ上ニ臀ヲ置クナイフ、殿上ニテ、應對

授受、及薦、案、軾等を、鋪設スル時ニ行フ所作ナリ。

跪居

跪居は第三章第二節に述べたる如く、座體の一種にして、所謂經の禮なり。

跪居の作法

此の作法は、已に云へるが如く、兩膝を齊しく地に着け、兩足の爪先を立つるなり、さて前條に云へる場合は、起座、着座等の順序を、便ならしめん爲めに行ふものにして、他の動作に移らんとする豫備なり、されば臂を離す方可なれども、爰にては一の敬禮作法として行ふものなれば、故に臂と踵とをはなさず、却つて踵の上に、臂を置く方可なり、これ其の所作略は同じくして、意の異なる所なり。

此の作法は、殿上にて座禮の時、人と應對し、物品を授受する時、薦、案、軾等の舗設及び撤却等の時に行ふものにて、古く之れを行ひたる場合の大略を擧ぐれば、

一、天皇、太皇太后に對し給ひし時、臨時の事なり、

一行幸の時、劍璽を授受する人、相共に跪す、

一同上の時、御輿を南階、若くは御輿寄に安んずる後、御劍を御輿に入れ奉る時、

一同上の時、近衛の次將、御輿に向つて跪す、

一、鏡、劍、璽符を上る時、

一、主上に對し、地上、又は小板敷に候する時、

一、天神の壽詞を奏する時、

一、武士、御所の庭上にて、命を受くる時、又は言上する時、

一、御前に於て、物を申上ぐる時、

一、賜物を受くる時、

一、申次に依つて事の沙汰を待つ時、

一、祿を受授する時、

一、應對の時、

- 一、敬意を表する時、
- 一、拜をなす時、
- 一、稱唯する時、
- 一、禮畢を唱ふる時、殿上の侍從、
- 一、筥を持ちて地に置く時、
- 一、外記、大臣に物申す時、
- 一、机上の幣を取る時、案の下に跪く、
- 一、物を授受する時、
- 一、神殿の前にて、祝詞を讀む時、
- 一、神前にて、鋪設の上に居る時、
- 一、史、大臣に官奏を進むる時、
- 一、外記、大臣に對して稱唯せんとする時、
- 一、上壽者、奏上の時、

蹲踞

- 一、御前にて、膝行せんとする時、
 - 一、酒正、貫首の人と、空盞を受授する時、
- 等なり。

三 蹲踞

兩膝ヲ折リテ、蹲マル。ナイフ、神前ニ近キ所ヲ横ギル時、又庭上ニテ、殿上ノ跪居ト同シキ時等ニ行フ所作ナリ。

蹲踞とは、ツクマル又はツクバフと云ふ作法にして、古く中禮通り禮といへり、所謂經の禮なり。

此の作法は、其の要領を得ざれば、所作の困難なるのみならず、足を爪立て、兩膝を開き、上腿を水平に保つものなりと云ふ説さへありて、初心者の甚だ苦む所なり、これツクバフと云ふ語意に反する所作にして、蹲踞の眞意を解せざる弊なるべし、古書に、蹲意馨屈して、御神拜を啓す(子良館祭奠式齋居通翼)と云ひ、或は少し

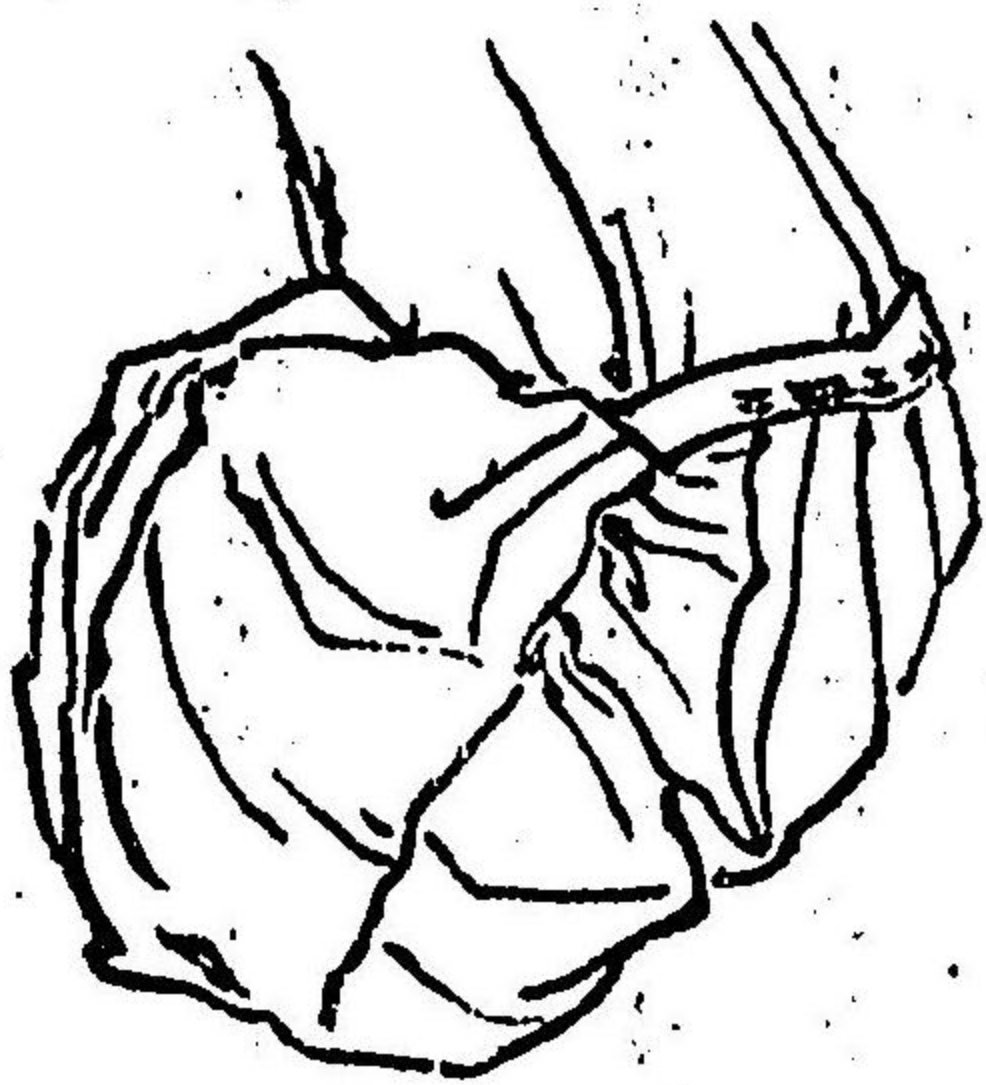
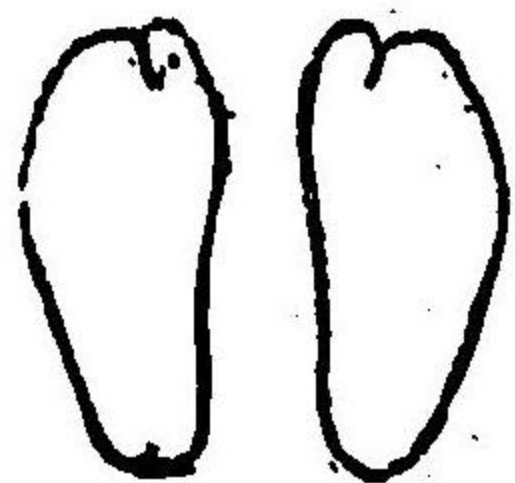
躰居の作法

うつぶして、うつくまりゐたり（遺物語）と云ひ、或は躰則足底著地而下其躰、聳其鄰、曰躰（段注說）とあるによりて、その然らざるを知るべし、況んや古來傳ふる所の作法に適はざるに於てをや。

第三十一圖イ

此の作法は、兩膝を折り、之れを聳やかして、足蹠を地に着け、少しく踵を開き、上體を自然に任せて、聊か前にかゝらむれば、容易に行ふべく、且つ永く持續し得べし、少しく體の前にかゝるは、自然の勢ひにして、下これ則ち敬意を表する状態とも云ふべきか、下の第三十一圖イによりて、其の體及び足の状を知るべし。

第三十一圖



此の作法に、神前間近き所を横切る時、又庭上にて殿上の躰居に同じき場合、即ち座禮の時、人と應對し、物品を授受する時、薦

案、軾等の鋪設及び撤却の時等に行ふものなれども、薦軾等は、庭上にて、座禮立禮共に之れを行ひ、案はその大小によりて、之れを行ふと、然らざるとの場合あり、而して古く之れを行ひたる場合の大略を擧ぐれば、

- 一、庭上にて神拜の時、
- 一、上皇御幸の時殿上人、中門の外に於て御車過ぐる間、
- 一、尊前を過ぐる時、及び尊者の我が前を過ぐる時、
- 一、官位下等の輩、高位高官の人に遭遇せし時、
- 一、殿上、朝堂等の公所に於て、事に従はざる子の父に遇ひし時、
- 一、従者主人に對する時、
- 一、殊別に敬意を表する時、
- 一、至尊及び高貴の人を送迎する時、
- 一、簀子、御縁及び庭上等に、一時伺候する時、

一、庭上にて行事する時、
等にして、要するに、静止の容儀なれば、行動中、一時此の容儀を
取り、静止して敬意を表するものなり。

因に云ふ、此の條の告示中、殿上ノ跪居ト同シキ時等とあり
て、庭上の立禮、座禮の場合を區別せず、物品の如何を細別せ
ざるは、その大凡を示して、活用せしめむとてなるべし、尙ほ
既に凡例中に云へる如く、凡及び等の文字の使用様ようによ
く注意すべし。

四 起立

兩足ヲ踏ミ整ヘテ、立ツナイフ、立禮ニテ、應對授受等ノ時ニ行フ
所作ナリ。

起立は、所謂經の禮にして、立禮の時に行ふ敬禮法なり。
此の作法は近來行はるゝ、立禮より起りたる名稱の如く、思ふ

起立

ものあるべけれど然らず、古く之れを行ひて、敬意を表したる
實例多し、今其の一二を擧ぐれば、

一、朝堂にて、五位以上の、左右大臣に遭遇し、又は左右大臣の、親
王、及び太政大臣に遭遇せし時。

一、五位以上の、親王、及び太政大臣に遭遇せし時。

一、朝堂にて、大臣、及び王の、親王に遭遇せし時。

一、稱唯せんとする時。

等に之れを行ひたるものなり、されば將來立禮の行はるゝに
於ては、古例によりて、此の敬禮法を行ふこと、益必要とする所
なり。

此の作法は、座を起ちて正立するものにて、或は對者に正面まへし、
或は注目する等、其の時宜によりて酌量あるべし、又持笏せる
時、高貴の方に對する場合には、正笏して敬意を表するを可と

起立の 作法

す。

此の作法は、座禮の跪居の如く、立禮にて、應對授受等の場合に
行ふものにて、通例庭上にて、對者の座せる時は蹲踞すべけれ
ども、双方共に立てる場合には蹲踞せず、却つてこの法に據る
べきものとす、以上の實例に依れば、此の作法は、多く靜止の容
儀にして、單に便宜を計る爲めの所作なるのみにあらず、同輩
ならば、互に磬折すべき場合に於ても、身分に上下の別あらば、
上位は此れを行ひ、下輩は磬折する等の事あるべければ、或は
磬折に代へて行ふ場合あるべきなり。

磬折

五 磬折

立チタルマ、正笏シテ腰ヲ折ルナイフ、座禮ノ平伏ト同シキ時
ニ行フ所作ナリ。

磬折は、所謂經の禮にして、腰を折り、上體を前に屈する状態、磬

樂器の背の如くなるより、起りたる名稱にして、多く立禮に行
ふ敬禮法なり、磬折は、深く腰を折る事とのみ思ふ人あれど、そ
は當らざるが如し、何となれば、古來少磬折、深磬折といふ名稱
もありて、座禮の平伏と、おなじ場合に、行ひたるのみならず、立
則磬折垂佩、主佩倚則臣佩垂、主佩垂則臣佩委(禮記)とあるによ
りても、其の淺深の別ある事を知るべし、さて古く此の作法を
行ひたる場合の、大略を擧ぐれば、

- 一、宸儀、初めて見え、群官、警蹕の聲を聞き、面伏を稱せられし時、
- 一、宸儀の過ぐる時、將軍磬折、自餘磬屈
- 一、御前に伺候する時、
- 一、御前に近づく時、近づくに隨つて、漸々磬折
- 一、御前を退く時、
- 一、天機を候ふ時、

- 一、奏筥を捧ぐる時。
 - 一、主上の御意を、群臣に傳ふる時、傳ふるもの。
 - 一、祝詞を奏する時、奏するもの、之れを行ふ。
 - 一、奏上の時、坐せるものと雖も、故に起座して行ふことあり。
 - 一、御前に於て奏事の目録を讀む時、毎條文を開きながら磬屈
 - 一、物を受くる時。
 - 一、身分卑きもの、尊者に物を渡す時。
 - 一、身分卑きもの、尊者に物を云ふ時、大臣に對しては跪す。
 - 一、六位以下のもの、親王、及び太政大臣、諸官省等の長官に對する時、五位以上の起立する場合。
 - 一、關白、殿を下る時、家禮、之れを行ふ。
 - 一、殿上人、我が前を通過する時、上北面のもの、之れを行ふ。
- 等にして、多くは靜止の敬禮法とす、されど尊者に對して、行進

磬折の作法

中之れを行ひたる事ありて、殆ど屈行の如き場合なきにしもあらず。

此の作法は、その腰を折る上より云へば、立揖と略倭同じけれど、揖には一定の法則ありて、屈腰の時間に於ても亦定りあるのみならず、揖には之れを解く法さへあり、然るに磬折は此れ等の制限なくして、只腰を折る事を、名詞として云へるまでの名稱にして、随つて之れを行ふ精神上にも、自ら異なる所ありて、恰も平伏の拜に於けるが如し。

さて此の作法は、正笏して腰を折ると云へるより、或は笏尾の體に着かざるもの、如く解するものあれども、そは正笏を狹義に解したる説なり、故に笏尾を臍の邊に着くる事、揖と異ならざるを正しとす、而して場合によりては、持笏のまゝにても之れを行ひ、又空手の時は、又手して之れを行ふべし、其の腰を

折る程度は、揖に同じければ、其の條を參考すべし。
前文に云へる如く、此の作法は、深磬折、少磬折の名稱もあれば、時處位によりて、淺深の別ある事、座禮の平伏の如くなれば、其の行ふべき場合も、彼の條を參照して知るべし。

尙ほ此の作法は、物品を持てる場合は、假令高貴の人、其の前を通過すとも、之れを省きて行はざる古例あり。

此の外、磬屈といふ名稱ありて、古書に、磬折者、乍立之禮也、在座時、無磬折之名、可稱磬屈、云々(大江俊矩記)とあり、之れによれば、立てる時と、坐せる時とによりて、其の名稱を異にせるが如し、而して磬屈は重く、磬折は輕きもの、如く云へる事あり、こは立てると、坐せるとの別より云へるなるべし、又到圓座前、突左膝、左廻シテ居(不正本座、逃片足)、少磬折候(玉海)とありて、坐せる時にも、この名稱を用ひしものなるべければ、一概に、立ちながらのみとは云

ひがたし、要するに上述の如く、磬折は腰を折る名詞として、廣く用ひられたるものなれば、磬屈は狭くして、坐せる時に用ひ、磬折は廣くして、立てる時にも、坐せる時にも用ひし名詞なるべし、而してこの名稱は、告示中に無きものなれば、その用なけれども、參考の爲めに云ふなり。

六 屈行

腰ヲ折リテ、歩行スルヲイフ、立禮ニテ、神前ヲ横ギル時等、二行フ所作ナリ、其ノ程度凡ソ、三步トス。

屈行は、立禮には勿論、座禮にも、立歩の時は、場合によりて之れを行ふ敬禮法にして、前條の磬折と同一なるが如きことあり、此の作法も、所謂經の禮にして、磬折して行くものなれば、隨つて其の腰を折る程度に、淺深の別あるもの、如し、古書に、屈腰而行良也(作法)、屈腰行也云々、其淺深不審云々、袍襴當足云々(後押)

屈行の作法

屈行

小路内御座の次の間より屈行して、次第にふかくなりて云々武建年中行事等あり、而して此の作法は、神前の稍遠き所を横切る時に、之れを行ふものなれども、尙ほ古く行はれたる場合の一二を擧ぐれば、

- 一、尊前に進む時、又は逆行する時、
 - 一、外記、笥文を捧持して、上卿の前に近づく時、
 - 一、下名を給はる時、大臣の前に進む式省の官人之れを行ふ
 - 一、御前に進む時、近づくに随つて、次第に深くなりて、跪きて膝行す。
 - 一、御前に間近き所にて、斜行等をなす時、但正中を横切らざる場合
- 等なり、而して屈行の間は、凡そ三步を程度とすべし、されど場合によれば、一二歩にても可なるべし、其の凡三步を度とせるは、古書にも、屈行三步計、左右相合せて六足計なり玉とあるによりても知るべきなり、二足を合せて一步とせるは、當時一流の計へ方なり、此れを行ふに

膝行

は、體の動搖俯仰して、見苦しき態をなす事、初心輩の常なり、そは屈行すべき位置に至り、初めて心付たるもの、如くし、且つ特に足の容の重きを貴ぶ作法なるを、却つて軽く運ぶより出づる弊なれば、よく注意して、事體を失はざらん事を要す。

七 膝行

此の膝行の作法は、起居進退の條にて、之れを述べたれば、本條に於ては、省略すること、せり、然れども尙ほ敬禮作法として、必要なる所及び古く之れを行ひたる場合の二三を擧ぐべし、此の作法も、所謂經の禮にして、之れを行ふには、古くは空手の時は又手し、又膝退のときは左右の袖を合せて容を正し、以つて敬意を表したるものなり。

古來此の作法に、二種の仕方ありて、甲は先づ跪きて兩膝を整へ、次に左又は右の膝より交互に進むる法にして、乙は左又は

膝行の作法

右の膝を突き、次に右又は左の膝を突き整ふること無く、直に送り出して、順次に進め行くものにて、甲は正しき所作にして、乙は急ぎの場合に行ふものとも云ふべく、殊に尊前にては、甲を行ふを以つて正しとす、古書に、多くは膝行の前必ず跪くといふ文字あるを見ても、之れに據るべきものなり、又之れを行ひたる場合は、

一、御座前及び御前に進む時、御前近き長押を昇降するにも、之れを行ひたり、

但し老人は、之れをせざる例あり、

一、御前に於て、文杖を捧げ、或は管文及び短冊等を置く時、又は取る時、

一、清涼殿等の圓座に着く時、

一、貴人の前に出てし時、等なり、

逆行

八 逆行

逆行は、一に逆退とも云ひて、古は膝退のことをも、逆行退といへる例あり、徐歩の條に云へる如く、尊前に面して退く作法なれば、所謂對者に背後を見せざる法にして、古く御前を退く時の敬禮法として行はれ、又御前ならずとも、程遠き所にて、拜などの後に行はれたる實例あり、

逆行の作法

其の作法は、乍立退之良也(作法故實)とありて、踵を地より放ち、上に放つなり、足蹠の前部を摺りつゝ、退くなり、斯の如くすれば、體自前方にかゝるものなれば、自然に従ふをよしとす、古書に、以右手取宣命、取文中程也當胸程逆行、乍踏折禮典節會之時、勤宣命使人作法雖多、大略人知事也云々、欲指笏處、内辨給宣命、其時兩三步進寄給之、即取副笏逆行也、進寄程逆行、立定更揖也、是取秘事也、次賜宣命後、事外微行也、近代此作法不見歟、進時普通程也、復座時

雖非練事外微々行也(世俗淺)とあるにても、體をかくるのみならず、或場合には磬折し、或は其の作法を行ふ事の慎重にすべきことを知るべし。

此の作法は、足と體とを同時に運ばず、或は足の容を重くせず、又體の前にかゝらざるより事體を失ふこと、初心の輩に往々見る所なれば、よく上述の意を味ひ、注意して之れを行ふべきなり。

又手

九 又手サヒ

又手は、所謂緯禮に屬するものにして、空手にて神前、又は敬すべき人の前にて行ふ作法にして、古書に、無用笏靴、又手三度可(西宮)拜(記)又手膝行登(江次)とありて、左右の四指と、拇指とを正しく相交、又し、陰部の邊に置くものにて、其の交叉の法に、左を上にする、と、右を上にする、との兩説あれども、委しき事を記せ

又手の作法

るものなければ、詳に知り難し、されど左を上にする方正しかるべし、此の作法は、立てると、坐せるとに拘はらず、空手にて尊前間近き所を進退する場合に行ふものにて、古くは拜をなすにも之れを行ひたるものなれども、其の手の置き所は、何れの邊なりしか判然せず。

抑、此の作法は、殊更に敬意を表する爲にするものなれば、處を計らずして猥りに行ふは、却つて禮を失したるものといふべし。

また手を交叉するに、或は指間を開き、或は堅く握るが如き異様の状をなすこと、初心者の常なり、よく注意すべし。

十 拱手

拱手も亦所謂緯禮に屬するものにして、手をコマヌクことにて、笏の條に云へる如く、古は把笏に預らざる神職ありて、これ

拱手

拱手の作法

等は拱手して事に従ひしこと、古書に見えたれども、其の作法詳ならず、禮記等によれば、左右の衣袖を寄せて正笏せる時の如く、手を重ね左内之れを舉げて、拜を行ひしものなるが如し。

十一 逡巡

逡巡の作法

逡巡は、逆行に類する敬禮法にして、乍居退アトシザリマニ廻ル事(作法故實)とありて、膝退するをもかくいへるが如し、アトシザリマニ廻ルして居る意にて、古くサメルといへり、敬すべき人を上位とし、又は貴人に對して之れを行ひて、敬意を表する作法なり。

十二 動座

動座

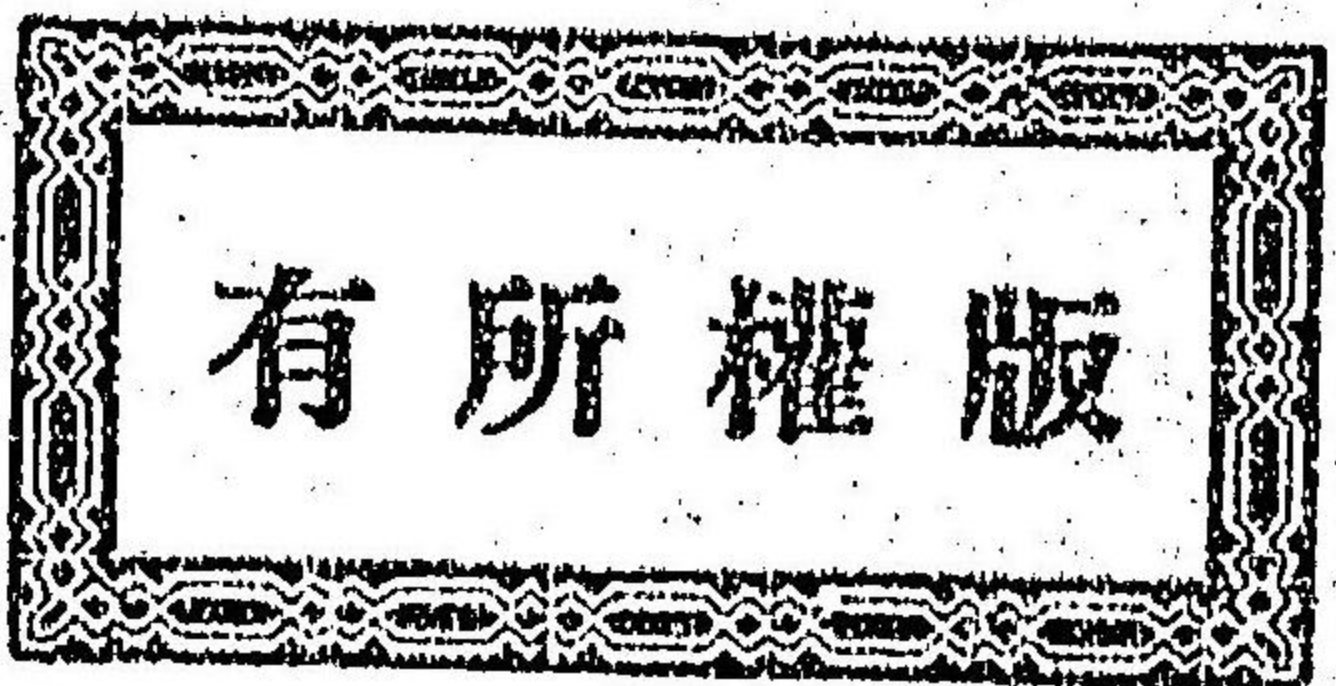
動座の作法

動座とは、貴人を見て、其の座を避くる事にて、或は牀を下りて起立し、或は座を去りて跪き、又は地に立つ所作にて、貴賤によりて同じからず、今も敬すべき人後着の時、前着の者席を避くる事あり、此れみな動座の作法なり。

以上又手、拱手、逡巡、動座等は、内務省告示に示されざる所なれども、敬意を表する作法として、心得べきものなれば、初心者の實地應用に便せんとて、参考の爲め、こゝに其の概略を述べたるなり、就中又手は、前述の如く、處を計りて之れを行はゞ、事體を得るのみならず、自ら敬虔の狀を現はすものなれば、よく習熟する必要あるべし。

神式社 行事作法教範上卷終

明治四十三年六月廿五日印刷
明治四十三年七月十一日發行



著者
發行者
右代表者
印刷者
印刷所

定價金壹圓

青戶波

皇典講究所

三里半七

小西幸吉

日本印刷株式會社

發行所

皇典講究大學所

出版部

東京市麹町區飯田町五丁目
電話號碼五百五十八番
振替口座東京一三九〇〇番

神社式
行專作法教範上卷終

明治四十三年六月廿五日印刷
明治四十三年七月十一日發行

版權所有

發行所

皇典講究大學所
東京市麹町區飯田町五丁目

出版部

電話番町五百五十八番
振替口座東京一三九九〇番

著者

青戸波
東京市牛込區南戸町三十

發行者

皇典講究所

右代表者

三里半七
東京市麹町區飯田町五丁目八番地

印刷者

小西幸吉
東京市神田區三崎町三丁目一番地

印刷所

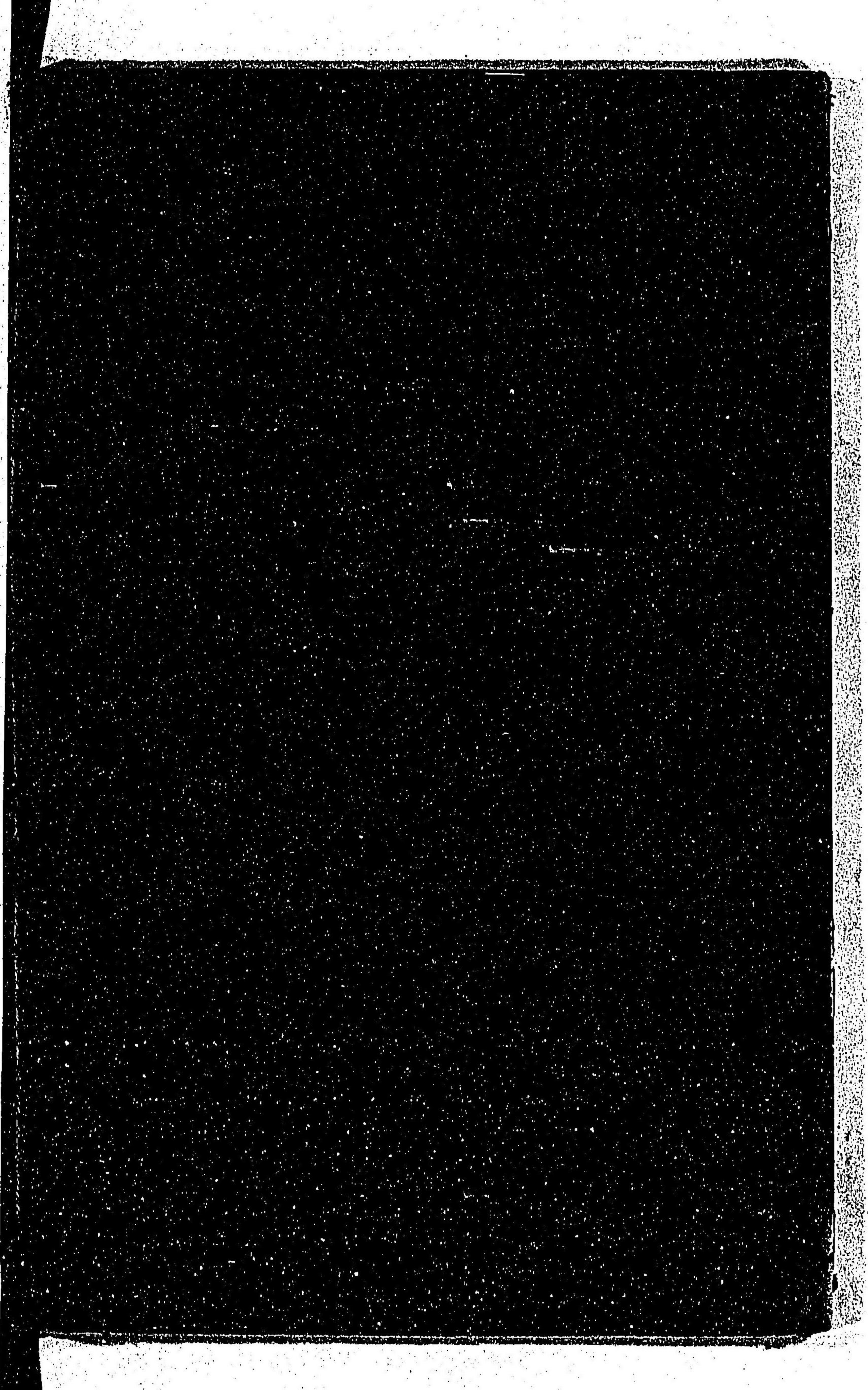
日本印刷株式會社
電話番町八百四十番

定價金壹圓



246
210

246
210



014192-000-9

246-210

神社祭式行事作法教範 上卷

青戸 波江/著

M43

ABB-0510

